

第3次多摩市みどりと環境基本計画 (素案)

目 次

ページ

第1章	計画の基本的事項	1
1	計画の基本的事項	1
	(0) はじめに	1
	(1) 計画の目的	1
	(2) 計画の位置づけ	2
	(3) 計画の期間	3
	(4) 計画の対象範囲	3
	(5) 計画の推進主体	4
	(6) 協働による計画の進行管理	5
第2章	計画の背景	6
1	前計画策定以降の動向	6
	(1) 持続可能な社会、ESD	6
	(2) 気候危機への対策	8
	(3) みどり・生物多様性の保全	11
	(4) 資源循環	14
2	前計画の推進状況	16
3	計画の改定ポイント	17
4	本計画の策定までの流れ、計画の構成	18
	(1) 前計画の見直し、本計画の策定の流れ	18
	(2) 計画の構成要素の再整理	21
	(3) 本計画の構成	22
第3章	計画の理念と目標	23
1	計画の基本理念とめざす環境像	23
2	長期目標	25
3	短期目標	28
4	管理指標	29

第4章 目標達成に向けた重点戦略と分野横断的取組	31
1 重点戦略（5つの着眼点）	31
（1）重点戦略の趣旨	31
（2）5つの着眼点	32
【着眼点1】気候危機への対策を通じた安全安心で持続可能なまちづくり	34
【着眼点2】みどりの機能を生かすまちづくり	42
【着眼点3】地域の資源を生かし、持続可能な資源利用を実現するまちづくり	47
【着眼点4】多様な価値観・ライフスタイルの中で環境配慮を促すまちづくり	55
【着眼点5】各分野の活動を支える新たな市民協働の体制づくり	60
2 分野横断的取組を通じたSDGsへの貢献	64
第5章 分野別の取組み	65
1 取組みの体系	66
2 自然環境分野	68
取組方針A：生物多様性の保全	69
取組方針B：みどりの保全・確保	77
取組方針C：みどりの利活用	85
3 生活環境分野	92
取組方針D：健康的で安全安心な暮らしの保持	93
取組方針E：美しく快適なまちの保持	98
取組方針F：気候変動への適応	102
4 地球環境分野	109
「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」の実現に向けて	110
取組方針G：省エネルギーの推進	114
取組方針H：再生可能エネルギーの利用拡大	117
取組方針I：資源循環の推進	119
5 環境活動分野	125
取組方針J：環境教育・環境学習の充実	126
取組方針K：市民協働による環境活動の促進	130
6 分野別の取組みを通じたSDGsへの貢献	132
資料	133
（1）みどりのルネッサンスの振り返り	133
（2）素案の作成経過	137

コラムの目次

	ページ
○ SDGs ウェディングケーキモデルについて……………	7
○ ESD（持続可能な開発のための教育）とは？……………	7
○ 「地球温暖化」から「気候危機」へ……………	9
○ 多摩市気候非常事態宣言……………	10
○ ネイチャーポジティブ（自然再興）……………	12
○ 「みどりのルネッサンス」の取組みの状況……………	12
○ 生物多様性と私たちの暮らしとの関わり……………	13
○ 地球規模で進む生物多様性の損失……………	13
○ 循環経済（サーキュラーエコノミー）……………	15
○ 気候変動対策、みどり・生物多様性の保全、資源循環の取組みの関係……………	15
○ 若者世代が思い描く、多摩市の理想の環境・社会とは……………	19
○ 多摩市版気候市民会議の開催……………	20
○ 気候危機への2つの対策 ～「緩和策」と「適応策」……………	41
○ 多摩市プラスチック削減方針……………	52
○ 多摩市での「リニューアブル」の取組み……………	52
○ じぶんごとプラネット……………	56
○ 多摩市における自然環境の変遷……………	69
○ 多摩市における生物多様性の危機……………	72
○ 企業による生物多様性に配慮したみどりの保全・管理の事例……………	76
○ 萌芽更新……………	81
○ 公園の機能再編・機能集約の事例……………	87
○ 多摩市での気象災害等……………	102
○ CO2 排出量の計算方法……………	110
○ ZEB-Ready を取得した公共施設「多摩市中央図書館」……………	112
○ 多摩産材や国産木材の利用促進の取組み……………	118
○ 体験型のエネルギー・環境教育の事例……………	127

第1章 計画の基本的事項

1 計画の基本的事項

(0) はじめに

ここ数年、日本でも世界でも災害級の暑さ、大型の台風や大雨などが頻発し、地球温暖化の影響が私たちの予想を超えて顕著になっています。もはや「気候変動問題」ではなく「気候危機」と言える状況にあることを全市民と共有し、地球温暖化対策に積極的に取り組むことを目的として、令和2（2020）年6月に多摩市と多摩市議会は共同で「多摩市気候非常事態宣言」を行いました。

そして、気候危機への対策¹を含め、複雑で予測困難な時代にあっても、明るい未来を志向するため、令和5（2023）年11月、「第六次多摩市総合計画」を策定しました。この中で、多様な主体が互いに協力し、分野を横断して取り組むべき重点テーマ3つのうちの1つとして位置付けたのが「環境との共生」です。「みんなが環境問題を自分事として捉え、身の回りのことに取り組んでいくことで、環境との共生を目指す」ことを明記しています。

今回改定する「多摩市みどりと環境基本計画」は、第六次多摩市総合計画の下位計画として、環境分野の取組みをけん引するとともに、重点テーマ「環境との共生」の具体化に向け、人々の行動様式、社会やまちのあり方を見直し、変革に向けた取組みを大胆に強化していくものです。

(1) 計画の目的

平成10（1998）年9月に制定した「多摩市環境基本条例」は、「市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたって市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保すること」を目指しています。

本計画は、この環境基本条例の主旨に則り、これまでの取組成果や、社会・経済・自然環境等の状況変化を踏まえ、良好な環境の確保に向けて、環境の保全、回復及び創出（以下、「環境の保全等」といいます。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本理念及び目標、施策の方向、配慮指針を示すものです。

¹ 気候危機への対策：本計画では、深刻化している気候変動の現状を認識し、対策の必要性や緊急性を市民のみなさまに伝えていくために、気候変動対策（気候変動問題への対策）のことを「気候危機への対策」と呼びます。

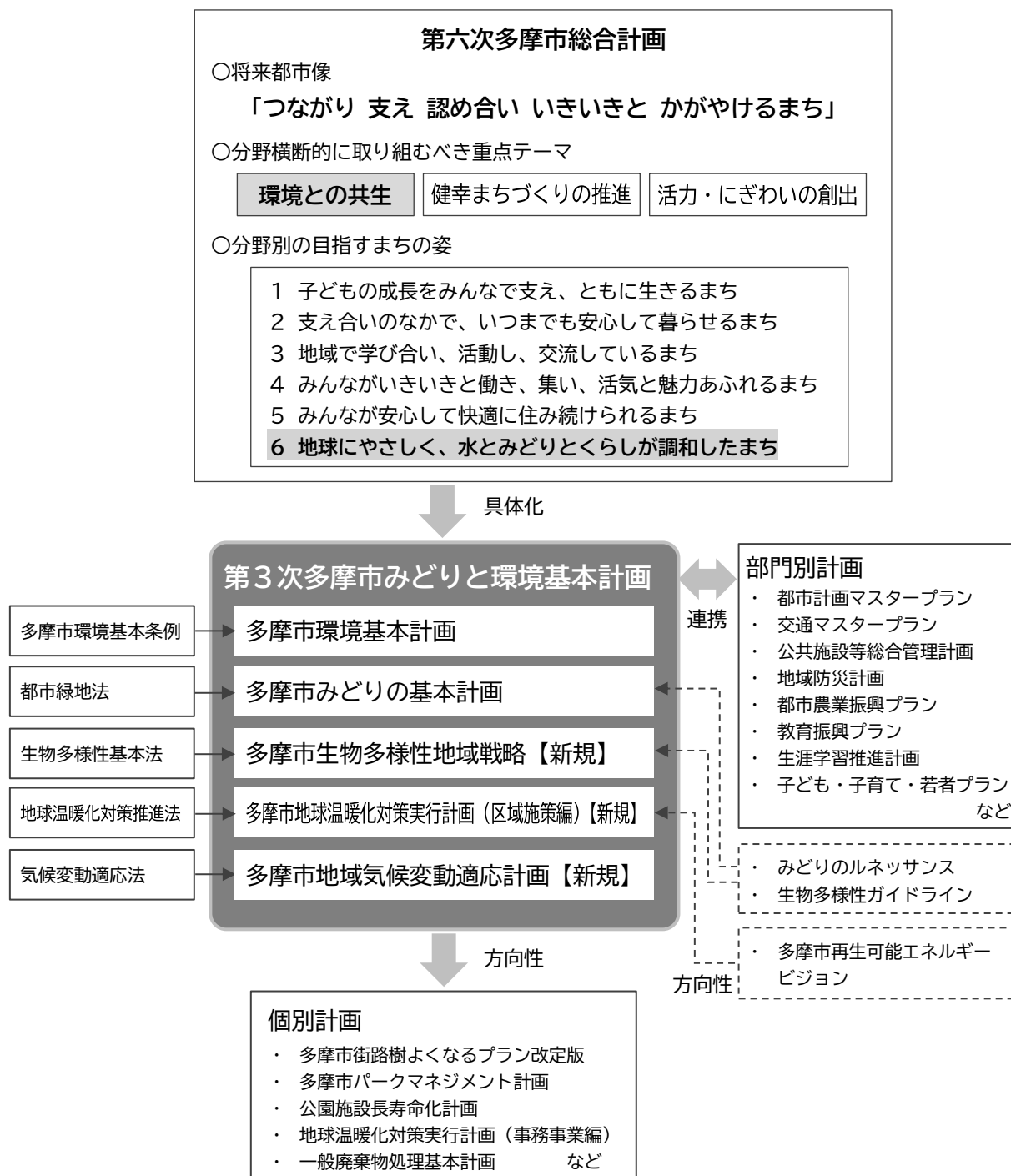
(2) 計画の位置づけ

本計画は、「多摩市環境基本条例」第8条に基づき策定する計画であり、「多摩市総合計画」の下位計画として、多摩市の環境の維持向上を推進する上で、最も基本となる計画です。

また、「多摩市環境基本計画」及び「多摩市みどりの基本計画」をはじめ、新たに「多摩市生物多様性地域戦略」、「多摩市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」並びに「多摩市地域気候変動適応計画」を策定し、これらの5本の計画を一体的に包含します。

さらに、市民、事業者、市民団体等及び市の各主体がそれぞれの立場や考えに応じ、環境保全等に取り組むことができるよう、環境配慮指針となるものです。

●計画の位置づけ



●包含する各計画の該当部分と根拠法の規定

包含する計画	本計画の該当部分※	根拠法の規定
多摩市環境基本計画	全体	多摩市環境基本条例（第8条）に基づく環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る計画
多摩しみどりの基本計画	重点戦略（着眼点2・5）、取組方針A・B・C・J・K	都市緑地法（第4条）に基づく都市の緑の適正な保全及び緑化に関する計画
多摩市生物多様性地域戦略	重点戦略（着眼点2・5）、取組方針A・B・C・J・K	生物多様性基本法（第13条）に基づく区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画
多摩市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	重点戦略（着眼点1～5）、取組方針G・H・J・K	地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）（第21条）に基づく区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画
多摩市地域気候変動適応計画	重点戦略（着眼点1）、取組方針F・J・K	気候変動適応法（第12条）に基づく区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画

※重点戦略（着眼点）は第4章、取組方針は第5章に記載

（3）計画の期間

本計画は、21世紀半ば（令和32〔2050〕年度）を展望し、令和6（2024）～15（2033）年度までの10年間を計画期間とします。

（4）計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、私たちを取り巻く様々な環境を捉え、とりわけ危機的な状況を踏まえ気候危機への対策も含めて、総合的に取り組んでいくこととします。

【自然環境分野】みどり²、水辺環境、生物多様性

【生活環境分野】生活環境、まち美化、景観、気候変動への適応³

【地球環境分野】エネルギー、脱炭素社会、資源循環

【環境活動分野】ESD⁴（持続可能な開発のための教育）、環境情報、市民協働

² みどり：本計画では、「みどり」を単に樹林・樹木・生垣・草花といった植物ばかりでなく、公園、河川、農地、街路樹や、動植物の生息生育環境全般のほか、学校や民有地の緑地や屋上緑化などの施設緑化も含んでおり、都市景観を構成する自然として捉えています。

³ 気候変動への適応：既に現れている影響や将来避けることのできない影響による被害の防止・軽減を図る「適応策」を実施していくこと。

⁴ ESD：Education for Sustainable Development の略。

(5) 計画の推進主体

本計画の推進主体は、「多摩市環境基本条例」の基本理念に示すとおり「すべての者の積極的な取組みと相互の協力」が必要であることから、多摩市内で生活する人「市民」、活動する人「事業者」「市民団体等」、及び行政「市」とします。

●計画を推進する各主体の役割

市 民

- ・ 気候危機やみどり・生物多様性の問題、自身の生活が環境に負荷を与えていることを“当事者”として意識し、関心を持つこと
- ・ 日常生活において、環境への負荷の低減に努め、気候変動対策や自然環境の適正な保全等の行動を実践するよう努めること
- ・ 市や事業者、市民団体等と協働して環境の保全等に努めること

市民団体等

- ・ 気候危機への対策や自然環境等の環境の保全等に向けて、組織力等を活かし、行政や市民、事業者との連携を図りながら、様々な取組みを進めていくこと
- ・ 世代間、地域間、主体間、団体間などをつなぎ、調整役として活動すること

計画の推進主体

事業者

- ・ 事業活動を行うにあたって、環境負荷の低減に努め、気候危機への対策や自然環境の適正な保全等のため必要な措置を講じること
- ・ 事業活動に関わる製品その他のものが使用され、廃棄されることによる環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずるよう努めること
- ・ 市や市民、市民団体等と協働して環境の保全等に努めること

市

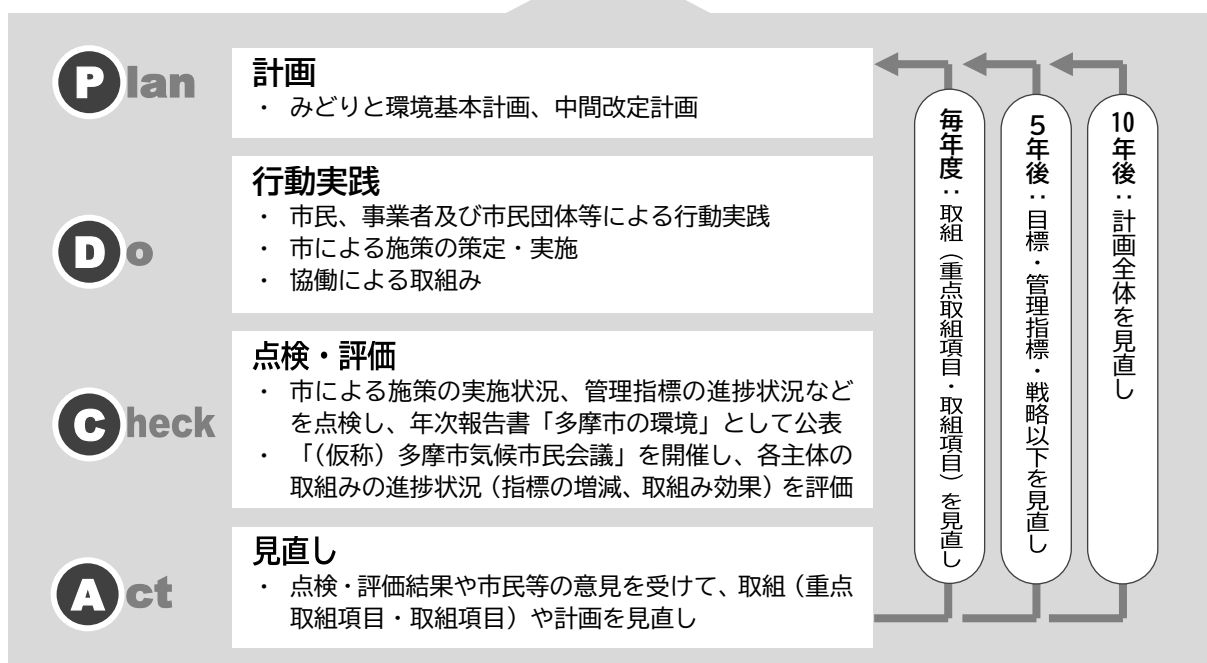
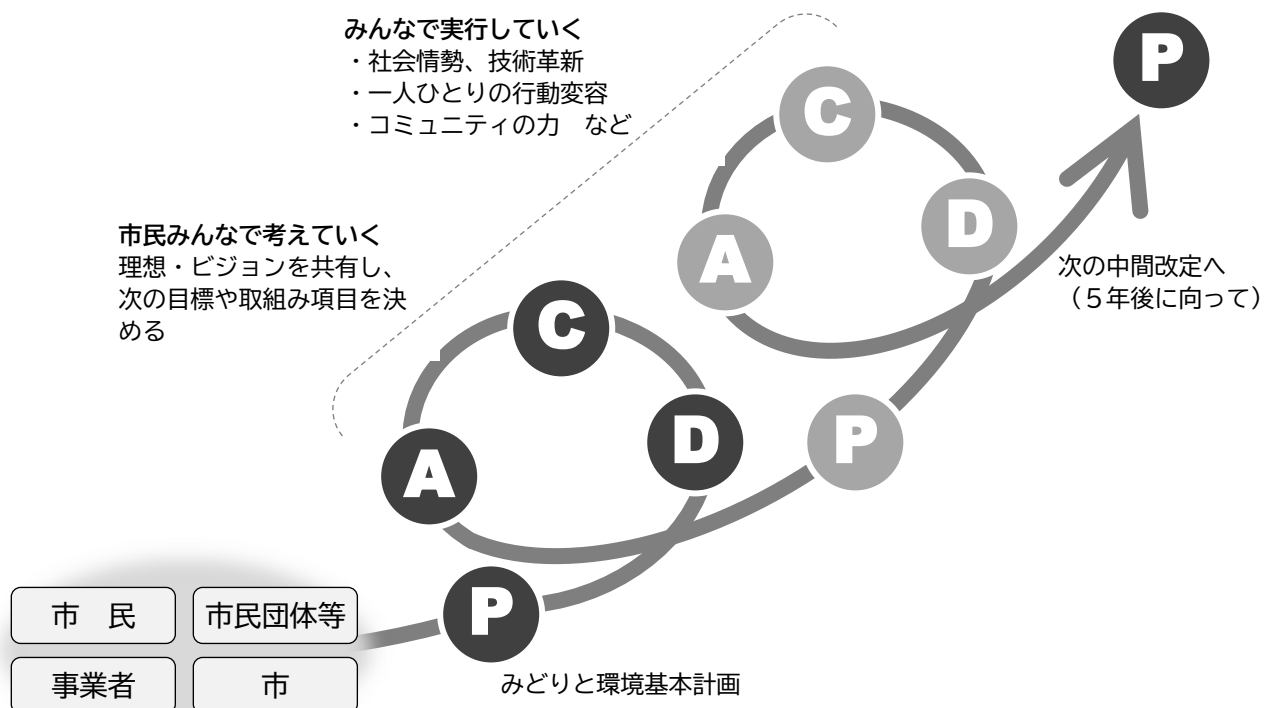
- ・ 気候危機への対策や自然環境等の環境の保全等に関わる事項について、基本的かつ総合的な施策を策定し、実施すること
- ・ 市民、事業者の環境の保全等に関する自発的取組みや行動変容を促すよう、情報提供などの必要な支援を行うこと
- ・ 市民及び事業者、市民団体等と協働して、さらには国、都、周辺自治体などと連携し、環境の保全等に関する施策を推進していくこと
- ・ 一事業者として、市庁舎や公共施設等において環境への負荷の低減等に積極的に取り組んでいくこと

(6) 協働による計画の進行管理

地域の多様なニーズや課題に対応し、気候危機への対策をはじめとする環境に関する施策を具体化し、着実に進めていくためには、市民、事業者、市民団体等及び市による協働が不可欠です。

本計画の施策を効果的に進めていくために、PDCA サイクルを活用し、協働のもとで計画の進行管理を行うこととします。

●PDCA サイクルを活用した継続的改善



第2章 計画の背景

1 前計画策定以降の動向

前計画を策定した平成 24（2012）年度以降の社会・経済・自然環境等の動向は、次のとおりです。

（1）持続可能な社会、ESD

市による環境施策の推進にあたっては、環境問題への対応はもとより、経済的・社会的な側面、ライフスタイルや技術の変化など、幅広い観点で捉え、持続可能な開発目標（SDGs）に貢献しつつ、社会・経済課題の同時解決を図っていくことが重視されるようになりました。

世界	持続可能な開発目標（SDGs）の共有 ・ 国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を採択（平成 27〔2015〕年） ・ 2030 年までに達成すべき「持続可能な開発目標（SDGs）」として、17 の目標を提示 ・ 「持続可能な開発のための教育：SDGs 実現に向けて（ESD for 2030）」を採択（令和元〔2019〕年）
国	第五次環境基本計画の策定、見直し ・ SDGs の考え方も活用し、環境・経済・社会面での統合的向上を図る重点戦略を設定した「第五次環境基本計画」を策定（平成 30〔2018〕年） ・ 次期計画のあり方について検討を開始。環境保全とウェルビーイング⁵を目指し、気候変動や資源循環、生物多様性の相乗効果が出るよう政策の統合的推進を提起（令和 4〔2022〕）～
東京都	グリーンでレジリエント⁶な世界都市を目指す ・ 持続可能な社会の実現に対する関心が高まる中で、世界規模での課題に対応するため「東京都環境基本計画」を改定（令和 4〔2022〕年）
多摩市	ESD の取組みを強みに、持続可能な社会に向けた取組みを展開 ・ 各分野別の施策を統合的に推進し SDGs の達成に寄与するとして「第五次多摩市総合計画第 3 期基本計画」を策定（令和元〔2019〕年） ・ 平成 21（2009）年から開始している「2050 年の大人づくり」をキャッチフレーズとした ESD の取組みについて、SDGs を踏まえた推進などを図るためセカンドステージとして充実化（令和 2〔2020〕年～）

⁵ ウェルビーイング：身体的、精神的、社会的に良好な状態をいい、特に社会福祉が充実し満足できる生活状態にあることを表す。

⁶ レジリエント：「弾力性のある」「柔軟性がある」「回復力のある」などの意味を持つ英単語。例えば、ビジネス上の危機など困難な状況に対処するしなやかさや強靱（きょうじん）な回復力を身に付け、問題点の解決や人・組織の成長につなげていくというもの。

コラム SDGs ウェディングケーキモデルについて

持続可能な開発目標（SDGs）を目指す取組みは、それぞれの目標が相互に関連しているため、一つの行動により、複数の課題解決につなげることが有効とされています。また、環境は「人類の存続の基盤」であり、経済・社会の基盤となります。

次の「SDGs ウェディングケーキモデル」と呼ばれる図は、自然の豊かさが土台（基盤）となり、その上に社会生活や経済活動が成り立っていることを表しています。

本計画では、環境の保全等の取組みを、地球規模の視野で取り組んでいくと同時に、地域の課題解決やまちの価値創造にもつなげていくことで、持続可能な社会の実現を目指しています。

＜SDGs ウェディングケーキモデル＞



出典：「東京都生物多様性地域戦略」（令和5〔2023〕年4月、東京都）

コラム ESD（持続可能な開発のための教育）とは？

現在、世界には、環境・貧困・人権・平和・開発といった様々な地球規模の課題があります。ESDとは、地球に存在する人間を含めた命ある生物が、遠い未来までその営みを続けていくためにこれらの課題を自らの問題として捉え、一人ひとりが自分にできることを考え、実践していくこと（Think globally ,Act locally.）を身に付け、課題解決につなげる価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動です。

つまり、ESDは持続可能な社会の創り手を育む教育です。

(2) 気候危機への対策

平成 27 (2015) 年の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)による「パリ協定」を踏まえ、我が国では「地球温暖化対策計画」などが策定されました。本市では、近年の気候変動を気候危機と捉え、令和 2 (2020) 年 6 月、他自治体に先駆け、多摩市議会とともに「多摩市気候非常事態宣言」を行いました。

気候危機への対策として、2050 年までの脱炭素社会実現に取り組むことは、全地球の国境を越えたグローバルな最重要課題となっています。そして本計画の計画期間中である令和 12 (2030) 年度は、その進捗を測る中間として「カーボンハーフ」の目標年度と位置付けられています。

今後、ますます気候変動の影響が深刻化することが予想されるため、市民生活に関わる各分野で気候変動の影響に備える「気候変動への適応」や気候変動とみどり・自然環境との関係にも着目することが必要になります。

世界	カーボンニュートラルの方向を共有 国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) で「パリ協定」を採択。「産業革命前からの世界の平均気温の上昇を 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を目的に、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出量を正味ゼロとする方向 (カーボンニュートラル) を提示 (平成 27 [2015] 年)
国	脱炭素社会の実現に向けた政策推進 「2050 年カーボンニュートラル宣言」を公表 (令和 2 [2020] 年) 2030 年度に温室効果ガス 46%削減 (2013 年度比) を目指し、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続ける目標を踏まえ「地球温暖化対策計画」を改定 (令和 3 [2021] 年) - 地方自治体が中心となる脱炭素先行地域を柱とする「地域脱炭素ロードマップ」を公表 (令和 3 [2021] 年) - 気候変動による影響への適応の推進を図る「気候変動適応計画」を策定 (平成 30 [2018] 年)
東京都	2030 年までの脱炭素に向けた政策を強化 2050 年までに世界の CO₂ 排出実質ゼロへの貢献に向けて「ゼロエミッション東京戦略」を策定 (令和元 [2019] 年) - 気候危機の深刻化を受け、令和 12 (2030) 年までの行動が極めて重要との認識のもと、令和 2030 年までに都内の温室効果ガス排出量を 50%削減 (平成 12 [2000] 年比) する「カーボンハーフ」を表明 (令和 3 (2021) 年)
多摩市	都内初の気候非常事態宣言を基に、取組みを実践 - 市と市議会が共同で「多摩市気候非常事態宣言」を表明 (令和 2 [2020] 年) 「2050 年までの二酸化炭素排出実質ゼロ」の実現を目指し「再生可能エネルギービジョン」を策定 (令和 5 [2023] 年) - 無作為抽出で選ばれた様々な年代の市民が集まり、脱炭素に向けた取組みについて話し合う「多摩市気候市民会議」を開催 (令和 5 [2023] 年)

コラム 「地球温暖化」から「地球沸騰化」へ。「気候変動問題」から「気候危機」へ

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が公表した「第6次評価報告書（第1次作業部会）」（令和3（2021）年8月）によると、「世界の平均気温は、工業化前と比べて約1.09℃上昇（2011～2020年）しており、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。このままでは、令和3（2021）～令和22（2040）年の平均の気温上昇は、1.5℃に達する可能性がある」と指摘され、さらに、21世紀末には、最大5.7℃、最も温暖化を抑えた場合でも1.8℃の上昇になると予測されています。

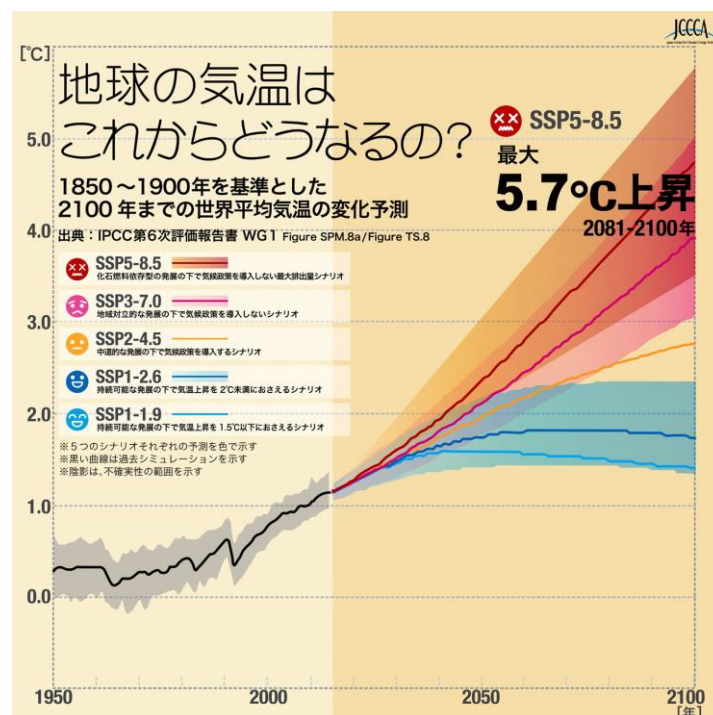
実際に、欧州の気象情報機関によると、令和5（2023）年6～9月の世界の平均気温が観測史上最も暑くなり、また国内でも令和5年6月から8月の夏の平均気温は1898年の統計開始以降、過去最高を記録しました。気温の上昇に伴い、世界全体で様々な異常気象も観測され、大雨や洪水、猛暑、干ばつなどによる甚大な被害が毎年起きる地域も増えてきています。さらに、気候変動が生態系や生物多様性に悪影響を与えることが指摘されています。

この状態に対して国際連合のグテーレス事務総長は、「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来した」と警鐘を鳴らしました。もはや、気候変動が人類や生物の生存基盤を揺るがす深刻な問題として「気候危機」と呼ばれる時代に入りました。

このように、今も排出され続けている温室効果ガスによって、今後も温暖化の進行が止まらず、将来世代に影響が続くと予想されています。

パリ協定では、「世界平均気温の上昇を、産業革命前に比べて2℃より十分低く抑え、さらに1.5℃より低く抑える努力を追求する」ことを長期目標として合意しました。世界の平均気温の上昇を1.5℃に抑えるために、今世紀後半に世界の温室効果ガス排出量を正味でゼロ（ゼロカーボン）にする必要性が世界共通の課題となっています。

<世界平均気温の変化と将来予測>



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

コラム 多摩市気候非常事態宣言

令和2（2020）年6月、他自治体に先駆けて本市と多摩市議会は共同で「多摩市気候非常事態宣言」を行いました。

この宣言は、気候が危機的な状況にあることを全市民と共有し、気候危機への対策に積極的に取り組むことを目的として行ったものです。



多摩市気候非常事態宣言を
発表したときの様子

多摩市気候非常事態宣言

気候変動は、私たち人類とすべての生き物にとって避けることのできない緊急事態です。

世界では、2015年にパリで開かれた国連気候変動枠組条約締結国会議の約束事として、産業革命前と比べて平均気温の上昇を2℃以内に抑えること、さらに1.5℃に抑える努力をすることが掲げられています。

しかし、世界の平均気温は、産業革命前と比べてすでに1.1℃上昇しています。

世界では、もはや「気候変動」ではなく、すべての生物にとって生存が危うい「気候危機」と表現されるようになり、これを防ぐためには、この10年の取組が重要であると言われています。

国内でも大型台風等による災害が繰り返し起こり、昨年は多摩市でも台風19号によって、市民のみなさんが避難を余儀なくされ、いままでどこか別の世界の出来事と思っていたことが、私たちの身のまわりでも起きはじめました。これからさまざまな災害が拡大して起きるおそれがあると言われています。

これは温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化による影響で、すでに疑う余地のない状態です。

この問題を解決していくためには、温室効果ガスの最も大きな割合を占める二酸化炭素を排出しない社会にしていける必要があります。そのために、電気やガスなどのエネルギー使用の節約や、再生可能エネルギーへの転換を進めるとともに、使い捨てプラスチックの使用を削減し、資源の有効活用を図ることで、持続可能で地球に優しいライフスタイルを取り入れた社会に向かうよう取り組みます。

また、気候変動は生態系も脅かします。生態系を育む生物多様性が豊かであれば、気候変動による影響を緩和し、もとの自然環境に戻してくれる調節機能を持ちます。二酸化炭素を排出しない社会にしていけると同時に、生物多様性も保全していく必要があります。

この思いを実現していくためには、私たち一人ひとりがこの気候の危機を「自分のこと」として考え、全員で共有して、二酸化炭素の削減に取り組む必要があります。

私たち一人ひとりの取組は小さくても、市民全員の力が合わされば大きな成果を生み出します。

多摩市及び多摩市議会は、地球温暖化の対策に全力で取り組みます。そして、国連で採択されたSDGsによる持続可能な社会の実現のため、ここに気候非常事態であることを宣言します。

1. 「気候危機」が迫っている事実を市民全員と共有し、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指します。
2. 資源の有効活用を図り、使い捨てプラスチックの削減を推進します。
3. 生物多様性の大切さを共有し、その基盤となる水とみどりの保全を積極的に推進します。

令和2年6月25日

多摩市長 阿部 裕行

多摩市議会議長 藤原 2サウ

(3) みどり・生物多様性の保全

生物多様性の損失を食い止め、回復させる目標（ネイチャーポジティブ）が世界共通の目標となり、本市においても、自然と共生する豊かな社会の実現に向けて、持続可能な形でのみどりの保全・管理、生物多様性への配慮を進めていく必要があります。

世界	生物多様性保全の目標の共有 ・生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で昆明・モントリオール生物多様性枠組を採択。 ・生物多様性の損失を食い止め、回復させる目標（ネイチャーポジティブ）に向けて、令和12（2030）年までに自国の陸域・海域の少なくとも30%の保全・保護を目指す「30by30」目標を提示（令和4〔2022〕年）
国	社会変化に応じたみどり施策の転換・構築、生物多様性国家戦略を改定 ・『『新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会』最終報告書』にて、緑とオープンスペースがもつ多機能性を最大限発揮させる重要施策として、①ストック効果の向上、②民との連携強化、③都市公園のより一層の柔軟な管理運営を提示（平成28〔2016〕年～） ・都市緑地法・都市公園法等の改正により、Park-PFI制度の創設などが提起（平成29〔2017〕年～） ・グリーンインフラ推進戦略を公表し、気候変動、国際競争の激化などの経済状況、人口減少や少子高齢化などの課題解決の手法の1つとして、「自然環境のもつ多様な機能の積極的な活用」・「多様な主体の参画・連携」による持続可能な魅力ある土地づくりを提示（令和元〔2019〕年） ・「都市農業振興基本計画」が閣議決定され、都市農地の位置づけが、都市に「あるべきもの」へと大きく転換（平成28〔2016〕年5月） ・昆明・モントリオール生物多様性枠組を受け、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する計画である「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定（令和5〔2023〕年） 令和32（2050）年ビジョンを「自然と共生する社会」とし、令和12（2030）年に向けた目標として、「ネイチャーポジティブ」を掲げ、生物多様性・自然資本（＝地球の持続可能性の土台・人間の安全保障の根幹）を守り活用する戦略を設定
東京都	みどりと生物多様性の保全の政策を改定 ・「緑確保の総合的な方針」の改定により、将来に引き継ぐべき樹林地や農地の保全の推進、「特定生産緑地」の新設などを明示。また、生産緑地を保全すべき農地として明確化（令和2〔2020〕年） ・平成24（2012）年策定の「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」を改定し、「東京都生物多様性地域戦略」を策定（令和5〔2023〕年）
多摩市	みどりづくりへの市民参画、生物多様性の保全の取組みを展開 ・「愛でるみどりから関わるみどり」をコンセプトに、市民とともにみどりの利用や活用方法等を考え、市民にみどりに関わってもらい、活用してもらう「みどりのルネッサンス」の取組みを開始（平成27〔2015〕年～） ※ これまでの取組例：多摩中央公園や大栗橋公園、連光寺6丁目農業公園づくりなどでの社会実験（平成30〔2018〕年～）、公園内花壇を管理するボランティアを対象とした花壇に関する講習会の実施、多摩市いきもの季節観測 など ・生物多様性に配慮した行動を進める指針として「多摩市生物多様性ガイドライン」を公表（平成29〔2017〕年）

コラム ネイチャーポジティブ（自然再興）

「ネイチャーポジティブ（自然再興）」とは、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる考え方です。令和4（2022）年12月にカナダ・モントリオール市で開催された「生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）」で採択され、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」では、ネイチャーポジティブの考え方を取り入れた令和12（2030）年目標が設定されました。

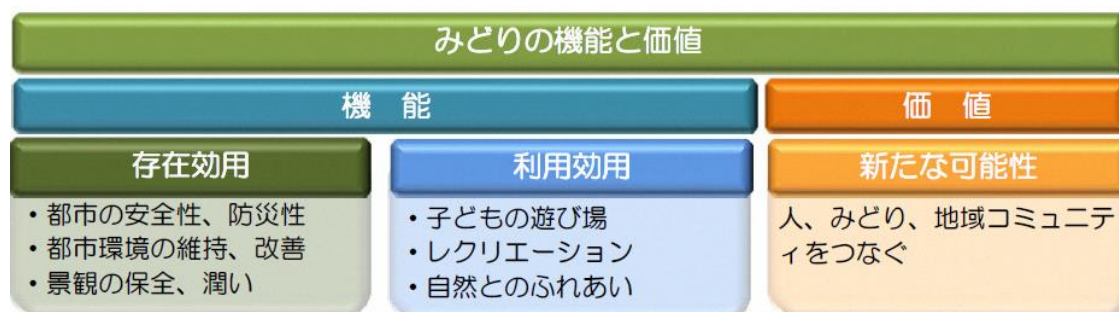
国の「生物多様性国家戦略2023-2030」（令和5〔2023〕年3月）は、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応する戦略と位置付けられ、2050年ビジョンに「自然と共生する社会」を掲げ、令和12（2030）年に向けた目標「ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」を目指し、生物多様性・自然資本（＝地球の持続可能性の土台・人間の安全保障の根幹）を守り活用するための戦略を示しています。

「東京都生物多様性地域戦略」（令和5〔2023〕年4月）においても、令和12（2030）年に達成すべき目標として、生物多様性を回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブの実現」を設定しています。

コラム 「みどりのルネッサンス」の取組みの状況

みどりと市民生活の関わりが減少している現在において、行政主導の維持管理だけで、本市の豊富なみどり全てを維持していくことには限界があり、みどりの持つ機能と価値を捉えなおし、市民の皆さん一人ひとりがみどりに関わっていただく必要がありました。そこで、有識者等で構成された「多摩すみどりのあり方懇談会」を設置し、方針や展開方法などを検討しました。その成果として、「愛でるみどりから関わるみどり」をコンセプトにした「多摩すみどりのルネッサンスへの取組み報告書」を平成27（2015）年3月にまとめました。市民の皆さんが地域のみどりに関わってもらうことを通して、みどりの利用効用と存在効用を高めていくという考え方に特徴があります。こういった考え方のもと、取組みを進めてきました。

＜みどりの持つ機能と価値＞



出典：「多摩すみどりのルネッサンスへの取組み 報告書」

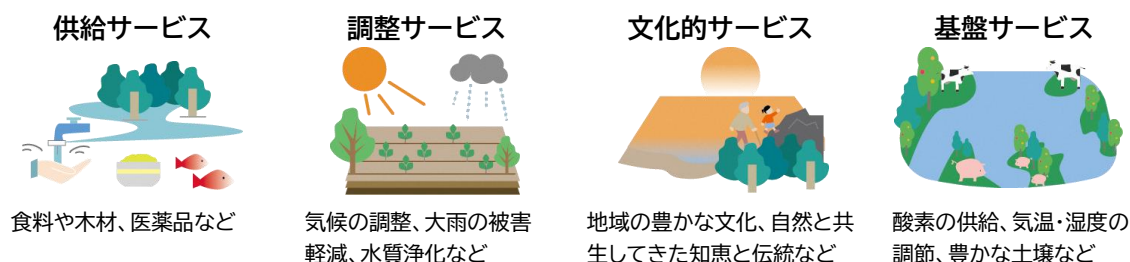
今回、本計画の改定にあたり、これまでの取組状況について振り返りを行い、課題を整理しました。それらの課題を踏まえながら、ルネッサンスの趣旨を本計画に包含させ、各施策につなげていきます。（詳細は、資料（1） 133 ページ参照。）

コラム 生物多様性と私たちの暮らしとの関わり

「生物多様性」とは、「多様な生態系や、生き物が存在していること」をいいます。

地球上にいる生き物は約 40 億年にも及ぶ進化の過程で、様々な生息環境に適応し、繁栄してきました。私たち人間は地球という大きな生態系の一員であり、生物多様性の恵みによって生活・暮らしが成り立っています。私たちの生活や事業活動は、国内外から供給される食糧や自然資源など、生物多様性による恵みに支えられています。

＜生物多様性による恵み＞



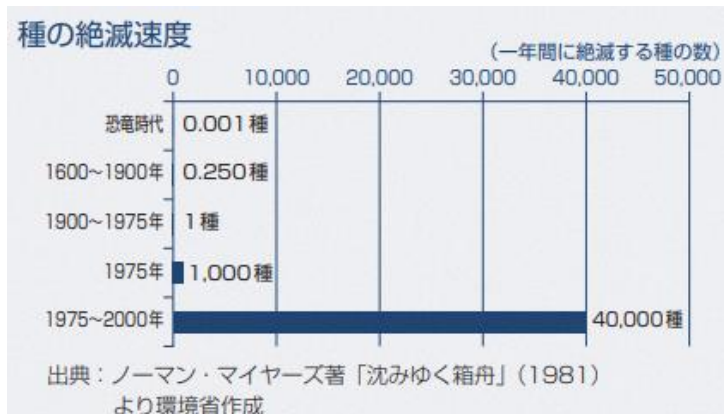
私たちは日々、生物多様性の恵みを受け豊かな暮らしを送っていますが、一方で、私たちは生活・事業活動を通じて生物多様性に様々な影響を与えています。食品や木材、エネルギーなど生活に必要なものの多くを輸入に頼っている私たちの生活は、多摩地域での生物多様性のみならず、世界の生物多様性にも大きく依存し、影響を与えています。

コラム 地球規模で進む生物多様性の損失

現代は生命が地球に誕生して以来、主に人間活動による影響で、生き物が最も速く絶滅している「第6の大量絶滅時代」と言われています。地球に存在する動物と植物の種群のうち平均約 25%が絶滅のおそれがあり、生物多様性損失の要因を低減する取組みが講じられない限り、今後数十年の間に約百万種の生き物が絶滅すると言われています。

この地球上の種の絶滅の主要因は、我々人間の活動による影響です。世界の人口は 2050 年には 97 億人に達すると予測されており、生き物の絶滅のスピードが加速化してしまうと、いずれ私たち人類も存亡の危機に直面することとなります。また、気候変動による生態系や生物多様性への悪影響がより深刻化します。

＜種の絶滅速度＞



出典：「平成 22 年版図で見る環境白書 循環型社会白書／生物多様性白書」

(4) 資源循環

使い捨てプラスチックの使用・廃棄や食品ロス、原料調達や製造、焼却処理の過程でのCO₂排出、海洋へのプラスチックごみの流出、生物多様性の損失など、地球規模の問題につながっています。化石燃料や天然資源の消費抑制、持続可能な資源の循環利用などに取り組んでいく必要があります。

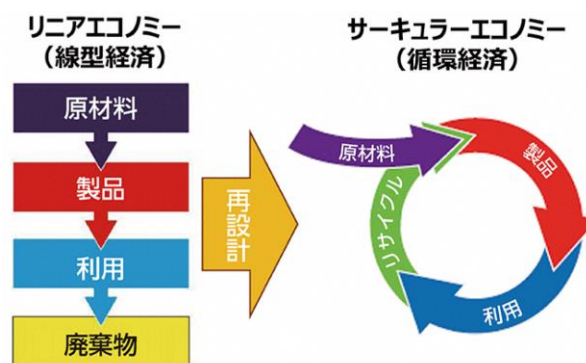
世界	資源の減少と世界規模での資源制約 ・ G20 大阪サミットで、2050 年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにする「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を首脳間で共有（令和元〔2019〕年） ・ G7 札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合で、循環経済（サーキュラーエコノミー）を、気候変動対策、生物多様性の保全と並び行動を強化すべき分野として位置づけ議論（令和 5〔2023〕年）
国	循環型社会形成推進基本計画を改定 ・ 「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定（平成 30〔2018〕年） ・ 3R+Renewable を基本原則とし、令和 17（2035）年までのマイルストーンを示す「プラスチック資源循環戦略」を公表（令和元〔2019〕年） ・ 2050 年カーボンニュートラルを見据えた循環経済（サーキュラーエコノミー）、循環経済工程表を公表（令和 4〔2022〕年）
東京都	資源循環に向けた政策を強化 ・ 3R やプラスチック対策、食品ロス対策といった資源循環分野を気候変動対策に位置付けた「ゼロエミッション東京戦略」を策定 「東京都食品ロス削減推進計画」を策定（令和 3〔2021〕年）。目標「2030 年までに都内の食品ロスロス量を 50%削減（2000 年比）」を設定（令和元〔2019〕年）
多摩市	資源循環に向けた取組みを実践 ・ エコプラザ多摩への市民の剪定枝受入を開始（平成 27〔2015〕年） ・ 「多摩市災害廃棄物処理計画」を改定（令和 5〔2023〕年度） ・ 「4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）＋リニューアブルの推進」を基本原則とする「多摩市プラスチック削減方針」を策定（令和 4〔2022〕年） ・ 「多摩市一般廃棄物処理基本計画」を策定（令和 5〔2023〕年）

コラム 循環経済（サーキュラーエコノミー）

循環経済（サーキュラーエコノミー）とは、従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を指すものです。

資源・エネルギーや食糧需要の増大、廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化しており、一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済」への移行を目指すことが世界の潮流となっています。

＜循環経済への移行＞



出典：「令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」

コラム 気候危機への対策、みどり・生物多様性の保全、資源循環の関係

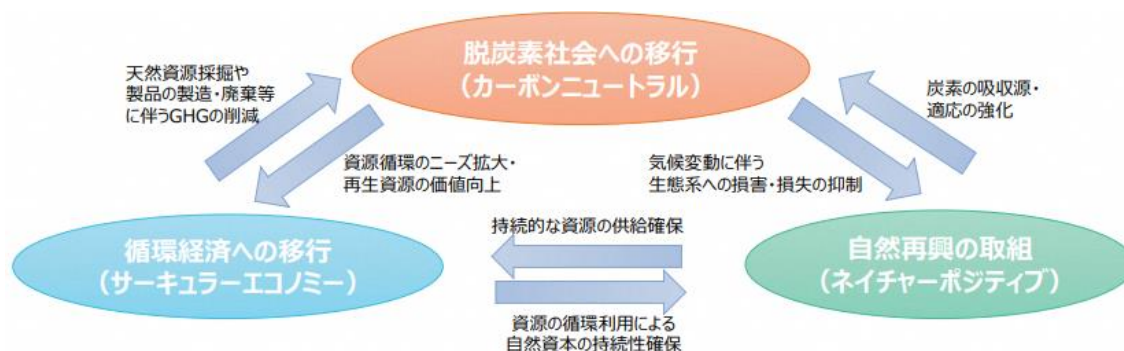
気候危機への対策、みどり・生物多様性の保全、資源循環は相互に関係性があります。

例えば、大量生産・大量消費型の経済社会活動は、健全な物質循環を阻害するほか、化石燃料の大量消費による気候変動問題、エネルギーや鉱物資源等の天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性の損失なども引き起こします。そのため、天然資源の無駄な消費を抑制することは、気候変動対策や生物多様性の保全に貢献することにつながります。

また、気候変動と生物多様性の関係を見ると、陸域生態系は、気温が2℃上がると、最大約2割、5℃上がると約半分か、絶滅のリスクに直面する可能性が非常に高くなるとの予測があります。気温上昇を抑制できれば、これらの種が絶滅するリスクを軽減できます。

持続可能な社会を実現していくためには、気候危機への対策、みどり・生物多様性の保全、資源循環（次図では、脱炭素社会への移行、自然再興の取組、循環経済への移行と表記）の関係を統合的に捉え、分野横断的に取り組んでいくことが効率的・効果的です。

＜脱炭素社会への移行・循環経済への移行・自然再興の取組の関係図＞



出典：「生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）」（令和5〔2023〕年3月、環境省）

2 前計画の推進状況

前計画の進行管理にあたっては、73の具体的取組項目の進捗評価に加え、管理指標により必要な環境の状況を毎年度把握し、公表してきました。

改めて、ここに前計画に掲げた施策の進捗状況を測るための管理指標や目標値、達成率を一覧にするとともに、本計画への反映方法について整理しました。

●前計画の短期目標（管理指標）と達成率

分野	管理指標	平成 22 (2010)	平成 24 (2012)	直近 実績値 ※1	目標値 ※2	達成率 ※3
自然 環境	①みどり率※4（％）	45.7	46.3	50.0	45.7	109%
	②みどりが豊かと感じる市民の割合（％）	96.4	94.6	97.1	96.4	101%
	③みどりの維持管理活動に参加したことのある市民の割合（％）	66.1	61.1	56.6	80	71%
	④更新が必要な公園緑地の施設更新達成率（％）	0.0	0.0	10.3	40	26%
	⑤地域の歴史文化活動に参加したことのある市民の割合（％）	6.6	4.5	4	20	20%
生活 環境	⑥大気汚染にかかる環境基準適合率※5（％）	—	80.0	80.0	100.0	80%
	⑦水質汚濁にかかる環境基準適合率※6（％）	—	85.8	75.0	100.0	75%
	⑧地区計画の地区計画整備計画面積（ha）	400	410	412.4	420	98%
	⑨ポイ捨てのないきれいなまちと感じる市民の割合（％）	0	0	74	100	74%
	⑩放置自転車台数（台）	219	267	31	0	86%
地球 環境	⑪家庭系ごみ排出量（市民1人1日あたり）（g）	459.3	456.0	447.4	420.4	94%
	⑫再生利用率（％）	34.9	35.0	35.0	40.0	88%
	⑬スーパーエコショップ認定店舗の数（店）	0	21	14	36	39%
	⑭市内の二酸化炭素（CO ₂ ）排出量※7（千t-CO ₂ ）	646	740	693	535.8	71%
	⑮市内のエネルギー使用量※7（TJ）	7,790	7,679	7,259	7,790	100%
	⑯雨水貯留槽設置件数（件）	195	226	281	400	70%
	⑰ミニバス利用者数（千人）	576.7	637.3	503.7	780	65%
環境 情報	⑱子どもを対象とした環境に関する活動の実施回数（事業）	20	17	2	24	8%
	⑲ユネスコスクール登録校の環境教育への取組みの情報発信（校）	0	22	26	26	100%

※1 直近実績値は、自然環境分野の①②③⑤と地球環境分野の④⑤は令和元（2019）年度で、それ以外は令和2（2020）年度

※2 目標値の年度は、令和3（2021）年度

※3 達成率は、目標値に対する実績値の比率（生活環境④は、目標達成に必要な基準値からの削減量に対する、実績の削減量の比率）

※4 市内に占める樹林地、公園緑地、水面などで覆われた面積の割合

※5 SO₂、NO₂、SPM、CO、O_xの5項目の達成率の平均

※6 pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数の5項目の達成率の平均

※7 年次報告「多摩市の環境」での報告年度に対し、実際の年度に変更して表示

<短期目標（管理指標）を踏まえた、本計画への反映方法>

- ・目標達成した指標（管理指標①②）：目標値の見直した上で、再度指標に設定。
- ・目標達成しなかった指標（管理指標④⑬）：施策・事業の継続性に課題があったため、取組内容や進め方について工夫・見直し。
- ・目標達成しなかった指標（管理指標⑤⑱）：コロナ禍で人が集まるような参加機会の中止が影響している項目のため、開催方法や代替手法を検討。
- ・目標達成した指標（管理指標⑮⑲）：管理指標や目標値を見直した上で、再度指標に設定。

3 計画の改定ポイント

前計画から本計画への改定のポイントは、次のとおりです。

ポイント① 新たな社会情勢に対応する計画

本計画書6～16ページ記載のとおり、前計画の策定以降、社会・経済・環境等、私たちを取り巻く状況は著しく変化しています。また、市民ニーズや行政課題が多様化・複雑化する中において、持続可能な社会の実現に向けては、気候危機への対策やみどり・生物多様性の保全、資源循環の相互関係を捉え、分野横断的かつ中長期的な視点で取り組んでいくことが求められています。

本市における環境保全への取り組みを分野横断的に進め、地域の社会・経済の課題解決にもつなげ、さらに地球規模の環境問題の解決にも貢献していくものとします。

ポイント② 気候危機への対策を加速する計画

「多摩市気候非常事態宣言」を踏まえ、気候が危機的な状況にある認識のもと、「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」に向けた取り組み、プラスチック対策、生物多様性の保全に向けた取り組み、の3つを具体的に進め、加速化していきます。

ポイント③ みどりと生物多様性の保全の関わりを意識する計画

身近な生き物と共生する社会の構築を目指して、市民がみどりや生物多様性の恵みを享受しながら暮らしていることをこれまでよりも意識しやすい計画にします。

ポイント④ 複数計画を包含する計画

多岐にわたる環境施策を効果的に推進するため、本計画は、「多摩市環境基本計画」「多摩しみどりの基本計画」をはじめ、新たに「多摩市生物多様性地域戦略」「多摩市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」「多摩市地域気候変動適応計画」を策定し、これらを一体の計画として包含させます。

施策が効果的かつ効率的に推進できるよう、分野横断で取り組む「重点戦略（着眼点）」と「分野横断的取組項目」を新設し、メリハリを付けて取り組みを進めるとともに、社会情勢や技術革新などの変化にも俊敏に対応できる進行管理の仕組みを設定します。

ポイント⑤ 市民とともに作り上げる、よりわかりやすい計画づくり

平成16（2004）年に「多摩市自治基本条例」を定めた本市は、多摩市総合計画をはじめ、様々な行政計画の策定・改定・推進を「まちづくりの主人公である市民の皆さん」とともに進めてきました。これは本市が培ってきた大きな強みです。

そして、環境施策の推進には「多摩市環境基本条例」の基本理念に示すとおり「すべての者の積極的な取り組みと相互の協力」が不可欠です。

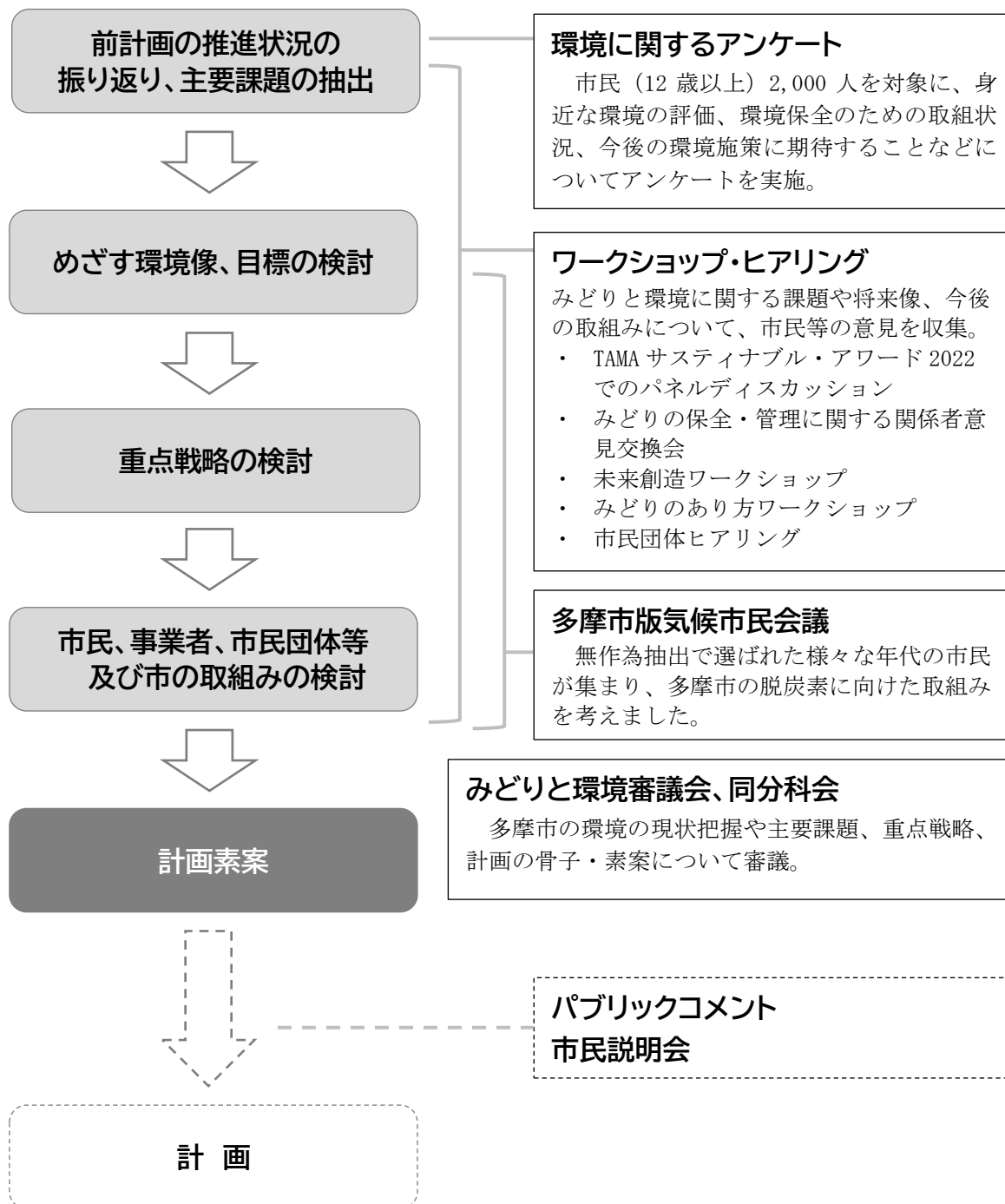
そのため、計画策定における市民参画プロセスにとどまらず、計画推進段階においても、市民とともに理想・ビジョンを共有し、協働による取り組みや計画の進行管理を実現していく仕組みを盛り込む計画とします。

4 本計画の策定までの流れ、計画の構成

(1) 前計画の見直し、本計画の策定の流れ

前計画の推進状況の振り返りから、計画内容の検討、策定の各過程においては、市民等からの意見の収集や議論を行い、市民意見を反映しました。

●市民がかかわる計画づくり



30年後に実現したい

多摩市の環境・社会のイメージ

は、これだ!!

みどりが豊か

公園の自然も守りたい
30年後の姿も想像したい。

空気がきれい
おいしい!
自然がたのしみ
たくさん!

街の中で野菜を育てる地産地消

笑顔をたくさん

公園はコミュニティの場

子ども大人も、いろんな世代が集うところ
/も、と教をもらって!!

人が集うにぎやかなまち
お祭り、イベント

夜は明るく活気あふまち

排気ガスの削減
CO2削減の取り組み
✓ CO2削減の取り組み
✓ 緑地を増やす、CO2削減に。

リサイクルも盛んに行う
使ったものを
リサイクルして
再利用する

人が集う場所も増えよう
おしゃべりカフェとか

電気も自給自足している!

街の暮らしが楽しくなる!

実現したい環境・社会のために / やっていきたくていくべきアクション

は、これだ!!

脱炭素

A エコバッグを使おう! 車の車も当然に! SNSも活用 企業とコラボして

B 情報を発信しよう! SNS ポスター

C 遊び発電 健康×経営 施設で遊びながら発電しよう!

ごみ・資源循環

G 3Rを徹底しよう! 分別を徹底しよう! 資源を再利用しよう!

H 古物を活用しよう! VR 聖地巡礼 古物活用

生物多様性

D 知識を共有しよう! 授業や講習会

E 自分たちの力で 自然を育てよう! 生物多様性

地域と活用

F 地域と活用しよう! 地域と活用

学びと発信

I 学びと発信しよう! 学びと発信

Q. 誰に伝えたい? 会社の人、若者、高齢者、すべての年代!

Q. ポラリスの手法とは? 2本、3本、4本、5本、6本、7本、8本、9本、10本、11本、12本、13本、14本、15本、16本、17本、18本、19本、20本、21本、22本、23本、24本、25本、26本、27本、28本、29本、30本、31本、32本、33本、34本、35本、36本、37本、38本、39本、40本、41本、42本、43本、44本、45本、46本、47本、48本、49本、50本、51本、52本、53本、54本、55本、56本、57本、58本、59本、60本、61本、62本、63本、64本、65本、66本、67本、68本、69本、70本、71本、72本、73本、74本、75本、76本、77本、78本、79本、80本、81本、82本、83本、84本、85本、86本、87本、88本、89本、90本、91本、92本、93本、94本、95本、96本、97本、98本、99本、100本、101本、102本、103本、104本、105本、106本、107本、108本、109本、110本、111本、112本、113本、114本、115本、116本、117本、118本、119本、120本、121本、122本、123本、124本、125本、126本、127本、128本、129本、130本、131本、132本、133本、134本、135本、136本、137本、138本、139本、140本、141本、142本、143本、144本、145本、146本、147本、148本、149本、150本、151本、152本、153本、154本、155本、156本、157本、158本、159本、160本、161本、162本、163本、164本、165本、166本、167本、168本、169本、170本、171本、172本、173本、174本、175本、176本、177本、178本、179本、180本、181本、182本、183本、184本、185本、186本、187本、188本、189本、190本、191本、192本、193本、194本、195本、196本、197本、198本、199本、200本、201本、202本、203本、204本、205本、206本、207本、208本、209本、210本、211本、212本、213本、214本、215本、216本、217本、218本、219本、220本、221本、222本、223本、224本、225本、226本、227本、228本、229本、230本、231本、232本、233本、234本、235本、236本、237本、238本、239本、240本、241本、242本、243本、244本、245本、246本、247本、248本、249本、250本、251本、252本、253本、254本、255本、256本、257本、258本、259本、260本、261本、262本、263本、264本、265本、266本、267本、268本、269本、270本、271本、272本、273本、274本、275本、276本、277本、278本、279本、280本、281本、282本、283本、284本、285本、286本、287本、288本、289本、290本、291本、292本、293本、294本、295本、296本、297本、298本、299本、300本、301本、302本、303本、304本、305本、306本、307本、308本、309本、310本、311本、312本、313本、314本、315本、316本、317本、318本、319本、320本、321本、322本、323本、324本、325本、326本、327本、328本、329本、330本、331本、332本、333本、334本、335本、336本、337本、338本、339本、340本、341本、342本、343本、344本、345本、346本、347本、348本、349本、350本、351本、352本、353本、354本、355本、356本、357本、358本、359本、360本、361本、362本、363本、364本、365本、366本、367本、368本、369本、370本、371本、372本、373本、374本、375本、376本、377本、378本、379本、380本、381本、382本、383本、384本、385本、386本、387本、388本、389本、390本、391本、392本、393本、394本、395本、396本、397本、398本、399本、400本、401本、402本、403本、404本、405本、406本、407本、408本、409本、410本、411本、412本、413本、414本、415本、416本、417本、418本、419本、420本、421本、422本、423本、424本、425本、426本、427本、428本、429本、430本、431本、432本、433本、434本、435本、436本、437本、438本、439本、440本、441本、442本、443本、444本、445本、446本、447本、448本、449本、450本、451本、452本、453本、454本、455本、456本、457本、458本、459本、460本、461本、462本、463本、464本、465本、466本、467本、468本、469本、470本、471本、472本、473本、474本、475本、476本、477本、478本、479本、480本、481本、482本、483本、484本、485本、486本、487本、488本、489本、490本、491本、492本、493本、494本、495本、496本、497本、498本、499本、500本、501本、502本、503本、504本、505本、506本、507本、508本、509本、510本、511本、512本、513本、514本、515本、516本、517本、518本、519本、520本、521本、522本、523本、524本、525本、526本、527本、528本、529本、530本、531本、532本、533本、534本、535本、536本、537本、538本、539本、540本、541本、542本、543本、544本、545本、546本、547本、548本、549本、550本、551本、552本、553本、554本、555本、556本、557本、558本、559本、560本、561本、562本、563本、564本、565本、566本、567本、568本、569本、570本、571本、572本、573本、574本、575本、576本、577本、578本、579本、580本、581本、582本、583本、584本、585本、586本、587本、588本、589本、590本、591本、592本、593本、594本、595本、596本、597本、598本、599本、600本、601本、602本、603本、604本、605本、606本、607本、608本、609本、610本、611本、612本、613本、614本、615本、616本、617本、618本、619本、620本、621本、622本、623本、624本、625本、626本、627本、628本、629本、630本、631本、632本、633本、634本、635本、636本、637本、638本、639本、640本、641本、642本、643本、644本、645本、646本、647本、648本、649本、650本、651本、652本、653本、654本、655本、656本、657本、658本、659本、660本、661本、662本、663本、664本、665本、666本、667本、668本、669本、670本、671本、672本、673本、674本、675本、676本、677本、678本、679本、680本、681本、682本、683本、684本、685本、686本、687本、688本、689本、690本、691本、692本、693本、694本、695本、696本、697本、698本、699本、700本、701本、702本、703本、704本、705本、706本、707本、708本、709本、710本、711本、712本、713本、714本、715本、716本、717本、718本、719本、720本、721本、722本、723本、724本、725本、726本、727本、728本、729本、730本、731本、732本、733本、734本、735本、736本、737本、738本、739本、7

19

コラム 多摩市版気候市民会議の開催

多摩市気候非常事態宣言に掲げた目標の実現に向けては、市民主体で気候危機への対策を議論する取り組みが必要と考え、ヨーロッパの国々で実施され効果を挙げている「気候市民会議」を本市でも実施することとしました。

気候市民会議は、参加者を年齢や性別などのバランスを取った無作為抽出で募ることで、会場に社会の縮図を作り出すことを特徴としています。また、気候変動対策について参加者同士でじっくりと話し合い、取りまとめた結果を政策決定やさらなる取組みに向けた議論などに活用していくものです。

「多摩市版気候市民会議」では、令和5（2023）年5月から7月にかけて、無作為抽出等で募った参加者が集い、自らの生活の中での取組みや工夫、そのために必要なまちの機能や仕組みを話し合い、さらにこれらを地域社会へどう広げていくかについて熱い議論を交わしました。

- ・ 参加者：無作為抽出等で2,000名の市民に招待状を送り、希望した45名が参加（10代～60代の多摩市在住・在勤・在学の方）
- ・ 内 容：多摩市の気候変動対策や取組みについて全5回にわたって議論
- ・ 主 催：多摩市役所



基礎を学び、まちの将来像を描く
専門家から気候変動の基礎を学び、30年後（2050年頃）に目指したい、多摩市の環境と社会のイメージを描く。



脱炭素に向けた具体策を考える
個人ができる取組やまちに必要なしくみから、脱炭素に向けた具体策を検討する。



アイデアを評価する
第3回と第4回の各回での投票に加えて、具体策のアイデアに対して評価を行う。



テーマごとに提案を深める
7つのテーマ別のグループに分かれて、これまで出し合ったアイデアを提案として深めていきました。



まとめ
市民提案の素案をテーマごとに確認し、全体方針をみんなで議論しました。市長に提案を提出しました。

多摩市での脱炭素社会実現に向けて実施すべき、145もの具体的な取組みを含む「提案書」がまとめられました。

このときまとめられた市民提案は、本計画の分野横断的取組（第4章）や取組項目（第5章）などに反映しました。

(2) 計画の構成要素の再整理

本計画では、前計画の「計画の基本理念」と「めざす環境像」を踏襲しています。また、「分野」「長期目標」「短期目標」「管理指標」「取組方針と取組項目」と重なる構成も踏襲していますが、協働による取組みの推進をより重視して「管理指標」と「取組方針と取組項目」については、再設定しています。

また、環境保全への取組みを分野横断的に進め、地域の社会・経済の課題解決、さらに地球規模の環境問題の解決にも貢献していく計画とするため「重点戦略と分野横断的取組」を新たに設定しました。

●前計画と本計画における構成要素の比較

構成要素	前計画	本計画
計画の基本理念	環境基本条例の基本理念に基づき、計画の基本理念を設定。	第六次多摩市総合計画の基本構想との整合を図り再設定。
めざす環境像	「計画の基本理念」をイメージ化したもの。	
分野	4分野（自然環境、生活環境、地球環境、環境情報）を設定。	「環境情報分野」については、環境活動の実績及び重要性を考慮し、「環境活動分野」に名称を変更。
長期目標	今後約20年後の目標を設定。	令和32（2050）年度における多摩市の環境・社会のイメージとして、若者世代も含む市民意見を基に設定。
短期目標	計画期間（10年間）に達成を目指す短期目標を設定。	令和15（2033）年度に達成を目指す目標として再設定。
管理指標	短期目標の達成度や施策の進捗状況を管理する指標を設定。	市民、事業者、市民団体等及び市の協働による取組みの推進を踏まえ、「環境指標」「市民・事業者活動指標」「行政活動指標」に分けて指標を再設定。
重点戦略と分野横断的取組		地域の課題解決やまちの価値創造にも貢献する取組みに力を入れていくために、新たに設定。 市民、事業者、市民団体等及び市が協働し、分野横断で取り組むべき内容を示す「分野横断的取組」を設定。
取組方針と取組項目	短期目標の達成のために、分野ごとに市民（市民団体等）、事業者及び市が協働で行うための施策とそれぞれの取組を示す。	協働による取組みを示すため、名称を施策方針から「取組方針」に変え、わかりやすく記述。

(3) 本計画の構成

本計画の構成は、次のとおりとなります。

●計画の構成

計画の基本理念 環境基本条例の基本理念に基づき、計画の基本理念を設定				
めざす環境像 「計画の基本理念」をイメージ化したもの				
	自然環境分野	生活環境分野	地球環境分野	環境活動分野
長期目標 めざす環境像を具体化するために、令和 32（2050）年度における多摩市の環境・社会のイメージを表すもので、市民、事業者、市民団体等及び市に共通する目標				
短期目標 長期目標の実現に向けて、市民、事業者、市民団体等及び市の協働により、令和 15（2033）年度に達成をめざす目標と、短期目標の達成度や施策の進捗状況を管理するための“ものさし”となる「管理指標」				
重点戦略と分野横断的取組 地域の課題解決やまちの価値創造にも貢献する取組みに力を入れていく「着眼点」と、それに沿って市民・事業者・市が協働し、分野横断で取り組むべき内容を示す「分野横断的取組」				
	重点戦略と分野横断的取組			
分野別の取組み 短期目標の達成に向けて、各分野で市民（市民団体等）、事業者及び市の役割において取り組んでいくための「取組方針」と、その内容を示す「取組項目」				
	取組方針	取組方針	取組方針	取組方針
	取組項目	取組項目	取組項目	取組項目

第3章 計画の理念と目標

1 計画の基本理念とめざす環境像

多摩市環境基本条例（第3条）と前計画を基に、本計画の基本理念と「めざす環境像」を掲げます。

●計画の基本理念

**環境への負荷の少ない循環・調和・共生を基調とした社会を
私たちみんなとともに創り継承していきます**

●めざす環境像

循環・調和・共生のまち みんなで創る多摩

－和と環と輪のまちづくり－

和のまちづくり（調和）

「うるおいと安らぎ、健康と安全が確保された中で暮らせるまち 多摩」

深刻化する気候変動による気象災害や健康被害、生態系などへの影響に備え、社会・経済の基盤となる水やみどり与人々の生活が調和するまちづくりを進め、うるおいと安らぎ、健康と安全が確保されるまちを創ります（和のまちづくり）。

環のまちづくり（循環）

「自然の循環の中で人々が楽しく、生きいきと暮らせるまち 多摩」

みどりの豊かさ、多摩丘陵の里山の面影を残すみどり、自然エネルギーなどを地域の資源として活かすよう地産地消と資源循環を基調とするまちづくりを進め、快適な暮らしができ、活気と魅力を感じるまちを創ります（環のまちづくり）。

輪のまちづくり（共生・協働）

「みんなが身近な暮らしの中で環境について考え、行動するまち 多摩」

市民一人ひとりが日々の身近な暮らしの中で環境について学び、それぞれの生活・暮らしや価値観に応じて行動を実践し、さらに地域の環境保全活動への参加を通じて支え合いが生まれ、誰もが生きがいを感じるまちを創ります（輪のまちづくり）。



2 長期目標

長期目標は、めざす環境像を具体化するために、令和 32（2050）年における多摩市の環境・社会を描いたもので、市民、事業者、市民団体等及び市に共通する目標として掲げます。

令和 5〔2023〕年度に、将来を担う世代（中学生から大学生など）が参加した「多摩市未来創造ワークショップ」、無作為抽出により選定された市民の皆さまが参加した「多摩市気候市民会議」で、30 年後（2050 年頃）に目指したい、多摩市の環境と社会のイメージについて話し合いました。これらのご意見・想いを基に、長期目標を設定しました。

持続可能なみどりの保全

【共生】

みどりが豊かで多様な機能を発揮し、生き物を育み、人の暮らしに恵みを与えています。

【生物多様性】

生物多様性の基盤となる水とみどりのネットワークが広がり、都市におけるみどり・生き物と人が共生しています。

【樹林】

樹林地などの既存のみどりが適正に管理・保全されています。

【水辺】

残された良好な水辺環境が保全され、失われた水辺環境が回復しています。

【公園緑地】

良質な公園緑地が確保され、市民参加による維持管理体制が充実しています。

【歴史文化】

自然環境と調和し史跡文化財が保全され、歴史文化が継承されています。



安全・健康で快適な生活環境の実現

【生活環境】

良好な大気、水、音、土壌が確保され、人々が健康的な暮らしを送っています。

【景観・美化】

みどりと都市の景観が調和する、良好な街なみが形成されています。

【気候変動への適応】

健全な水循環の確保、みどりの調整機能が活用され、熱中症被害や浸水被害などの気象災害のリスクが軽減されています。



持続可能で地球に優しいライフスタイルを取り入れた社会の実現

【住宅・建物】

省エネ・創エネ・蓄エネで、エネルギー収支が実質ゼロとなる住宅・建築物が普及しています。

【資源循環】

4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）とリニューアブルによって、資源を大切に利用し、ごみを出さない暮らしを送っています。

【交通・移動】

CO₂ の排出が少ない自動車や公共交通機関の利用が進むとともに、徒歩や自転車で移動しやすいコンパクトなまちになっています。

【脱炭素】

エネルギーの賢い利用、再生可能エネルギーへの転換が進んで、快適で利便性のよい暮らしと CO₂ 排出実質ゼロのまちになり、エネルギー・経済の循環にもつがっています。



環境共生都市を支える市民協働の実現

【行動変容】

市民一人ひとりが環境問題を自分事として捉え、環境に配慮した行動を実践し、楽しさや心の豊かさも感じられる暮らしを送っています。

【環境教育・学習】

環境問題や気候危機についての教育・学習の機会が充実し、多摩市での取組みを情報発信しています。

【あらゆる主体の参画】

事業者や教育機関、市民団体、市等が連携・協働し、気候危機への対策を加速させています。



3 短期目標

短期目標は、市民、事業者、市民団体等及び市の協働により、令和15（2033）年度に達成を目指す目標です。

中長期的な視野で取組みを進めるため、長期目標を起点に、バックキャストの考え方で短期目標を設定しました。

未来を起点に考える
（バックキャスト）



分野	短期目標（令和15〔2033〕年度）	長期目標
自然環境	自然と暮らしが調和した多摩のみどりづくり ◆ 水とみどりのネットワークの回復・形成 多摩市の魅力である里山や公園などのみどりと、親しみのある水辺環境の保全・創出により、水とみどりのネットワークの回復・形成を目指します。 ◆ 生物多様性にも配慮した暮らしの実践 地域の自然を楽しむ活動への参加、自然資源の持続的な利用に配慮した製品・サービスの選択など、生物多様性にも配慮した暮らしの実践を目指します。 ◆ 持続可能なみどりの管理手法の確立 市民のみどりへの関わりを深めていくよう、持続可能なみどりの管理手法の確立を目指します。	持続可能なみどりの保全
生活環境	安全・健康で快適な生活環境の保持 ◆ 生活環境の保持 安全・健康に暮らすことができ、快適な生活環境の保持を目指します。 ◆ 気候変動への適応力の強化 まちづくりの様々な取組みにおいて、深刻化する気候変動の影響への適応能力の強化を目指します。	安全・健康で快適な生活環境の実現
地球環境	カーボンハーフの達成に向けた行動の実践 省エネルギーの推進と再生可能エネルギーへの転換、資源の有効活用を図り、2030年カーボンハーフの達成を目指します。 ◆ カーボンハーフ ◆ 資源循環	持続可能で地球に優しいライフスタイルを取り入れた社会の実現
環境活動	意識と行動の変革につながるムーブメント ◆ ムーブメントの醸成 市民一人ひとりの行動で社会を変え、社会の変化がさらなる意識と行動の変革につながるムーブメントの醸成を目指します。 ◆ 連携・協働して取り組む体制の構築 環境を支える人材を育成し、市民、事業者、市民団体等及び市が、連携・協働して取り組む体制の構築を目指します。	環境共生都市を支える市民協働の実現

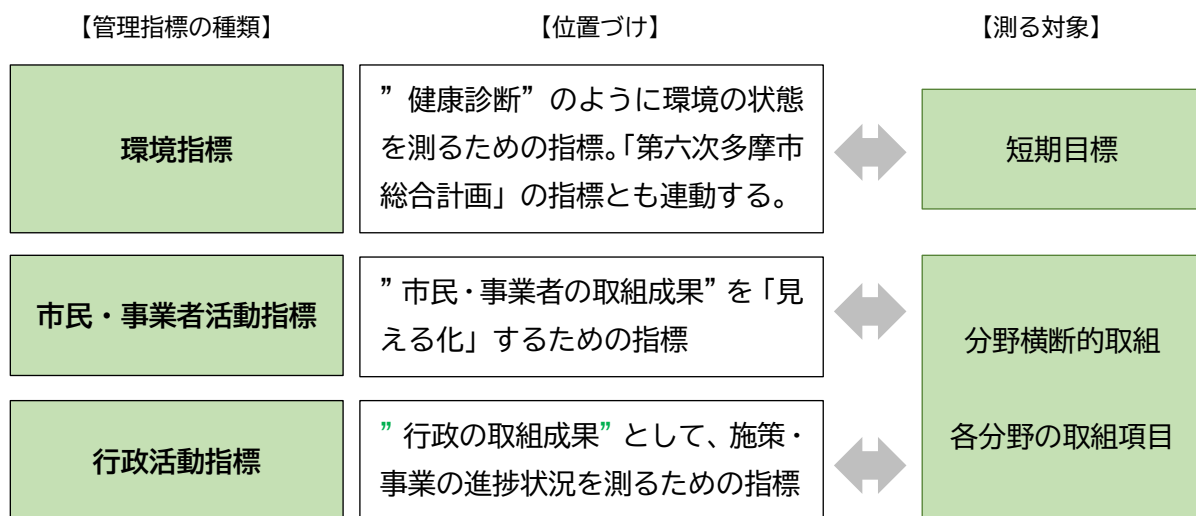
4 管理指標

管理指標は、令和15（2033）年度までの短期目標の達成度や取組みの進捗状況を測るための“ものさし”として設定します。

「短期目標」の達成状況は、環境の状態を測るための「環境指標」により把握・評価していきます。また、市民、事業者、市民団体等及び市による取組みの進捗状況は、「市民・事業者活動指標」と「行政活動指標」により把握・評価していきます。

なお、各指標の現状値・目標値は、「第4章 目標達成に向けた重点戦略と分野横断的取組」と「第5章 分野別取組」に掲載します。

●管理指標の位置づけ



●管理指標

分野	短期目標		管理指標		
			環境指標	市民・事業者活動指標	行政活動指標
自然環境	自然と暮らしが調和した多摩のみどりづくり	◆水とみどりのネットワークの回復・形成 ◆生物多様性にも配慮した暮らしの実践	・ 生物多様性の拠点（3地点）の在来生物の種類数【定性指標】 ・ みどり率（％）	・ 身近ないきものの投稿数 ・ 生き物調査隊への参加人数	・ 市民又は市民協働による、自然体験活動の回数
		◆持続可能なみどりの管理手法の確立	・ 水辺・公園緑地の環境に対する市民満足度（％）	・ みどりの市民活動団体数	・ 樹木管理取組実施状況【定性指標】
生活環境	安全・健康で快適な生活環境の保持	◆生活環境の保持	・ 大気汚染にかかる環境基準適合率（％） ・ 水質汚濁にかかる環境基準適合率（％） ・ ポイ捨てのないきれいなまちと感じる市民の割合（％）	・ clear sky サポーター登録への参加事業者数（延べ数） ・ 河川白濁等の水質事故件数 ・ まち美化キャンペーン（多摩市市民清掃デー、ごみゼロデー）への参加団体数・参加者数	・ アスベスト解体工事の事前調査に対する立入件数 ・ 工事業者等への河川汚濁対策の指導・啓発数 ・ まち美化キャンペーンの実施回数
		◆気候変動への適応力の強化	・ 「過去（昭和 52〔1978〕年～昭和 62〔1987〕年）の 10 年平均：13.7℃）に対する、最近 10 年間の年平均気温の変化【定性指標】	・ ハザードマップを確認している市民の割合（％）	・ 開発事業、公共施設等（小規模建設工事を含む）における流域対策【定性指標】 ・ （仮称）多摩市下水道総合治水対策方針の策定【定性指標】
地球環境	カーボンハーフの達成に向けた行動の実践	◆カーボンハーフ	・ 市内の二酸化炭素（CO ₂ ）排出量（t-CO ₂ ） ・ 市内のエネルギー消費量（TJ） ・ 太陽光発電設備設置容量（FIT 制度）（kW）	・ 世帯当たり二酸化炭素（CO ₂ ）排出量（家庭部門）（kg-CO ₂ /世帯） ・ 世帯当たりエネルギー消費量（家庭部門）（GJ/世帯）	・ 市施設における二酸化炭素（CO ₂ ）排出量（kg-CO ₂ ） ・ 市施設における電気使用量（kWh）
		◆資源循環	・ 総ごみ量（t） ・ 資源化率（％）	・ 市民 1 人 1 日あたりのごみ量（g/人・日） ・ マイバッグやマイボトルを持ち歩く市民の割合（％） ・ 市民協働による河川清掃への参加人数	・ スーパーエコショップとして認定した店舗数を増やす【定性指標】 ・ 食べ切り協力店として認定した店舗数を増やす【定性指標】 ・ マイボトル用給水機の設置を増やす【定性指標】 ・ 市民協働による河川清掃での啓発実施回数
環境活動	意識と行動の変革につながるムーブメント	◆ムーブメントの醸成	・ 環境啓発イベントや環境学習の機会に参加している又は参加したいと考える市民の割合（％） ・ 商品を選択する際には、環境配慮マークや CO ₂ 排出量の表示を参考に選ぶ市民の割合（％）	・ 環境啓発イベントに参加した子どもの人数 ・ 「じぶんごとプラネット」に取り組んだ市民の数（延べ数）	・ 子どもを対象とした環境啓発イベントの実施回数（事業） ・ SNS による環境情報発信回数
		◆連携・協働して取り組む体制の構築	・ 毎年度、気候市民会議を開催し、取組内容を 1 項目以上レベルアップしていく	・ 子ども未来会議を継続していく【定性指標】	・ 気候市民会議の開催回数【定性指標】

第4章 目標達成に向けた重点戦略と分野横断的取組

1 重点戦略（5つの着眼点）

（1）重点戦略の趣旨

めざす環境像（第3章）の実現に向けては、本市に関わる全ての方（市民、事業者、市民団体等）が意識や行動を見直し、これまでの社会・経済の仕組みを変えていく必要があります。

個人の行動変容を社会の変革に繋げていくために、環境を取り巻く危機を一人ひとりが自分事に捉え、相互に協力する気運を盛り上げるムーブメント（運動）を起こしていくことが重要です。多摩市のまちづくりと一体となって、市民、事業者、市民団体等及び市の協働により、地域の課題解決やまちの価値創造にも貢献する取組みに力を入れていきます。

●重点戦略の立案・推進にあたっての前提

前提① 全市民の意識の共有と協力、継続的な関わりによりライフスタイルの変革を促す

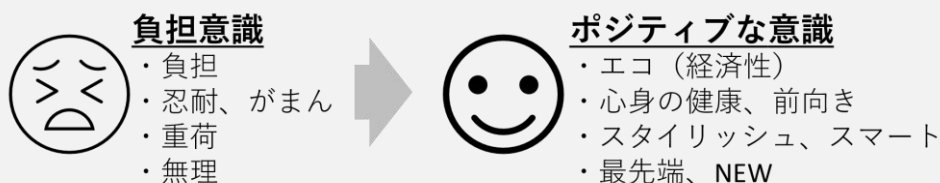
重点戦略（5つの着眼点）の立案・推進にあたっては、取り組む主体となる市民自らが理想やビジョン、具体的な取組みなどを話し合い、共有し、その実現に向けて社会的意思を表明していくことが重要です。

まず、そのための場・機会として「多摩市気候市民会議」を継続的に開催していきます。

みんなで目標や取組項目を決め、みんなで実行⇒評価⇒チェック・見直しするサイクルを回すことにより、一人ひとりの行動変容から社会を変えていくムーブメントにつなげ、全市民の意識の共有と協力、継続的な関わりによりライフスタイルの変革を促すものとします。

前提② 「ポジティブ」な視点で、地域課題を解決し新たな価値を創造する

重点戦略（5つの着眼点）は、全市民の意識の共有と協力、継続的な取組みを進めていくものとするために、常に「ポジティブ」な視点で、例えば地域課題の解決と本市の魅力向上の同時達成など、新たな価値の創造に向けた取組みを設定するための着眼点です。



(2) 5つの着眼点

重点戦略は、気候危機への対策とみどり・生物多様性の保全、資源循環の取組みが相互に関係していること（15 ページ参照）、それらの取組みを支えるパートナーシップが重要であることを踏まえ、5つの着眼点を設定します。また、着眼点に沿って、今後10年間に市民、事業者、市民団体等及び市が協働して取り組むべき「分野横断的取組」を示すとともに、短期目標を達成しさらに中長期的な視野で計画的に取り組んでいくための「ロードマップ」を示します。

なお、分野横断的取組には、「多摩市気候市民会議」による市民提案を反映させています。

また、分野横断的取組の実践を通じて、まちづくりや地球規模における課題解決（第六次多摩市総合計画の実現）にも貢献し、各分野の取組み（第5章）を強化します。

● 5つの着眼点

【前提】

- ① 全市民の意識の共有と協力、継続的な関わりによりライフスタイルの変革を促す
- ② 「ポジティブ」な視点で、地域課題を解決し新たな価値を創造する

着眼点

1 気候危機対策

気候危機への対策を
通じた安全安心で
持続可能なまちづくり

着眼点

3 資源循環

地域の資源を生かし、
持続可能な資源利用を
実現するまちづくり

着眼点

2 みどり・ 生物多様性

みどりの機能を
生かすまちづくり

着眼点

4 ライフスタイルの変革

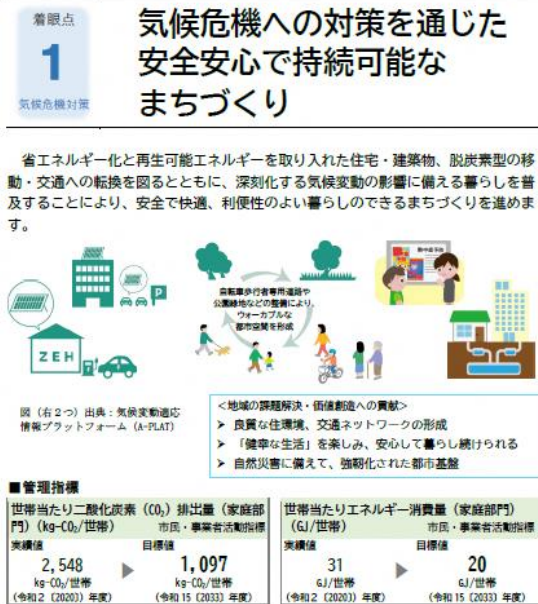
多様な価値観・ライフ
スタイルの中で環境
配慮を促すまちづくり

着眼点

5 パートナーシップ

各分野の活動を
支える新たな市民
協働の体制づくり

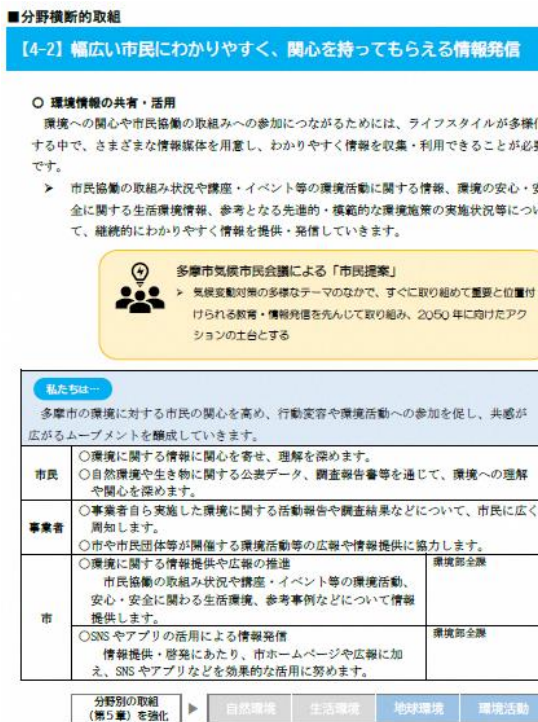
●各着眼点の掲載内容の見方 (34～63 ページ)



分野横断的に取り組む項目を抽出するための「着眼点」の内容を掲載しています。

分野横断的取組の実践を通じて、「第六次多摩市総合計画」の実現につながる要素を挙げています。

市民、事業者、市民団体等及び市による取組みの進捗状況を測る管理指標(第3章4)を挙げ、実績値・目標値を含めて掲載しています。



分野横断的取組に係る課題を整理しています。

分野横断的取組の実践にあたり、反映するべき「多摩市気候市民会議」(令和5〔2023〕年度)の市民提案を紹介しています。

協働による取組みの方向性を示しています。

市民(市民団体等)及び事業者による配慮指針(主なもの)、市の取組み(施策)を挙げています。

分野横断的取組の実践により、第5章に示す分野別取組項目の強化が期待されるものであり、その関係を表します。



中長期的な視野で人々の行動様式や社会やまちのあり方を考え、分野横断的取組を推進していくために、取組みを強化していく時期・段取りの目安を示します。

着眼点

1

気候危機対策

気候危機への対策を通じた 安全安心で持続可能な まちづくり

省エネルギー化と再生可能エネルギーを取り入れた住宅・建築物、脱炭素型の移動・交通への転換を図るとともに、深刻化する気候変動の影響に備える暮らしを普及することにより、安全で快適、利便性のよい暮らしのできるまちづくりを進めます。



図（右2つ）出典：気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）

<地域の課題解決・価値創造への貢献>

- 良質な住環境、交通ネットワークの形成
- 「健幸な生活」を楽しみ、安心して暮らし続けられる
- 自然災害に備えて、強靱化された都市基盤

■管理指標

世帯当たり二酸化炭素（CO ₂ ）排出量（家庭部門）（kg-CO ₂ /世帯）		市民・事業者活動指標
実績値	目標値	
2,548 kg-CO ₂ /世帯 （令和2〔2020〕年度）	1,097 kg-CO ₂ /世帯 （令和15〔2033〕年度）	

世帯当たりエネルギー消費量（家庭部門）（GJ/世帯）		市民・事業者活動指標
実績値	目標値	
31 GJ/世帯 （令和2〔2020〕年度）	20 GJ/世帯 （令和15〔2033〕年度）	

市施設における二酸化炭素（CO ₂ ）排出量（kg-CO ₂ ）		行政活動指標
実績値	目標値	
8,821,485 kg-CO ₂ （令和4〔2022〕年度）	5,317,882 kg-CO ₂ （令和15〔2033〕年度）	

市施設における電気使用量（kWh）		行政活動指標
実績値	目標値	
15,816,813 kWh （令和4〔2022〕年度）	13,809,764 kWh （令和15〔2033〕年度）	

（仮称）多摩市下水道総合治水対策方針の策定【定性指標】		行政活動指標
実績値	目標値	
—	計画を策定し進捗管理を行う （令和15〔2033〕年度）	

■分野横断的取組

【1-1】住宅・建築物の脱炭素化

○ 家庭や業務に伴う CO₂ 排出量の大幅削減

令和2（2020）年度における市域での二酸化炭素（CO₂）の排出量は、家庭部門が174千t-CO₂、業務部門が402千t-CO₂で、これら民生部門が全体の約7割を占めています。また、過去30年間で、家庭部門の7%増加に対し、業務部門は約160%増加しています。

- 多摩市が掲げる「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」の実現に向けては、民生部門からの脱炭素化が不可欠です。
- 省エネルギー性能の高い住宅・建築物が主流となるよう、建物でのエネルギー消費量の削減と、安全で快適な室内環境の両立について周知していく必要があります。



多摩市気候市民会議による「市民提案」

- 公共施設等の建築物からの環境対策に取組み、まちとしての変化を見える化させる
- 生活基盤である住宅等の建築物への対策を徹底することが社会へのインパクトをもたらすため、建築物における環境対策の義務化を行う

私たちは…

新築の住宅・建築物のZEH・ZEBの普及を促進するとともに、住宅ストックの大部分を占める既存住宅については断熱性能の向上のための省エネ改修を促進します。集合住宅については、改修等の機会にZEH-Mや断熱改修などの検討を促します。

市民	○住宅を新築、改築する際は、壁・床・屋根・窓の断熱や省エネ性能の高い空調・換気・給湯・照明の導入、太陽光発電設備の設置など、脱炭素化を目指した建築を検討します。	
事業者	○事業所の建物や工場を新築、改築する際は、壁・床・屋根・窓の断熱や省エネ性能の高い空調・換気・給湯・照明の導入、太陽光発電設備の設置、エネルギーマネジメントシステムの導入など、脱炭素化を目指した建築を検討します。	
市	○省エネ機器等の導入補助、補助制度の拡充・創設＜拡充＞ 既存住宅での断熱改修について情報提供・啓発するとともに、「住宅向けの創エネルギー・省エネルギー機器導入補助金制度」に基づき断熱窓の導入を補助します。	地球温暖化対策担当
	○ZEH、ZEH-M、ZEBの普及促進＜新規＞ ZEHやZEH-M、ZEBについて、エネルギー事業者などとの連携のもと、情報提供・啓発します。	地球温暖化対策担当 都市計画課

分野別の取組み
(第5章)を強化



自然環境

生活環境

地球環境

環境活動

■分野横断的取組

【1-2】再エネの利用拡大とエネルギーの地産地消

○ 再生可能エネルギーの最大限の導入

自家消費型の太陽光発電設備の導入は、建物でのCO₂削減に加え、停電時の電力使用を可能として防災性向上にも寄与し、電力系統への負荷の低減が期待できます。

令和7（2025）年度から東京都環境確保条例に基づき新築の住宅・建築物への太陽光発電設備設置等が義務化される予定です。

- 太陽光発電設備設置義務化に先立ち、市民や事業者に対しては、太陽光発電設備や蓄電池を組み合わせた自家消費型や、初期費用がかからない「第三者所有モデル（PPA）」等の導入方法についての情報提供や支援を行っていく必要があります。
- 地域内での太陽光発電や太陽熱・地中熱等の再生可能エネルギーの利用、地域外で作られた再生可能エネルギー由来の電力（以下、「再エネ電力」といいます。）の利用を進めていく必要があります。



多摩市気候市民会議による「市民提案」

- クリーンなエネルギーへの転換を図るため、多摩市内で再生可能エネルギー利用100%のまちの実現を目指す
- そのために、トライしたことにに対してアップデートを絶やさず、PDCAサイクルや気候市民会議のような場での発信を大切にして、無理なく、楽しく多くの市民の理解を得る

私たちは… 住宅・建築物での太陽光発電設備や太陽熱利用設備を普及促進します。電気代削減や災害時の電源確保といったメリットを踏まえ、自家消費型の太陽光発電設備の導入を促進します。		
市民	○自宅の屋根やカーポートなどに太陽光発電設備の設置を検討します。	
事業者	○事業所の建物や敷地内などに太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギー設備の設置を検討します。	
市	○太陽光発電設備の設置促進＜新規＞ 「住宅向けの創エネルギー・省エネルギー機器導入補助金制度」については、地域性や社会環境などを踏まえ必要に応じて補助メニューなどを見直します。 また、東京都や関係団体などと連携して補助制度などの周知や相談対応を行います。	地球温暖化対策担当
	○再エネ電力の利用拡大に向けた情報提供・啓発＜新規＞ 再エネ由来の割合が高い電力について、公共施設等で率先して調達を行うとともに、市民・事業者へ情報提供・啓発します。	地球温暖化対策担当
	○公共施設での再生可能エネルギーの最大限導入＜新規＞ 公共施設改修時の太陽光発電設備の導入に努めます。 また、引き続き多摩ニュータウン環境組合や近隣自治体と協力・連携して、ごみ焼却時に生じる余熱や電力の利用を進めます。	地球温暖化対策担当 教育振興課 防災安全課 各施設所管課
	○PPA モデルの活用や、地域のエネルギー事業者との連携等による、再エネの利用拡大方策の検討＜新規＞ エネルギー事業者との連携のもと、初期費用の負担を抑える電力販売契約である PPA（第三者所有モデル）の活用について情報提供・啓発します。また、集合住宅や公共施設での再エネ設備の導入方策を検討します。	地球温暖化対策担当
	○水素エネルギー⁷やノンフロン製品などの環境新技術についての情報提供、普及促進＜新規＞ エネルギーの有効利用や温室効果ガスの排出削減に関する新たな環境技術について、情報提供・啓発します。（水素エネルギー、ノンフロン冷蔵庫、ペロブスカイト太陽電池など）	地球温暖化対策担当

分野別の取組み
(第5章)を強化



自然環境

生活環境

地球環境

環境活動

⁷ 水素エネルギー：再エネ由来電力が大量導入された際の調整力として有望。電化が困難な熱エネルギーの脱炭素化に寄与することも期待されています。

■分野横断的取組

【1-3】移動・交通の脱炭素化

○ CO₂を排出しない移動手段への移行

市域のCO₂排出量のうち、民生部門に次ぐ量を占めるのが運輸部門です。

過去30年間で43%減少しましたが、令和2（2020）年度は101千t-CO₂の排出量があり、全体の約15%を占めています。

- 運用部門の脱炭素化を実現するには、電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）などの次世代自動車（ZEV）への移行に加え、人口減少社会を見据えつつ、公共交通機関の利便性確保により移動・輸送の効率化を進めていくことが必要です。
- マイカーによる移動の削減に加え、体を動かす運動や四季折々の身近な風景を楽しむ散歩・サイクリングなどのように、健康で快適な暮らし方にもつながる徒歩・自転車利用の魅力を発信していくことが必要です。



多摩市気候市民会議による「市民提案」

- 市内の排出量が約14%である移動は脱炭素に向けて大事な分野であるため、市内の移動手段の全てを脱炭素化することを目指す
- 徒歩、自転車、車、車椅子、ベビーカー、杖をついている人など、多様な移動手段があることを踏まえる
- 多様なライフステージ、バックグラウンド、歩行・移動の能力がある市民に合わせて、様々な移動の選択肢があることを大切にする

私たちは… 健幸まちづくりの取組みと連携した歩行者と自転車などの利用環境の充実や、公共交通の利用促進によって自動車の利用を抑制するとともに、利用する車を ZEV に転換していきます。		
市民	○移動の際は、電車やバスなどの公共交通機関の利用に加え、徒歩や自転車での移動に努めます。 ○車の購入時には、電気自動車（EV）や燃料電池車（FCV）をはじめとする低燃費・低公害車の購入を検討します。 ○日頃からウォーキングやサイクリングなど身体を動かすことによる健康増進に努めます。	
事業者	○打合せや出張などの移動の際は、電車やバスなどの公共交通機関の利用に努めます。 ○社用車の購入時には、電気自動車（EV）や燃料電池車（FCV）をはじめとする低燃費・低公害車の購入を検討します。 ○従業員のテレワーキングや時間差通勤、自転車通勤の推奨など、多様な働き方を取り入れます。	
市	○ウォーカブルなまちづくりの推進＜新規＞ ウォーキングコースの情報提供、地域公共交通の利用促進、まちの回遊性向上などについて、一体的に情報発信・啓発を行います。	都市計画課 道路交通課 健幸まちづくり推進室 経済観光課 公園緑地課
	○歩行・自転車利用環境の整備＜拡充＞ 歩行者や自転車の安全性や快適性の向上を図るため、安全で快適な自転車利用環境を検討します。	道路交通課
	○公共交通利用の促進＜拡充＞ EV、FCV 及び小型モビリティなどの省エネ型車両の導入並びに地域公共交通の利便性について情報収集や活用方策の検討を行います。	道路交通課
	○電気自動車（EV）や燃料電池車（FCV）の普及促進＜新規＞ （充電設備や水素ステーションの設置促進、V2H や充電スポットなどの情報提供等を含む） 電気自動車（EV）や燃料電池車（FCV）の導入について情報提供・啓発します。	地球温暖化対策担当 総務契約課 各施設所管課
	○カーシェアリング、自転車シェアリングなどの普及促進＜新規＞ ライフスタイルに応じた移動を選ぶことができるよう、カーシェアリングや自転車シェアリングなどについて情報提供・啓発します。	地球温暖化対策担当

分野別の取組み
(第5章)を強化


自然環境

生活環境

地球環境

環境活動

■分野横断的取組

【1-4】市民の健康・安全を守るための気候変動への適応

○ 深刻化する気候変動を前提に、気象災害への備えを強化

気候変動は私たちの生活の様々な部分に広範囲に影響を及ぼしますが、とりわけ台風や豪雨、熱波による気象災害は、市民の生命や財産に対する脅威であり、社会経済にも重大な損失を及ぼします（102 ページ参照）。今後も気候変動が進むと予測されており、激甚化する豪雨や台風、線状降水帯による洪水や内水氾濫、土砂災害の発生、健康への悪影響などのリスクの増大が懸念されます。

- 深刻化する気候変動の影響に対して適応する能力を高めていくには、市民の健康や生活の安全を確保するため、気候変動の影響による被害の防止、軽減を図るまちづくりを進めるとともに、市民一人ひとりが気候危機を認識し自助・共助による取組みを身に付けることが必要です。
- 気温上昇の影響として熱中症の増加が大きな社会課題となっています。体温調節機能が低下しやすい高齢者や幼児・子どもはより熱中症リスクが高いことから、日常生活や事業活動の場面で状況に応じた支援を行っていくことが重要です。

私たちは…		
今後、発生頻度が高まると想定される集中豪雨や猛暑などに備え、市民の健康・安全を守る気候変動への適応策を優先して進めます。		
市民	○熱中症警戒アラート等の情報を入手できるようにします。 ○普段のご近所づきあいを通じて、高齢な方や小さいお子さんの健康状態等にも関心を持つとともに、水分補給や適切な冷房の使用などの熱中症予防対策についても話し合うようにします。	
事業者	○熱中症警戒アラート等の情報を従業員で共有できるようにします。 ○夏期における水分補給や適切な冷房の使用などの熱中症予防対策にいて、従業員同士で話し合うようにします。	
市	○市の総合的な治水対策方針による雨水貯留・浸透機能及び排水機能の確保（多摩市）＜新規＞ 「（仮称）多摩市下水道総合治水対策方針」の検討を行うとともに、雨水貯留・浸透施設整備、下水道施設整備、家庭における雨水貯留槽の設置促進等の総合的な取組みを進めます。	下水道課 各施設所管課
	○熱中症予防の啓発、熱中症警戒アラート等を活用した情報提供＜新規＞ - 熱中症予防や暑さ対策、マイボトル用給水器の活用に関する情報提供・啓発を行います。また、熱中症警戒アラートや暑さ指数の活用について、市民への情報提供・啓発を行います。	環境政策課 健康推進課 関係所管課

分野別の取組み
（第5章）を強化



自然環境

生活環境

地球環境

環境活動

■ロードマップ

現在

令和 15 (2033)

令和 32 (2050)

【1-1】住宅・建築物の脱炭素化

省エネ家電への買換え、既存住宅・建築物の断熱改修

新築住宅・建築物の省エネ・高断熱化

【1-2】再エネの利用拡大とエネルギーの地産地消

再エネ電力の購入・調達

自家消費型太陽光発電、蓄電池の導入

他地域での再エネ創出支援、水素利用などの社会実装

【1-3】移動・交通の脱炭素化

公共交通機関の利便性確保、ウォークアブルなまちづくり

ZEVの普及(EV、PHV、FCV)

【1-4】市民の健康・安全を守るための気候変動への適応

洪水・浸水対策：雨水貯留・浸透機能、排水機能の確保

熱中症対策：警戒アラート等の活用

※濃い水色網掛けを中心に取組みを強化

コラム 気候危機への2つの対策 ～「緩和策」と「適応策」

気候危機への対策は、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出抑制を図る「緩和策」をこれまで以上に進めていくことが重要です。併せて、既に現れている影響や将来避けることのできない影響による被害の防止・軽減を図る「適応策」を実施していくことが重要です。

＜気候危機への2つの対策＞

緩和とは？

原因を少なく



適応とは？

影響に備える



出典：気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）

着眼点

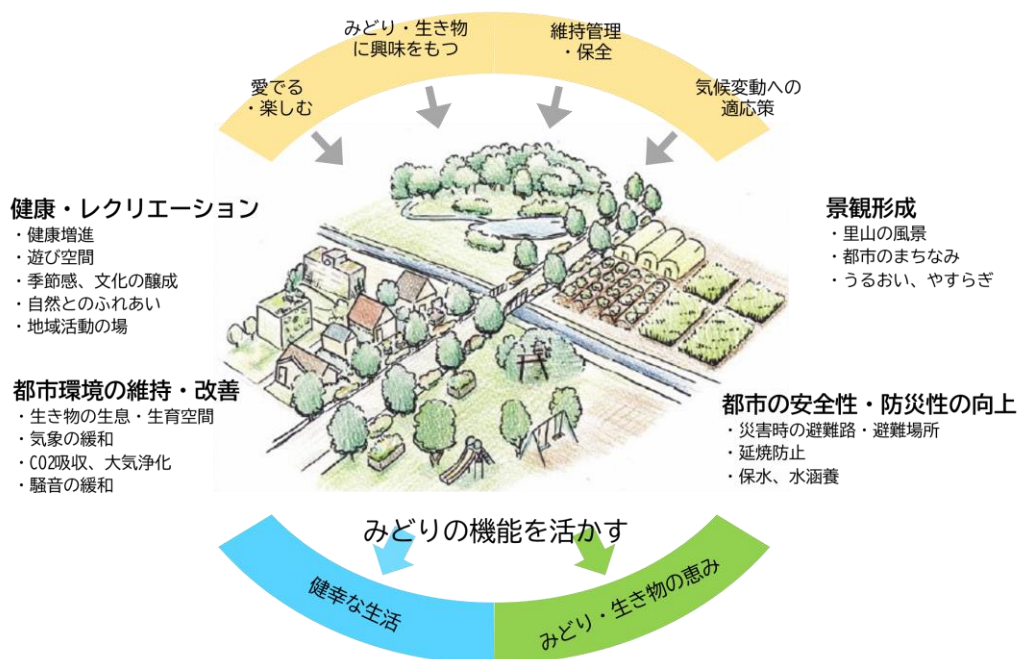
2

みどり・生物多様性

みどりの機能を生かすまちづくり

多摩市の特徴である豊かな「みどり」が有する機能を、地域の魅力や居住環境の向上、防災・減災に活用することにより、「健幸な生活」に役立ち、「みどり・生き物の恵み」を感じるまちづくりを進めます。

●まちづくりにみどりの機能を活かす



<課題解決・価値創造への貢献>

- 地域にある資源を活かしたまちの魅力づくりと発信
- 自然災害に備えて、強靱化された都市基盤
- 「健幸な生活」を楽しみ、安心して暮らし続けられる

■管理指標

生き物調査隊への参加人数	
市民・事業者活動指標	
実績値	目標値
—	45 人
(令和 15〔2033〕年度)	

樹木管理取組実施状況【定性指標】	
行政活動指標	
実績値	目標値
—	毎年実施する
(令和 15〔2033〕年度)	

■分野横断的取組

【2-1】グリーンインフラを活用するまちづくり

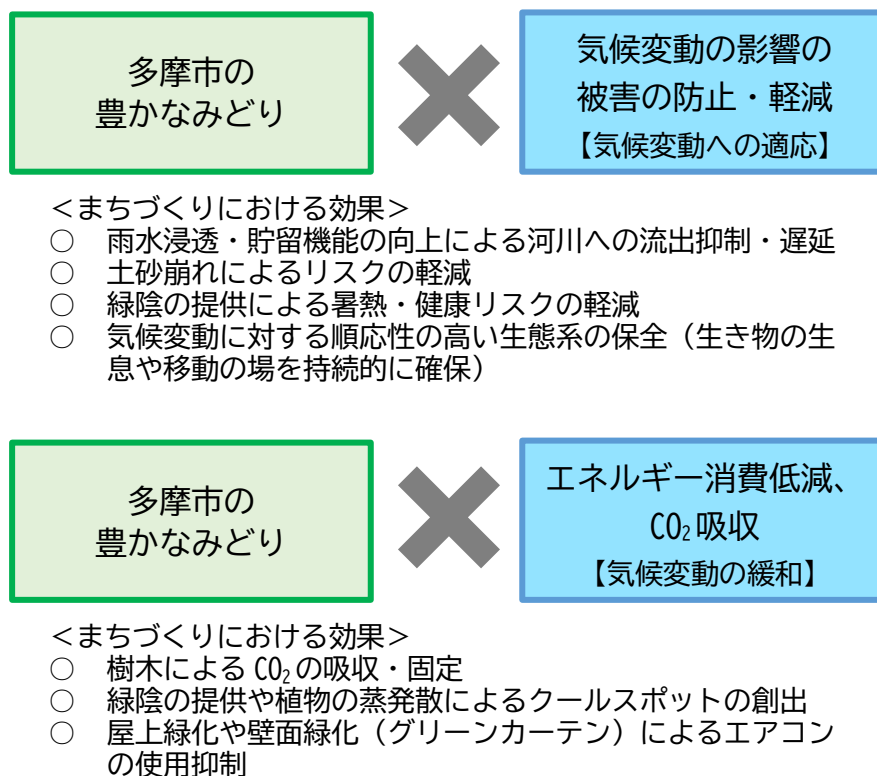
○多摩市の豊かなみどりをまちづくりに活かす

多摩市では、みどり・水・生き物などの自然環境がもつ多様な機能を生かしたまちづくりを進めるにあたって、「まとまり・つながりあるみどり（水とみどりのネットワーク）」「生物多様性の拠点」「多様な主体の参画・連携」の3つを特に活用すべきグリーンインフラと考えています。

そのため、インフラ整備、土地の利活用などにあたっては、みどりが有する様々な機能（雨水浸透・貯留、ヒートアイランド現象や暑熱環境の緩和、生物生息空間の提供など）を十分に発揮させ、都市環境の機能向上を目指します。

- 公園緑地や道路、民有地などのみどりの機能をより発揮させ、グリーンインフラとしてまちづくりに活かしていくことが必要です。
- みどりの保全・確保を通じて、気候変動による極端な高温や大雨の発生確率の上昇、生態系への影響に備えるとともに、エネルギー消費を低減するまちづくりにつなげることが重要です。

●みどりを活用した気候危機への対策



私たちは… 公園緑地や道路のみどりの維持管理・更新、民有地のみどりや農地の保全、開発に伴う敷地内緑化など、各場面での取組みにより、みどりが有する様々な機能の活用を進めていきます。		
市民	○公園緑地や道路、民有地、農地などに存在するみどりの様々な機能について、理解を深め、市のみどりの維持管理活動に協力します。	
事業者	○みどりの様々な機能について理解を深め、市のみどりの維持管理活動に協力・支援します。	
市	○樹林などの持続的な育成管理体制の構築＜拡充＞ みどりの多様な機能を持続的に発揮できるよう、「多摩市パークマネジメント計画」の樹木管理方針に基づき、事業者や市民団体等と連携しながら、萌芽更新や伐採などの適切な手法により、公園緑地の良好なみどりの育成管理を推進します。	公園緑地課
	○気候変動による生態系への影響の把握＜拡充＞ 気候変動による生態系への影響を把握するため、市民参加による生き物調査を実施し、情報収集・発信します。	環境政策課
	○市の総合的な治水対策方針による雨水貯留・浸透機能及び排水機能の確保（多摩市）＜新規＞【再掲】	下水道課 各施設所管課



■分野横断的取組

【2-2】協働による生物多様性の保全のための活動の促進

○ 協働によるみどりの育成管理と生物多様性の保全

現在、残る雑木林の多くは公園緑地や民有地にあり、昔のように十分な手入れがなされないために樹木の大径木化・老木化が進んでおり、ナラ枯れ⁸や外来生物の侵入などの生態系への悪影響も懸念されます。

多摩市の強みでもある豊富なみどりですが、一方で、みどりが繁茂し量が多くなっていること、また、管理コスト増加、市財政の圧迫や人員確保の問題もあり、樹木や植栽の維持管理や更新作業が十分に行き届かなくなる問題の要因となっています。この状態のままでは、今後、景観の損失や防犯・安全面で支障をきたす恐れもあります。

- 持続可能なかたちでみどりの保全・管理ができる体制を構築していくことが必要です。
- そのなかで、市民協働での保全・管理を推進すべく、市民のみどりや生き物への関わりをさらに進めるためには、関心を増やし、試しに取り組んでみる人を増やすことから力を入れていくことが重要です。

私たちは… 市民のみどり・生き物への関心を高め、生物多様性の保全のための活動への参加を広げていくために、市民、事業者、市民団体等及び市の連携・協働により、取組みを進めていきます。	
市民	○市が実施する生物多様性セミナーや生き物調査、自然観察会、ボランティア講座などに積極的に参加し、生物多様性やみどりの理解に努めます。
事業者	○市が実施する生物多様性セミナーや生き物調査、自然観察会、ボランティア講座などに積極的に参加・協力し、生物多様性やみどりの理解に努めます。 ○敷地内のまとまりのあるみどりを保全するとともに、その活用を図ります
市	○OECM⁹制度の普及啓発＜新規＞ 市内の公園緑地や民有緑地などをフィールドとして活用できるよう働きかけを行います。また、そのフィールドを活用し、市民団体等との連携・協働による生物多様性の保全の取組みを促進します。 環境政策課 公園緑地課 関係所管課

分野別の取組み
(第5章)を強化



自然環境

生活環境

地球環境

環境活動

⁸ ナラ枯れ：最近、コナラなどの樹木の病気「ナラ枯れ」が発生しています。森林病害虫であるカシノナガキクイムシが幹に侵入し「ナラ菌」を増殖させることで、樹木が水を吸い上げる機能を阻害して枯死に至らしめます。カシノナガキクイムシは、昔から日本にいた昆虫だと考えられています。最近になって被害が発生したのは、雑木林に対する人間の関わりが変わったからだと言われています。多摩市内では、令和2（2020）年8月頃から公園や道路の街路樹などでナラ枯れの発生が確認されています。

⁹ OECM（Other Effective area-based Conservation Measures）とは、自然公園等の保護地域ではないが、生物多様性の保全が効果的に行われている地域のことです。OECMの中には、ナショナルトラストやビオトープなど、民間団体等が生物多様性保全を目的として管理している場所のみならず、国や自治体が管理する緑地、里地里山や社寺林、企業有林など生物多様性保全が主目的ではないものの、管理の結果として生物多様性保全に大きく貢献している地域も該当します。

■分野横断的取組

【2-3】都市における生物多様性の理解促進

○生態系による人の生活・暮らしへの影響

市内では、ムクドリの集団の鳴き声による騒音や糞害といった生活環境の問題が生じています。また、アライグマやハクビシンによる農作物の被害や在来生物への影響のほか、人獣共通感染症（人と動物に感染する病気）の媒介による健康へのリスクも懸念されます。

- 都市における人の生活・暮らしと生き物との関わり方については、生物多様性の保全と、野生鳥獣による被害や人獣共通感染症といった負の影響とのバランスを取っていく必要があります。
- 市民の皆さまとともに生物多様性の保全に対する理解を深めていくことが重要です。

私たちは… 人と動物双方に感染する人獣共通感染症への関心が高まる中、人と動物の健康と環境の健全性を一つの”健康”と捉え、一体的に保全していく「ワンヘルス¹⁰」の考え方も含めて、生物多様性に対する理解を深めていきます。		
市民	○市が実施する生物多様性セミナーや自然観察会などに積極的に参加し、生物多様性の理解に努めます。	
事業者	○市が実施する生物多様性セミナーや自然観察会などに積極的に参加・協力し、生物多様性の理解に努めます。	
市	○生物多様性についての普及啓発＜新規＞ 都市における人と生き物との共生のあり方について、 「ワンヘルス」の考え方も含めて情報提供・啓発します。	環境政策課

分野別の取組み
(第5章)を強化

自然環境

生活環境

地球環境

環境活動

■ロードマップ

現在

令和15(2033)

令和32(2050)

【2-1】グリーンインフラを活用するまちづくり

みどりの機能についての普及啓発

樹林等の持続的な育成管理体制の構築

気候変動による生態系への影響の把握

【2-2】協働による生物多様性の保全のための活動の促進

生物多様性の拠点での保全活動の実施

OECD 制度の普及啓発

【2-3】都市における生物多様性の理解促進

生物多様性の保全についての普及啓発

※濃い水色網掛けを中心に取組みを強化

¹⁰ 国連環境計画(UNEP)は2020年7月、大規模な感染症の流行が今後も繰り返されると警告を発し、人と野生動物、生態系の健康に一体的に取り組む「ワンヘルス」の必要性を提言しました。「ワンヘルス」とは、人の健康は、家畜を含む動物の健康や健全な自然環境と一体であり、感染症を減らし人の健康を守るためにも、自然環境の保全が一層重要であるという考え方です。

着眼点

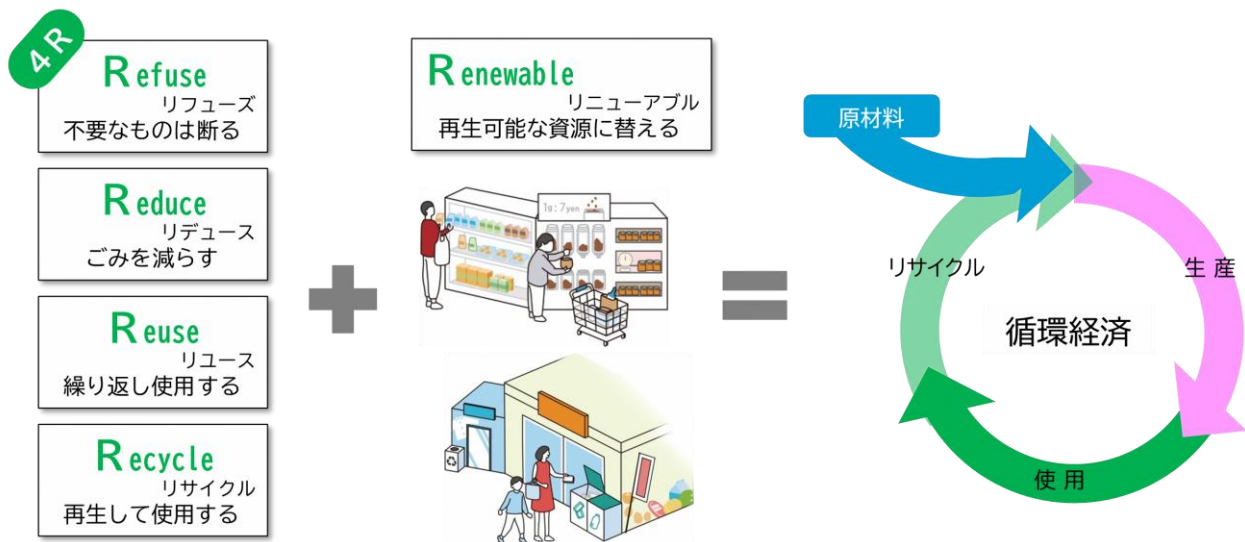
3

資源循環

地域の資源を生かし、 持続可能な資源利用を 実現するまちづくり

ごみの減量・資源化に向けた「4R+リニューアブル」を継続したうえで、再生可能な資源を「選ぶ」取組みや、地元農産物を「選ぶ」取組みにより、資源利用に伴うCO₂排出がより少なく、生物多様性の保全にも貢献するまちづくりを進めます。

●循環経済のイメージ



<地域の課題解決・価値創造への貢献>

- 地域での学びあい・活動・交流
- 地域にある資源を活かしたまちの魅力づくりと発信
- 都市農業の持続

■管理指標

マイバッグやマイボトルを持ち歩く 市民の割合 (%) 市民・事業者活動指標	
実績値	目標値
83.5 % (令和3〔2021〕年度)	100 % (令和15〔2033〕年度)

市民協働による河川清掃への参加人数 市民・事業者活動指標	
実績値	目標値
206 人 (令和4〔2022〕年度)	240 人 (令和15〔2033〕年度)

マイボトル用給水機の設置を増やす 【定性指標】 行政活動指標	
実績値	目標値
9 台 (令和4〔2022〕年度)	前年度よりも 増やす (令和15〔2033〕年度)

市民協働による河川清掃での啓発実施回数 行政活動指標	
実績値	目標値
11 回 (令和4〔2022〕年度)	12 回 (令和15〔2033〕年度)

■分野横断的取組

【3-1】資源循環型の生活の普及

○資源循環型の社会への変革の必要性

私たちは日常生活の中で、家電製品、衣類など、様々な製品（モノ）を使用・消費しています。ご存知のとおり、モノを使うときには電気やガソリンを使用してCO₂を排出しています。また、モノの一生を見ると、原材料の採取から、加工、製造、流通・輸送の各過程で、さらには使い終わった製品の回収、廃棄の過程でもCO₂を排出しています。

温室効果ガスの排出削減や循環型社会の構築に向けては、4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）＋リニューアブルの取組みを進めていくことが求められます。

多摩市では、「4R＋リニューアブル」を推奨してきていますが、その中でも、「リフューズ＝レジ袋や過剰包装など、ごみになってしまうものを断ること」と「リデュース＝ごみの発生を減らすこと」の取組みが特に重要であり、その次に、現状を維持したまま再利用する「リユース」、最後に新たな製品に再生するための「リサイクル」「リニューアブル」と、優先順位を意識しつつ各過程における積極的な取組みをお願いしています。

また、これまでも市民の皆さまのご協力により、ごみの減量が図られてきましたが、市内の各家庭から出される「燃やせるごみ」の中身を分析すると、「生ごみ」が全体の重量の約4割を占めており、エコクッキングや水気を絞ること、堆肥化などにより、さらに減量していくことが可能です。また、資源化可能な「紙類」「プラスチック類」も依然として約2割含まれているのが現状です。

- まず、ごみとなるものを受け取らない、まだ使えるものは再利用するなどして、ごみの発生抑制・排出抑制を優先して取り組んでいくために、資源循環型の生活を普及させていくことが必要です。
- 私たちが生活を送るために必要なサービスが、できるだけ少ないモノを用い、少ないエネルギー消費・環境負荷で必要な時に必要なだけ提供されるよう、資源循環型社会へと移行させていくことが必要です。



多摩市気候市民会議による「市民提案」

- モノを大切にする気持ちを持って生活し、自分・家庭から行動すること大切にする
- 市民はフリーマーケットや、リサイクル活動を文化として良いものを次につなぐ精神で輪を広げていくことを目指す

私たちは… 様々な機会でも4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）＋リニューアブルを推進します。		
市民	○詰め替え可能な商品や環境に配慮した商品を買うようにして、ごみの減量に心がけます。 ○市民団体等は、市と連携し、マイバッグ運動やノーレジ袋などの活動を推進します。	
事業者	○製品、容器などがごみにならないような製造、加工、販売などに努めるとともに、ごみになった場合、適正な処理が可能なものとします。 ○商品やサービスのライフサイクルの各過程で排出された温室効果ガスをCO₂排出量に換算し、商品・サービスに表示する「カーボンフットプリント」により、自社の製品・サービスのCO₂排出量の「見える化」に努めます。	
市	○資源循環型生活についての普及啓発＜新規＞ 生ごみ・食品ロスの削減（エコクッキング、ダンボールコンポストなど）、使い捨ての食器等の見直し（耐久性のある食器、カトラリーの使用の推奨など）、エコショップの利用促進について情報提供・啓発します。	資源循環推進課
	○サブスクリプションやリース、シェアリング・エコノミー¹¹に関する情報提供・普及啓発＜新規＞ サブスクリプションやリース、シェアリング・エコノミーなど、資源循環型生活に役立つ新たなサービス等について情報提供・啓発します。	資源循環推進課
	○エコショップの推進 ばら売り、量り売り、詰め替え商品の販売など、食品ロスの削減や資源の店頭回収等の取組みにより、ごみの発生抑制や減量に取り組む店舗をエコショップとして認定します。	資源循環推進課
	○家庭等から出される廃油のバイオ燃料等への活用方策の検討＜新規＞ 家庭等から出される廃油のバイオ燃料等への活用方策について検討します。	資源循環推進課

分野別の取組
(第5章)を強化



¹¹ シェアリング・エコノミー：個人等が保有する活用可能な資産等を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動。モノや空間等の資源の効率的な活用による天然資源投入量や廃棄物発生量の削減、移動手段や空間の共有等によるCO₂排出量の削減に寄与します。

■分野横断的取組

【3-2】プラスチック対策の推進

○持続可能なプラスチックの利用への移行

プラスチックは、優れた特性を有する素材で広く使用されていますが、大量生産・大量廃棄でCO₂が排出されます。多摩市では、平成20（2008）年以降、容器包装プラスチックや製品プラスチックを収集し、リサイクルを行っています。しかし、燃やせるごみにもプラスチック類が含まれています（令和3〔2021〕年度の家庭ごみのうち1,520 t、約7％）。これらのプラスチック類の製造から廃棄の過程で出されるCO₂排出量は、年間約3,000t-CO₂¹²になると推定されます。

令和3〔2021〕年6月の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の制定を契機として、本市のプラスチックに係る施策を、今後の社会に最適なものへと転換していくための方針として、「多摩市プラスチック削減方針」を策定しました。

- 持続可能なプラスチックの利用に移行していくため、これまでの「4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）」に加え、再生材や再生可能資源に切り替える「リニューアブル」により資源投入量を最小限にしていくことが必要です。

○プラスチックごみのゆくえ

陸域で発生したプラスチックごみの一部が河川などを經由して海域に流出するなどし、海洋汚染の原因にもなっています。

このうち微細なプラスチックごみ（直径5 mm以下のもの）はマイクロプラスチックと呼ばれています。環境中に出てしまった使用済プラスチックはすぐには分解されることなく、河川などから最終的に海に流れ着きます。海の環境を汚し、海の生き物がマイクロプラスチック等の漂流ごみをエサと間違えて食べてしまうなど、生態系にも悪影響を及ぼすことが地球規模での問題になっています。

- 市民団体との協働により実施している大栗川や勾田川での清掃活動が、まちをきれいにすると同時に海洋プラスチックごみ対策にも繋がります。こうした活動を広げていくことで、プラスチック問題や資源循環について関心を高めていくことが必要です。
- 河川などの環境中へのマイクロプラスチックの流出実態を把握し、流出抑制対策を講じていくことが必要です。知見や技術のある企業や大学、河川清掃やプラスチックごみ除去活動に取り組んでいる市民団体、市が協力していくことが重要です。

¹² 原材料調達・製造・物流・販売・廃棄など、一連の流れ全体から発生する温室効果ガス排出量（サプライチェーン排出量）を算出した値。プラスチック類の排出量（3,000 t）に対し、環境省「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位（Ver. 3.3）」に掲載されている排出原単位（1.95 t-CO₂/t）を乗じたもの。



多摩市気候市民会議による「市民提案」

- 行政は、モノの交換やプラスチックフリーなライフスタイルを身近な場所で実現できる環境づくりを公共施設から初め、市内に広げる
- 企業は、プラスチックや捨てやすいモノの製造・販売を見直し、環境に優しい素材を使った良い物をつくることを求める

私たちは…		
海ごみの約7割が川から流出している事実を市民と共有し、使い捨てプラスチックの削減と使用済みプラスチックのリサイクルを推進するなど、プラスチック対策に取り組みます。		
市民	○マイバッグを持参して過剰包装を断ったり、詰め替え可能な商品を買ったりして、プラスチックごみの減量に心がけます。 ○使い捨てのプラスチック製品の使用を極力避けて、マイボトル・マイ箸・マイ容器などを使うようにします。 ○市民団体等は、市と連携し、河川の清掃やプラスチックごみの除去、プラスチック利用削減の啓発などの活動を推進します。	
事業者	○プラスチック製品・容器等がごみにならないような製造、販売などに努めます。 ○食品トレーやペットボトルなどの店頭回収を進めます。 ○地域での清掃活動などに協力します。	
市	○プラスチックの利用の削減＜新規＞ 使い捨てプラスチックの削減に向けて、行動変容やライフスタイルの変革について情報提供・啓発します。	資源循環推進課
	○マイボトル用給水器の設置、マイボトルの活用についての啓発 ペットボトル等の使い捨てプラスチック容器の使用削減に向け、公共施設でのマイボトル用給水機の活用や、マイボトルの利用について情報提供・啓発します。	資源循環推進課 関係所管課
	○プラスチックの適正な分別＜新規＞ プラスチックの適正な分別とポイ捨て防止について情報提供・啓発します。	資源循環推進課 環境政策課
	○プラスチックのリサイクルの推進＜新規＞ 容器包装プラスチック、製品プラスチックのリサイクルを進めるとともに、リサイクルプラスチックを原料とする製品の普及を図ります。	資源循環推進課
	○河川清掃及びプラスチックごみ対策の啓発＜新規＞ 市民団体との協働による河川清掃を定期的を実施するとともに、市内の河川でのプラスチックごみやマイクロプラスチックの流出などについて情報提供・啓発します。	環境政策課
	○マイクロプラスチック対策の推進（新規） 企業や団体などと連携し、テニスコートなどで使用されている人工芝などから発生するマイクロプラスチックの流出抑制対策に取り組めます。	スポーツ振興課 関係所管課

分野別の取組
(第5章)を強化

自然環境

生活環境

地球環境

環境活動

コラム 多摩市プラスチック削減方針

多摩市では、令和4〔2022〕年2月に、使い捨てプラスチックを削減し、再利用を進めるための削減方針を策定しました。

【基本原則】『4R＋リニューアブルの推進』

これまでの「4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）」に加えて、資源投入を最小限にし、プラスチックを極限まで循環利用する『リニューアブル』の推進を図り、持続可能な社会の実現を目指します。

【基本方針】

- ①プラスチックの利用の削減
- ②プラスチックのリサイクルの推進
- ③プラスチックの適正な分別

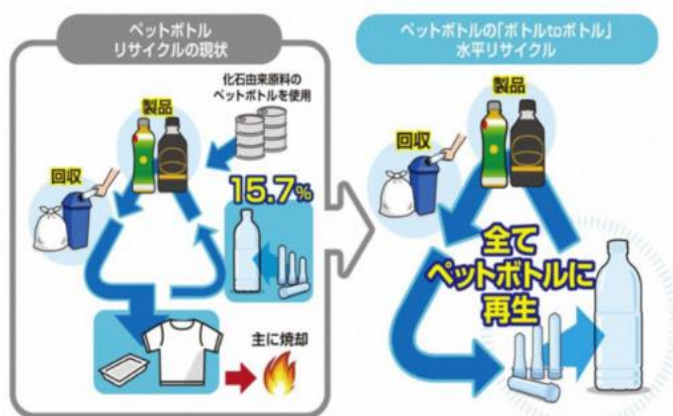
コラム 多摩市での「リニューアブル」の取組み

多摩市では、使い終わったペットボトルを原料として、再びペットボトルにリサイクルする「リニューアブル」の取組みを進めています。

多摩市と飲料メーカーのサントリーグループは、使用済みペットボトルをペットボトルに再生する「ボトル to ボトル」リサイクルに関して、令和4（2022）年8月に協定を締結し、令和5（2023）年度より事業を開始しました。

リサイクル業者を指定し、ボトル to ボトルの水平リサイクルに特化することで、多摩市が収集した使用済みペットボトルの全てが再生され、流通することとなります。資源を繰り返し利用するので、新たに石油由来資源を使って作られるペットボトルと比べて、CO₂排出量が約60%削減されます。

ペットボトルの「再生用途の見える化」を実現することで、市民のリサイクル意識のさらなる向上も期待されます。また、また、この取組みを実施することにより、多摩市気候非常事態宣言の三本の柱の1つである「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」の実現に資するものです。



出典：多摩市公式ホームページ

■分野横断的取組

【3-3】食の地産地消の普及

○ 多摩市の農産物から循環型社会を構築

多摩市では、多摩ニュータウン開発や土地区画整理事業をはじめとする都市化の進行により、農地・農家の減少が進んでいます。一方、小規模な農家を中心に露地野菜を主とした少量多品目生産により、市民に安全・安心で新鮮な農産物を供給するとともに、営農を通して多摩の農の原風景の維持、保全に寄与しています。また、学校給食への地場野菜の供給、家族体験農業や農業ウォッチングラリー、援農ボランティアなどの農とのふれあいを深める機会が提供されています。

農に親しむ場として、市が農家から農地を借り、家庭菜園として貸し出しています（令和3〔2021〕年度末：276区画）。

- 多摩市の農産物を食べ、地産地消や旬産旬消を心がけることで、地域の農の保全や健康増進、CO₂削減などの効果が期待されます。
- 農とのふれあいの場づくりの取組みの一つとして、試験事業の結果や様々な意見を踏まえながら、環境保全型農業を実践する農業公園の整備・拡充が必要です。



家族体験農業



農業ウォッチングラリー

出典：多摩市の農産物応援サイト agri agri



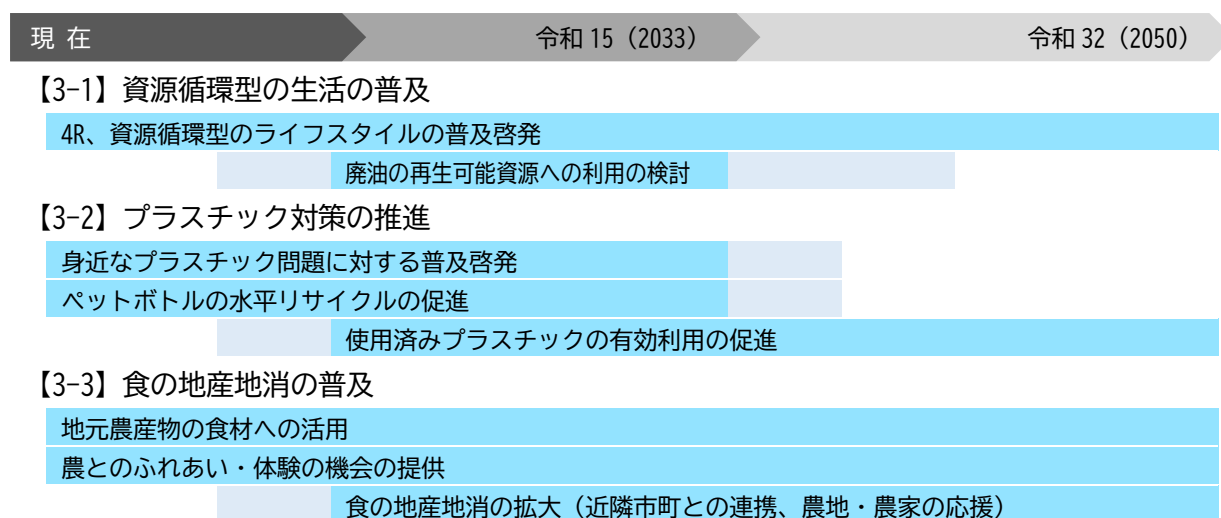
多摩市気候市民会議による「市民提案」

- 次の世代のことを考えた選択のために、一人ひとりも意識を改革することから始める
- 行政主導で、企業の行動を変える仕組みづくりを進めること、環境に与える影響について企業の情報公開を求める
- そして、食と消費からカーボンニュートラルにインパクトを与えることを目指す

私たちは… 多摩市の都市農業を応援して新鮮な地元農産物を選ぶ「食の地産地消」を推進するとともに、農とのふれあい・体験の機会を拡大していきます。		
市民	○家庭菜園や農業体験を通して、農地や農業の多面的機能への理解を深めます。 ○新鮮な多摩産の農産物を進んで購入し、地元の農業を応援します。	
事業者	○農業者は市民と農とのふれあいの場となる体験農園、市民農園の開設を検討します。 ○地元農産物について、様々な媒体により積極的にPRを行います。	
市	○地元の食材の活用や普及啓発＜拡充＞ 事業者・農業者団体等との連携のもと、地元農産物のPRを行うとともに、地元の食材の活用について情報提供・啓発します。	経済観光課



■ロードマップ



※濃い水色網掛けを中心に取組みを強化

着眼点

4

パートナーシップ

多様な価値観・ライフスタイルの中で環境配慮を促すまちづくり

私たち一人ひとりが気候危機を「自分のこと」として捉え、行動を実践していくことが大切です。市民の価値観やライフスタイルの多様化を前提に、環境配慮、行動変容を支援・促進します。

●脱炭素型ライフスタイルの例



<課題解決・価値創造への貢献>

- 地域での学びあい・活動・交流
- 多世代共生型コミュニティの実現

■管理指標

「じぶんごとプラネット」に取り組んだ市民の数（延べ数）	
実績値	目標値
34 人	10,000 人

SNS による環境情報発信回数	
実績値	目標値
22 回	192 回

■分野横断的取組

【4-1】脱炭素ライフスタイルへの転換

○ 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの転換

私たちの食生活や衣類など暮らしを支えるあらゆる製品やサービスは、その製造、輸送、使用から廃棄までの間に温室効果ガスを排出しています。国内の温室効果ガス排出量を消費ベースでの排出量（カーボンフットプリント）で見ると、約6割が家庭の生活に関連して排出されています。

私たち一人ひとりが生活・消費行動を見直し、脱炭素型ライフスタイルを送ることで、市域を超えて温室効果ガスの排出削減に貢献することができます。

- 日常生活で行う具体的行動について、個人の価値観や生活様式に応じた選択肢や削減効果などを周知することで、脱炭素型ライフスタイルへの転換を促すことが必要です。



多摩市気候市民会議による「市民提案」

- 次の世代のことを考えた選択のために、一人ひとりも意識を改革することから始める
- 行政主導で、企業の行動を変える仕組みづくりを進めること、環境に与える影響について企業の情報公開を求める
- 多摩市が環境における最先端都市となり、エコな暮らしが常識であるまちを実現する
- 市民1人1人の意識が高まるようなコミュニティを育む

コラム じぶんごととプラネット

「じぶんごととプラネット」は、国立研究開発法人国立環境研究所と一般社団法人コード・フォー・ジャパンが共同研究により作成した温室効果ガス排出量を可視化するアプリです。

住居、食、移動及びモノとサービスの4項目に関する設問に答えると、それぞれの項目について年間のCO₂量を算出できます。

このアプリを用いると、誰でも無料で自分の生活スタイルから生じるカーボンフットプリントと自分に合った脱炭素アクションを知ることができます。是非、お試しください。

【URL】<https://www.jibungoto-planet.jp/>



図出典：国立研究開発法人国立環境研究所ホームページ

私たちは… 家庭や事業所での脱炭素型ライフスタイル・ワークスタイルへの転換を促進します。		
市民	○気候変動や脱炭素社会に関する情報を積極的に収集し、理解を深めるとともに、自らのライフスタイルについて考え、まわりの人と話し合います。 ○生活の豊かさを維持・向上しながらできるエコな取組みに、楽しみながらチャレンジします。	
事業者	○気候変動や脱炭素社会に関する情報を積極的に収集し、従業員同士で理解を深めるとともに、事業者の立場で行動できることについて考え、話し合います。 ○自社が行うエコな取組を情報発信し、企業価値の向上を図ります。	
市	○脱炭素ライフスタイルに関する情報発信＜拡充＞ 市民・事業者・市の連携・協働のもと、脱炭素型ライフスタイルについての情報提供・啓発します。	環境部全課 コミュニティ生活課
	○自分の生活に伴うカーボンフットプリントの理解、見える化ツール¹³の活用促進＜新規＞ 自分の生活に伴うカーボンフットプリントやCO₂排出量の把握や、見える化ツールの活用について情報提供・啓発します（職員の率先行動、市民等への啓発）。	環境政策課 地球温暖化対策担当
	○TAMA サステイナブル・アワードの開催＜新規＞ 地域や学校、企業などで実践されている「持続可能なライフスタイル」や「環境にやさしい取組み」を表彰や講演を通して周知します。	環境政策課

分野別の取組み
(第5章)を強化



自然環境

生活環境

地球環境

環境活動

¹³ 見える化ツール：ここでは、CO₂排出量を可視化するためのソフトやアプリをいいます。例えば、国立環境研究所が公開しているカーボンフットプリント可視化アプリ「じぶんごとプラネット」があります。このアプリは、移動・住居・食・モノとサービスに関する質問に答えることで、自分の生活スタイルから生じるカーボンフットプリントと自分に合った脱炭素アクションを知ることができます。

■分野横断的取組

【4-2】幅広い市民にわかりやすく、関心を持ってもらえる情報発信

○ 環境情報の共有・活用

環境への関心や市民協働の取組みへの参加につながるためには、ライフスタイルが多様化する中で、様々な情報媒体を活用し、わかりやすく情報を収集・利用することが必要です。

- 市民協働の取組状況や、講座・イベントなどの環境活動に関する情報、環境の安全・安心に関する生活環境情報、参考となる先進的・模範的な環境施策の実施状況などについて、継続的にわかりやすく情報を提供・発信していくことが必要です。



多摩市気候市民会議による「市民提案」

- 気候変動対策の多様なテーマのなかで、すぐに取り組みで重要と位置付けられる教育・情報発信を先んじて取り組み、2050年に向けたアクションの土台とする

私たちは…

多摩市の環境に対する市民の関心を高め、行動変容や環境活動への参加を促し、共感が広がるムーブメントを醸成していきます。

市民	○環境に関する情報に関心を寄せ、理解を深めます。 ○自然環境や生き物に関する公表データ、調査報告書などを通じて、環境への理解や関心を深めます。	
事業者	○事業者自ら実施した環境に関する活動報告や調査結果などについて、市民に広く周知します。 ○市や市民団体などが開催する環境活動等の広報や情報提供に協力します。	
市	○環境に関する情報提供や広報の推進 市民協働の取組状況や講座・イベント等の環境活動、安全・安心に関わる生活環境、参考事例などについて情報提供します。	環境部全課
	○SNS やアプリの活用による情報発信 情報提供・啓発にあたり、市公式ホームページや広報に加え、SNS やアプリなどを効果的な活用に努めます。	環境部全課

分野別の取組み
(第5章)を強化



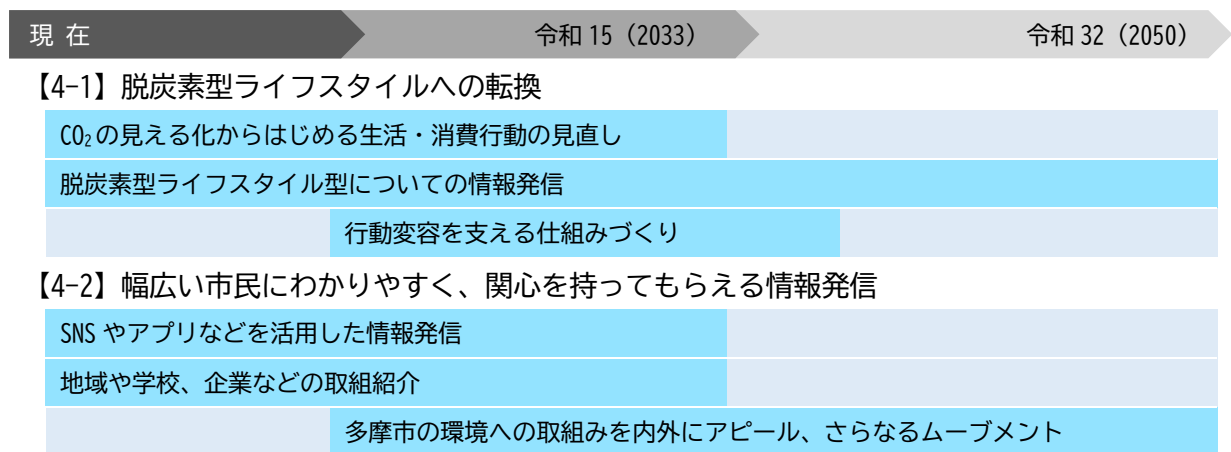
自然環境

生活環境

地球環境

環境活動

■ロードマップ



※濃い水色網掛けを中心に取組みを強化

着眼点

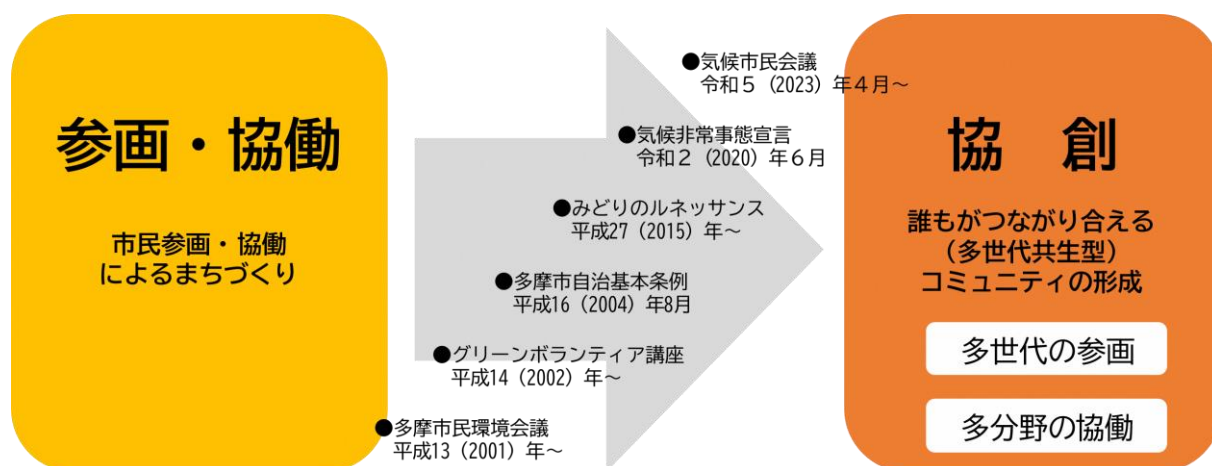
5

パートナーシップ

各分野の活動を支える 新たな市民協働の 体制づくり

市民全員が気候危機やみどり・生物多様性などの問題の当事者となることから、幅広い世代、様々な主体が参画し、環境・まちづくり活動に、分野を超えて取り組む体制を構築していきます。

●新たな市民協働へのイメージ



<課題解決・価値創造への貢献>

- 地域での学びあい・活動・交流
- 多世代共生型コミュニティの実現
- みんなが成長できるまち

■管理指標

子ども未来会議を継続していく【定性指標】	
市民・事業者活動指標	
実績値	目標値
実施 (令和5〔2023〕年度)	毎年実施する (令和15〔2033〕年度)

気候市民会議の開催回数【定性指標】	
行政活動指標	
実績値	目標値
実施 (令和5〔2023〕年度)	毎年度実施する (令和15〔2033〕年度)

■分野横断的取組

【5-1】市民・民間事業者など多様な主体が協働して取り組んでいくための体制づくり

○ 協働による環境保全活動を継続

多摩市では様々な市民団体が、地域の環境保全活動を実践しています。また、指導者・リーダーの育成や団体間のネットワークづくりに取り組む団体もあり、多摩市での市民協働、地域社会を支えています。

しかし、少子化・高齢化が進む中、活動者の高齢化や人手不足などにより、活動の継続が困難になっている市民団体もあります。

- 今後は、環境保全活動やみどりの維持管理に携わる市民団体に対し、団体の運営や活動の継続・継承、人材の育成や確保の面から支援していくことが必要です。

＜団体と市との協働（例）＞

●グリーンボランティア活動（平成14〔2002〕年度～）

市と協定を結び、みどりのボランティア活動をしている市民団体のなかで、公園緑地の雑木林の保全活動を行っている団体を、「グリーンボランティア」と呼んでいます。現在、市内12か所の公園緑地で活動を行っています。

＜指導者・リーダーの育成（例）＞

●環境学習セミナー（平成13〔2001〕年～）

市民活動の担い手づくりとして、貴重な多摩市の環境を守っていくことの大切さを知ってもらう講座を毎年度に開催しています。市民と多摩市が協働して立ち上げ、啓発事業を実施している多摩市民環境会議が主催しています。

●多摩市グリーンボランティア講座（初級・中級）（平成13〔2001〕年～）

貴重な雑木林の自然環境として次の世代に引き継ぐため、また、みどりづくりの市民協働体制を実践するきっかけの場として始まりました。令和3（2021）年度までの修了者は、初級講座が延べ約500人、中級講座が延べ約170人にもなります。

○ 多様な主体が参加できる市民参画を展開

多摩市では、平成 21（2009）年から ESD（持続可能な開発のための教育）に取り組んでいます。今後、市内の小中学校で ESD を受けた経験を持つ子どもたちは、社会を担う世代として活躍していきます。こうした ESD の学びを、子どもから家庭、生涯学習にも波及・展開し、実生活や社会への変容につなげていくことが期待されます（126 ページ参照）。

- 持続可能な社会の実現に向けた社会変革、地域での環境保全活動を広げていくために、将来を担う子どもたちや若者世代を含め、地域住民や市民団体、事業者、教育機関などの関係者が対話し、新たな活動や仕組みを検討し、実現していくための機会を増やすことが重要です。

<ネットワークづくり（例）>

●多摩市消費生活フォーラム&エコ・フェスタ（平成 27〔2015〕年度～）

市内の消費者団体・環境団体・事業者・学校等が工作・展示・講座等を行い、暮らしや環境に関わる問題について考えるイベントです。団体活動の周知や、市民や団体同士の交流の機会にもなっています。

<多様な主体、幅広い世代の市民の参画（例）>

●多摩中央公園プレイスメイキング社会実験（平成 30〔2018〕年度～）

多くの市民が参加し、ワークショップを開催しながら今後の多摩中央公園のあり方を議論し「改修基本方針」を策定しました。リニューアル後の公園の使い方や過ごし方を試行する社会実験は、令和 3（2021）年度から継続実施しており、今後の公園運営のあり方検討につなげています。

●新たな連携を進める市民団体

これまでの河川清掃活動の経験を活かして設立された「みず多摩」は、他団体や事業者と協働してマイボトルの普及、給水スポットの設置促進に取り組んでいます。

●若者が参加する市民団体

活発な活動を展開する「多摩若者会議」は、SNS を用いた情報発信やクラウドファンディングを活用するなどし、活動への参加者・賛同者を拡大しています。



多摩市気候市民会議による「市民提案」

- 気候市民会議で学んだことや大切なこと視点を次のステップに進める、多くの市民に広げていくことが大切であると考え
- 一人ひとりが当事者として、将来にわたって豊かな暮らしが続いていくように、市民、行政、企業、学校など、あらゆる主体が参加・協働・連携して共創し、イノベーションや新技術による脱炭素社会を実現させる仕組みをつくる

私たちは… 持続可能なまちづくりに向けて、「協創」の考え方のもと、幅広い世代の市民・市民団体・事業者・教育機関など様々な主体が参画する体制を構築していきます。		
市民	○市民団体同士で情報を共有・ネットワーク化し、事業者や市と連携しながらより充実した環境活動を行っていきます。	
事業者	○地域の環境活動に従業員の参加を促し、市民や市民団体と連携した取り組みを推進します。 ○事業者が保有する環境保全技術や環境活動などの情報を積極的に発信します。	
市	○各種団体の活動支援、活動拠点の提供と活用 市民団体同士の活動の連携・協働や、情報や人材の交流、人財発掘への支援を行い、市民団体の活動の活発化を支援・促進します。 また、みどりや環境に関する活動拠点として、グリーンライブセンターを活用します。	環境部全課
	○気候市民会議の開催、活動推進＜新規＞ 「（仮称）多摩市気候市民会議」を毎年開催し、本計画の点検・評価等の進行管理を担うことで、市民全員で気候危機への対策を含む持続可能な社会の実現を目指す仕組みを構築します。	環境政策課
	○市民などからの提案・アイデアの実現・実装に向けた研究開発（事業者や教育機関、市などの連携による社会実験、企業誘致など）＜新規＞ 「多摩市気候市民会議」などでの市民等からの提案・アイデアの実現・実装に向けて、事業者や教育機関などとの連携による社会実験や研究開発などを支援します。	環境部全課 経済観光課

分野別の取組み
（第5章）を強化

自然環境

生活環境

地球環境

環境活動

■ロードマップ

現在

令和 15（2033）

令和 32（2050）

【5-1】市民・民間事業者など多様な主体が協働して取り組んでいくための体制づくり

市民団体の活動支援、活動拠点の提供

（仮称）多摩市気候市民会議による計画の進行管理

アイデアの実現・実装、研究開発

環境技術を有する企業・大学等との連携、応援（環境研究都市）

※濃い水色網掛けを中心に取組みを強化

2 分野横断的取組を通じた SDGs への貢献

5つの着眼点の分野横断的取組を進めていくことで、持続可能な開発目標 SDGs の実現に向けて貢献していきます。

●分野横断的取組の実践を通じて貢献していく SDGs のゴール（目標）

SDGs のゴール（目標）	分野横断的取組				
	1-1 ~1-4	2-1 ~2-3	3-1 ~3-3	4-1 ~4-2	5-1
 3 すべての人に健康と福祉を	○	○	○		
 4 質の高い教育をみんなに				○	○
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	○				
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	○				
 11 住み続けられるまちづくりを	○	○			○
 12 つくる責任 つかう責任			○	○	
 13 気候変動に具体的な対策を	○	○	○	○	○
 14 海の豊かさを守ろう			○	○	
 15 陸の豊かさを守ろう		○		○	
 17 パートナリーシップで目標を達成しよう	○	○	○	○	○

第5章 分野別の取組み

自然環境、生活環境、地球環境及び環境活動の各分野の短期目標の達成に向けて、「取組みの体系」を示します。

また、「取組方針」別に、現状・課題を整理した上で、市民、事業者、市民団体等及び市が取組みを進めるにあたっての「今後の取組み」と「取組項目」を示します。

●各分野の掲載内容の見方（68～131 ページ）

2 自然環境分野

■短期目標

自然と暮らしが調和した多摩のみどりづくり

- ◆ みどりと水のネットワークの回復・形成
多摩市の魅力である里山や公園などのみどりと、親しみのある水辺環境の保全・創出により、みどりと水のネットワークの回復・形成をめざします。
- ◆ 持続可能なみどりの管理手法の確立
市民のみどりへの関わりを広げていく持続可能なみどりの管理手法の確立をめざします。
- ◆ 生物多様性にも配慮した暮らしの実践
地域の自然を楽しむ活動への参加、自然資源の持続的な利用に配慮した製品・サービスの選択など、生物多様性にも配慮した暮らしの実践をめざします。

■管理指標

取組方針	No.	指標	環境指標	市民・事業者活動指標	行政活動指標	実績値(年度)	目標値(令和15(2033)年度)
A：生物多様性の保全	1	生物多様性の拠点(3地点)のいきもの種類数	○			—	維持又は増やす
	2	みどり率	○			50% (令和元(2019))	維持
	3	身近ないきもの投稿数		○		125件 (令和4(2022))	125件

分野における短期目標（第3章3）を掲載しています。

分野における管理指標（第3章4）を挙げ、取組方針ごとに実績値・目標値を含めて掲載しています。

取組方針ごとに、現状・課題を整理しています。

現状・課題を踏まえ、市民（市民団体等）、事業者、市が取組みを進めるにあたっての「今後の取組み」を掲載しています。

今後の取組みに沿って、「取組項目」(A1～K1)を掲載しています。
それぞれ市民及び事業者による配慮指針（主なもの）、市の取組み（施策）を挙げています。

取組方針A：生物多様性の保全

『多摩のみどりの基本計画』、『多摩市生物多様性地域戦略』

1) 現状と課題

① 地勢

- ・多摩市は、奥多摩などの山間地を除けば市内でも比較的起伏に富む地域です。ニュータウン建設による大規模な造成を経た今日でも市内には多様な地形があり、平地の低い土地もあれば、眺めのよい丘もあります。
- ・地形は、いわゆるスカープ……

2) 今後の取組み

- ◆ 第4章で述べた多摩市におけるみどり・生物多様性の危機に対応し、人が住む年において多様な生き物を保全するためには、外来種の防除による在来種への配慮を進めるとともに、「みどりと水のネットワーク」の回復・形成により、動植物の多様な生息・生育空間や移動経路が確保されるよう（図）に取り組みます。

3) 取組項目

A1 まとまり・つながりのあるみどりの確保

水・みどりが一体となり里山を感じさせる「生物多様性の拠点」と、河川や丘陵地の連続的な斜面樹林などの「みどりの軸」を位置づけ、みどりのつながり・まとまりを確保していきます。

市民	○民有樹林の所有者は、市民団体の協力や市の助成（みどりの協定の締結等）を受けることも検討しつつ、樹林の管理・保全に努めます。 ○まとまり・つながりのある樹林などの維持管理や活用に関する活動に対して、積極的に興味をもち、参加・協力します。
事業者	○敷地内に樹林を所有している事業者は、市民団体の協力や市の助成（みどりの協定の締結等）を受けることも検討しつつ、樹林の管理・保全に努めます。 ○敷地内外に点在するまとまり・つながりのある樹林などの維持管理や活用に関する活動に対して、積極的に参加・協力します。
市	○生物生息空間の骨幹となるみどりの軸の保全・拡充・見直し 生物多様性の確保に寄与する「みどりの軸」と「生物多様性の拠点」を保全します。

1 取組みの体系							
分野	長期目標	短期目標	重点戦略（分野横断的取組）				
			1-1 ~1-4	2-1 ~2-3	3-1 ~3-3	4-1 ~4-2	5-1
自然環境	持続可能な みどりの保全	自然と暮らしが調和した 多摩のみどりづくり ◆ 水とみどりのネットワークの回復・形成 ◆ 持続可能なみどりの管理手法の確立 ◆ 生物多様性にも配慮した暮らしの実践		▶	▶		▶
生活環境	安全・健康で 快適な生活 環境の実現	安全・健康で快適な 生活環境の保持 ◆ 生活環境の保持 ◆ 気候変動への適応力の強化	▶	▶	▶		▶
地球環境	持続可能で 地球に優しい ライフスタイル を取り入れた社会 の実現	カーボンハーフの達成 に向けた行動の実践 ◆ カーボンハーフ ◆ 省エネ・再エネ ◆ 資源循環	▶	▶	▶	▶	▶
環境活動	環境共生都市 を支える市民 協働の実現	意識と行動の変革に つながるムーブメント ◆ ムーブメントの醸成 ◆ 連携・協働して取り組む体制の構築	▶	▶	▶	▶	▶

取組方針	取組項目	包含する計画 ※多摩市環境 基本計画以外
A：生物多様性の保全	A1：まとまり・つながりのあるみどりの確保＜拡充＞ A2：生物多様性に関する情報の発信＜新規＞ A3：生物多様性の保全＜拡充＞ A4：生物多様性に配慮した暮らし・事業活動への転換＜新規＞ A5：水環境の維持・保全	多摩しみどりの基本計画 多摩市生物多様性地域戦略
B：みどりの保全・確保	B1：安全安心とみどりの保全との調和 B2：公共の緑地・みどりの適正な維持管理・更新 B3：持続可能なみどりの管理運営手法の検討、構築＜新規＞ B4：民有地のみどりの保全 B5：生産緑地地区の保全・活用	
C：みどりの利活用	C1：公園のストック効果の向上＜新規＞ C2：多様な担い手の拡充・拠点体制づくりの強化＜新規＞ C3：公園の利活用の推進＜新規＞ C4：身近な緑化の推進 C5：周辺自治体との広域連携でのみどりの保全・活用の推進 C6：みどりのリサイクルの推進 C7：文化財等の保全と活用	
D：健康的で安全安心な暮らしの保持	D1：公害の発生防止 D2：化学物質等の把握・情報提供＜新規＞ D3：その他の問題への対応	—
E：美しく快適なまちの保持	E1：まちの美化対策 E2：違法駐車・放置自転車対策 E3：街なみ景観の保全	—
F：気候変動への適応	F1：気候変動による自然災害への対策の推進＜新規＞ F2：暑さ対策、熱中症対策等の推進＜新規＞ F3：その他の適応策の推進＜新規＞	多摩市地域気候変動適応計画
G：省エネルギーの推進	G1：家庭・事業所での省エネルギー行動の実践・推進 G2：省エネルギー型の設備や機器の導入＜拡充＞	多摩市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)
H：再生可能エネルギーの利用拡大	H1：再エネの利用拡大とエネルギーの地産地消＜新規＞	
I：資源循環の推進	I1：ごみの発生抑制・減量・リサイクルの推進 I2：ごみの適正処理に向けた分別の徹底 I3：食品ごみの削減＜新規＞ I4：プラスチックの削減＜新規＞	
J：環境教育・環境学習の充実	J1：地域と連携した環境教育の推進＜拡充＞ J2：環境情報の提供	多摩しみどりの基本計画、多摩市生物多様性地域戦略、多摩市地域気候変動適応計画、多摩市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
K：市民協働による環境活動の促進	K1：市民・民間事業者など多様な主体が協働して取り組んでいくための体制づくり＜新規＞	

2 自然環境分野

■短期目標

自然と暮らしが調和した多摩のみどりづくり

◆ 水とみどりのネットワークの回復・形成

多摩市の魅力である里山や公園などのみどりと、親しみのある水辺環境の保全・創出により、水とみどりのネットワークの回復・形成を目指します。

◆ 持続可能なみどりの管理手法の確立

市民のみどりへの関わりを広げていく持続可能なみどりの管理手法の確立を目指します。

◆ 生物多様性にも配慮した暮らしの実践

地域の自然を楽しむ活動への参加、自然資源の持続的な利用に配慮した製品・サービスの選択など、生物多様性にも配慮した暮らしの実践を目指します。

■管理指標

取組方針	No.	指 標	環境 指標	市民・ 事業者 活動 指標	行政 活動 指標	実績値 (年度)	目標値 (令和15〔2033〕 年度)
A：生物多 様性の保全	1	生物多様性の拠点（3地点）の 在来生物の種類数 【定性指標】	○			—	維持又は増やす (指標種の設定に についても検討)
	2	みどり率	○			50% (令和元〔2019〕)	維持
	3	身近ないきものの投稿数		○		125 件 (令和4〔2022〕)	125 件
	4	生き物調査隊への参加人数 【重点戦略】		○		—	45 人
	5	市民又は市民協働による、自然 体験活動の回数			○	21 回 (令和4〔2022〕)	31 回
B：みどりの 保全・確 保 C：みどりの 利活用	6	水辺・公園緑地の環境に対する 市民満足度	○			50.4% (令和3〔2021〕)	60%
	7	みどりの市民活動団体数		○		115 団体 (令和4〔2022〕)	維持
	8	樹木管理取組実施状況 【定性指標】【重点戦略】			○	—	毎年実施する

取組方針A：生物多様性の保全

1) 現状と課題

① 地 勢

- ・多摩市は、奥多摩などの山間地を除けば都内でも比較的起伏に富む地域です。ニュータウン建設による大規模な造成を経た今日でも市内には多くの坂があり、谷沿いの低い土地もあれば、眺めのよい丘もあります。
- ・地形は、いわゆる多摩丘陵の北端部を占めるやや開折された丘陵と、これを刻む小河川沿いに発達する谷底平野等より成り立っています。北方の聖蹟桜ヶ丘駅周辺には、多摩川の運んできた砂礫泥によって構成されている沖積低地がみられます。
- ・周辺の多摩丘陵の標高は、南西方面がもっとも高く、漸次北東方面へ高さが下がっていきます。標高が最も高い場所は、町田市西方の八王子市との境界付近の御殿峠付近（海拔 200m 前後）で、最も低い場所は多摩川沿いの低地（約 50m 前後）です。

② みどり・生物多様性

- ・市内のみどりは、多摩丘陵の里山的風景が残っているみどりと、約 40 年にわたって開発された多摩ニュータウンとともに創出されたみどりが、つながりをもって成り立っていることが特徴です。市域の面積 21.01 km²のうち、約 6 割にあたる 12.47 km²が多摩ニュータウン区域となっており、近隣住区単位に公園緑地が系統的に配慮され、それぞれの公園緑地は歩行者専用道や緑道によってつながれている「みどり豊かなまち」です。
- ・市内に占める樹木被覆地や草地、農地などの緑被地（70 ページ参照）に、公園緑地や水面を合わせた面積の割合である「みどり率」は、50.0%（1,051.5ha：令和元〔2019〕年度）です。

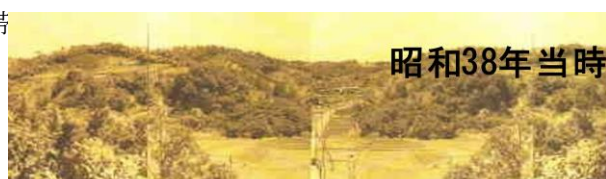
コラム 多摩市における自然環境の変遷

多摩市は、現在の多摩ニュータウンの入居が始まる昭和 46（1971）年頃までは、農村の面影を残す人口 3 万人あまりの静かな田園地帯でした。

市内に数多くあった雑木林は、昭和 20（1940）年代まで薪などの燃料や田畑の肥料の供給元となっていました。

昭和 30（1950）年代以降は、燃料が石油に替わったことで、多くの雑木林は利用されなくなり、また都市化の進捗により市内の随所で雑木林の宅地化が進みました。

昭和 46（1971）年以降、開発整備が進められ、市の南部地域を中心に多摩ニュータウンが形成されました。



昭和38年当時



昭和53年当時



現在

多摩センター周辺の様子

●多摩市における緑被地の分布



出典：多摩市みどりの現況調査（令和元〔2019〕年9月時点データ）

- ・市内には、規模の大きなみどり、河川や湧水等の水辺によって構成される場所があり、動植物の生息・生育空間となっています。（以下、「生物多様性の拠点」といいます。）

●生物多様性の拠点

拠 点	概 要
①多摩川一帯	河川と丘陵の崖線からなる自然豊かな場所であり、多摩川流域でも有数の野鳥をはじめとする生き物の宝庫といえます。 オオタカやチョウゲンボウ、ハヤブサなど、生態系食物連鎖の頂点に位置する猛禽類が見られます。また、希少な植物としてカワラサイコ（絶滅危惧Ⅱ類）やカワラナデシコ（東京都西部―絶滅危惧Ⅱ類）が見られます。
②和田周辺	百草三方の森緑地、和田緑地保全の森（なな山緑地）、民有地の樹林などを含みます。日野市との市境で、多摩市側に向いた南向き斜面で、多様な植物種が確認されています。 なな山緑地では、湧水地があり、水辺に集まる鳥類も確認されています。
③多摩東寺方緑地保全地域周辺	多摩東寺方緑地保全地域内の雑木林には貴重な植物が生育しています。
④原峰公園・市役所周辺	原峰公園、特定生産緑地、民有地の樹林などでは、市街化が進む中、植生も豊かで乞田川の水鳥の棲みかになっています。
⑤都立桜ヶ丘公園周辺	都立桜ヶ丘公園は、丘陵の尾根と谷戸から成る起伏に富んだ公園です。 都立桜ヶ丘公園では、多様な生物の貴重な生息・生育空間となっており、生き物のモニタリングや雑木林の更新などが行われています。
⑥連光寺・若葉台里山保全地域周辺	連光寺・若葉台里山保全地域（平成26〔2014〕年11月指定、令和2〔2020〕年11月拡張指定）の湿地を中心とする一帯です。丘陵地の谷戸に、湿地、畑、草地、雑木林など多様な自然が組み合わさった里山景観が残っています。 湿地にはキバサナギガイやミズコハクガイなどの希少な貝類、ヘイケボタル、ホトケドジョウなどが生息しています。雑木林には、タマノカンアオイやキンランなどの希少な植物が生育しています。
⑦中沢・唐木田周辺	中沢池公園、からきだの道の周辺です。からきだの道には「寺ノ入の湧水」があるほか、斜面には雑木林が形成されています。

③ 湧水・水路・池

- ・公園内の池・せせらぎについては、公園管理業者により維持管理が行われています。水路の維持保全作業については、定期清掃や水路敷地の草刈りなどが行われています。
- ・真明寺裏の水路（一ノ宮）において、アメリカセンダングサとキショウブを適切な時期に刈るなど、生物多様性の保全に配慮した維持管理が行われています。

④ 外来生物

- ・特定外来生物¹⁴については、動物ではアライグマが現状では定着しており、魚類ではブルーギルやコクチバス、鳥類ではガビチョウが見かけられ、植物でもオオキンケイギクが市内で多く繁茂しています。
- ・アライグマやハクビシンは、農作物の被害や在来生物への影響が懸念されるほか、人獣共通感染症（人と動物に感染する病気）を媒介する可能性があることが知られています。
- ・アカミミガメやアメリカザリガニは、令和5（2023）年6月から条件付特定外来生物に指定され、飼育することはできても放出や販売が禁止されています。

⑤ 市民協働による生物多様性に関する取組み

- ・市内では、市と市民団体が協働し、自然観察会や生き物調査など、自然体験活動の機会が提供されています。
- ・市公式ホームページ内の、市内で見つけた動植物に関する情報を写真とともに掲載する「多摩の自然ギャラリー」や「多摩川野鳥ギャラリー」、季節ごとに特徴のある生き物の情報を募集する「多摩市いきもの季節観測」などで、市民から身近な生き物に関する情報が多数寄せられています（令和4〔2022〕年度は125件）。

2）今後の取組み

- ◆ 第4章で述べた多摩市におけるみどり・生物多様性の危機に対応し、人が住む都市において多様な生き物を保全するために、外来種の防除による在来種への配慮を進めるとともに、「水とみどりのネットワーク」の回復・形成により、動植物の多様な生息・生育空間や移動経路が確保されたエコロジカル・ネットワークの確保（73ページ参照）に取り組めます。
- ◆ 地域の自然を楽しむ活動への参加、自然資源の持続的な利用に配慮した製品・サービスの選択など、生物多様性にも配慮した暮らしの実践を促していきます。
- ◆ 都市の生物多様性との共存は、市民や事業者の方々の支持と理解なしでは実現できないものですが、一般的に生物多様性の保全については、例えば「〇〇をしないようにしましょう」や「外来生物は排除しましょう」など抑制的な表現で伝えられることが多い状況です。そこで、「もっと自然を楽しもう！」といったポジティブな視点から、生物多様性の保全の取組みを進めていきます。

¹⁴ 特定外来生物：海外起源の外来種で、生態系などに被害を及ぼすものとして外来生物法に指定された生物です。特定外来生物に指定された生物は、飼育、栽培、保管、運搬、譲渡、輸入することや、野外へ放すことなどが法律で禁止されています。

コラム 多摩市における生物多様性の危機

現在の多摩市では、多摩ニュータウン事業により新たに創出・再生されたみどりと、昔ながらの多摩丘陵の里山的風景が残っているみどりがつながりをもって成り立っています。このようなみどりは、生き物の生息・生育の空間を提供し、生態系を育んできました。一方で、多摩市におけるみどり・生物多様性は、開発による土地利用の変化や侵略的な外来種の侵入、気候変動などによる影響を受けてきました。その背後にある私たちの価値観や活動との関わりの中で、課題を抱えていることが分かります。

<多摩市におけるみどり・生物多様性の危機>

開発など人間活動による危機 (第1の危機)	・ 農村の面影を残す田園地帯が、多摩ニュータウンの形成のために開発され、生物の生息・生育地が減少しました。
自然に対する働きかけの縮小による危機 (第2の危機)	・ わずかに残された雑木林等も、人と自然とのふれあいの減少やみどりの維持管理における担い手の不足などにより、薪や肥料の供給など樹木の利活用が循環せず、樹木の大径木化、下層植生の繁茂、土壌の富栄養化が進行しました。 ・ 手入れされた明るい林床を好む生き物が減少するとともに、樹木の大径木化に伴うナラ枯れの被害が拡大しています。
人間により持ち込まれたものによる危機 (第3の危機)	・ 陸域では、オオキンケイギク、アライグマ、ガビチョウ、水域ではキショウブ、アカミミガメ、ウシガエル、ブルーギル、アメリカザリガニなどの外来種が定着し、在来種に影響を与えています。
地球環境の変化による危機 (第4の危機)	・ 現在は顕著な影響は確認されていないが、今後、落葉広葉樹林の衰退、外来種の拡大などの影響が生じる可能性があります。 ・ 近年被害が拡大しているナラ枯れについても、気候変動との関係性が指摘されています。

このような多摩市におけるみどり・生物多様性の危機に対応するためには、令和12(2030)年までに世界の生物多様性の損失を食い止め、回復軌道に乗せていく「ネイチャーポジティブ」の考え方(12ページ参照)を踏まえると、次のような方向性が挙げられます。

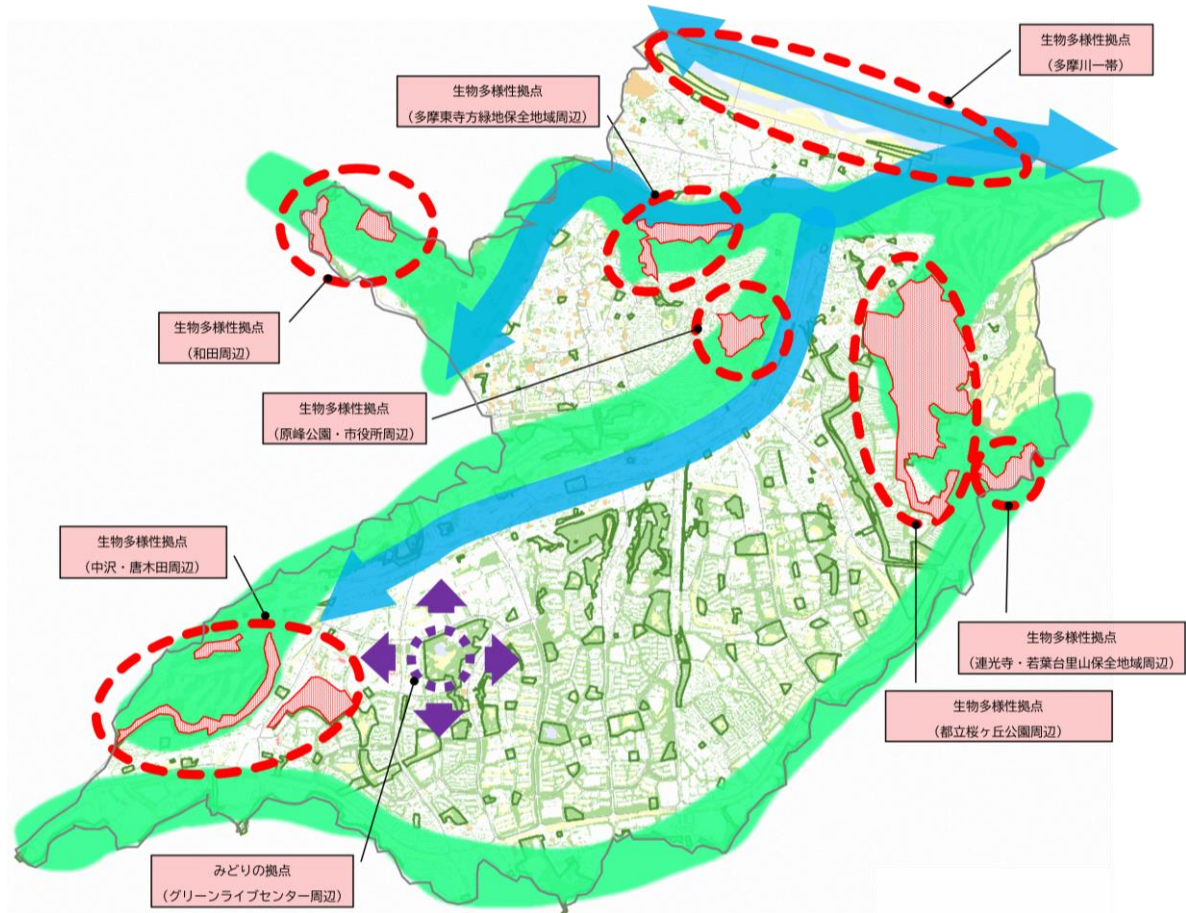
- ✓ みどり・生物多様性による恵みを享受し続けることができるよう、市民のみどりへの関わりを確保・拡大するとともに、みどり・自然の有する様々な機能をまちづくりに生かす
- ✓ 地球規模での生物多様性にも貢献できることを念頭に、生活や事業活動での生物多様性への配慮を実践していく
- ✓ みどりの量の拡大が難しくなる中で、生物の生息・生育空間としての質を確保するよう、水とみどりをネットワーク化させる

多摩市におけるエコロジカル・ネットワークの確保

多摩市におけるみどり・生物多様性の危機を踏まえ、それらを守り育てていく指針として、みどりが有する機能を活用し、みどりによる市民生活の恵みを提供し、生き物との共存を目指す、「エコロジカル・ネットワーク」を示します。

市域にある規模の大きなみどり、河川や湧水などの水辺によって構成される「生物多様性の拠点」を核として、河川や丘陵地の連続的な斜面樹林等のつながりを軸に、市域にある公園緑地や農地、住宅や事業所などのみどりへと有機的につなげていきます。

●エコロジカル・ネットワーク図



	みどり・生物多様性を守り育てていく指針
市内の公園緑地	多摩ニュータウン地域を中心に計画的につくられた公園緑地のみどりは、市民生活へ存在効用や利用効用をもたらしている。 (例：癒し・憩いの提供、レクリエーションの場合)
みどりのネットワーク	- 多摩丘陵の地形や河川に沿った樹林や農地などのまとまった連続性のあるみどりの維持 - 市域を越えた広域的なみどりのつながりを確保
水のネットワーク	- 多摩川や大栗川、乞田川の河川などの水のつながりを確保 - 水辺の散策・散歩、自然観察の場として活用
生物多様性の拠点	規模の大きなみどりや水辺や湧水などがあることで、多様な生き物が生息・生育できるポテンシャルがある場を指し、自然観察やみどりの保全活動、環境学習・自然体験活動の場として活用
みどりの拠点	「グリーンライブセンター」より発信するみどりに関する情報や講座などや「グリーンライブセンター」での体験を通じて、市民によるみどり活動が活発化し、市内域に広がっていく。 - 市民・団体同士の交流が生まれ、新たなみどり活動のコミュニティの輪が生まれる。

3) 取組項目

A1 まとまり・つながりのあるみどりの確保		
水・みどりが一体となった「生物多様性の拠点」と、河川や丘陵地の連続的な樹林などの「みどりのネットワーク」を位置づけ、みどりのつながり・まとまりを確保していきます。		
市民	○みどりの所有者は、持続的なみどりの管理・保全に努めます。	
事業者	○敷地内にみどりを所有する事業者は、持続的なみどりの管理・保全に努めます。 ○まとまり・つながりのあるみどりの維持管理や活用に関する活動に対して、積極的に参加・協力します。	
市	○生物生息空間の骨幹となるみどりのネットワークの保全 ＜拡充・見直し＞ 「生物多様性の拠点」と「みどりのネットワーク」を保全・維持していきます。	環境政策課 公園緑地課

A2 生物多様性に関する情報の発信		
身近な自然や生き物に対する興味や関心を深め、生物多様性に対する理解を広げていきます。		
市民	○市が実施する生物多様性セミナーや生き物調査などに参加・協力するとともに、生物情報などの収集に協力します。 ○市や市民団体が企画する自然観察会などに参加し、生物多様性の理解に努めます。	
事業者	○市が実施する生物多様性セミナーや生き物調査などに参加・協力するとともに、敷地内の生き物調査を実施するなどして、生物情報などの収集に協力します。 ○市や市民団体が企画する自然観察会などに参加し、生物多様性の理解に努めます。	
市	○生物多様性セミナーの実施や生きものの季節観測などの情報収集と発信＜拡充・見直し＞ 生物多様性セミナーの実施や、市民参加による生きものの季節観測などの情報の収集・発信を行います。	環境政策課

A3 生物多様性の保全

生物の生育・生息状況の把握に努め、希少種をはじめとする多様な生物が生育・生息する空間を保全していきます。

また、在来生物の生存を脅かす外来生物の対策を進めます。

市民	○市が情報発信している外来生物を発見した場合には、市に情報提供します。 ○飼育しているペットを野生に放さないようにします。	
事業者	○生物多様性の重要性を認識し、敷地内のみどりの保全などに協力します。 ○敷地内への生物多様性に影響する外来生物の侵入を抑制します。	
市	○外来生物対策＜新規＞ 市民協働のもとで外来種の生育・生息状況や被害を把握し、捕獲・駆除を行うとともに、市民への情報提供・啓発を行います。	環境政策課
	○生き物に配慮したまちづくりの推進＜新規＞ 公共施設をはじめ、住宅や集合住宅、事業所の敷地などにおいては、生き物に配慮したまちづくりを推進します。	環境政策課
	○重要な自然環境の保全＜新規＞ 市内の「生物多様性の拠点」と位置付けられる自然環境を保全します。	環境政策課

A4 生物多様性に配慮した暮らし・事業活動への転換

私たちの暮らしが生きものの恵みによって成り立っていることへの理解を深め、生物多様性に配慮した生活・消費、事業活動への転換を図ります。

市民	○自然や生き物にふれあい、人との「つながり」を意識し、守るためにできることを考えます。 ○エコマークなどが付いた環境に優しい商品を選んで買い物をします。	
事業者	○生物多様性に配慮した原材料調達と製品などの扱いを促進します。 ○開発などを行う際には、事前にその土地の生物多様性に及ぼす影響を予測・評価し、影響の回避、低減を行います。	
市	○生物多様性に配慮した消費・事業活動についての啓発＜新規＞ 日常生活・事業活動での生物多様性に配慮した工夫・取組みについて、情報提供・啓発します。	環境政策課

A5 水環境の維持・保全

生物の生育・生息にとって重要な河川や水路、湧水や池などの水環境を保全していきます。

市民	○河川や水路、湧水などでの清掃や保全活動などに参加・協力します。 ○水辺などで水面の異常や外来生物を発見した場合は、市に連絡します。	
事業者	○河川や水路、湧水などでの清掃や保全活動などに参加・協力・支援します。 ○河川への汚染水の流出や有害廃棄物の投棄などの防止に協力します。	
市	○湧水や農地などの水路の保全 湧水や水路などの水環境を保全するとともに、その活用を図りながら適切に管理します。	環境政策課 下水道課
	○公園緑地の池やせせらぎの維持改善 公園緑地の池やせせらぎについて継続的な維持管理・改善を図ります。	公園緑地課
	○乞田川や大栗川、多摩川などの河川環境の把握と維持改善 乞田川や大栗川、多摩川などでは、モニタリング調査やパトロール、啓発などにより、河川環境の把握と維持改善を行います。	環境政策課

コラム 企業による生物多様性に配慮したみどりの保全・管理の事例

●いきもの共生事業所認証

「いきもの共生事業所認証」(ABINC〔エイビंक〕認証)は、いきもの共生事業推進協議会(ABINC)が、生物多様性に配慮した緑地づくりや管理・利用に取り組む工場やオフィスビル、商業施設、集合住宅などを第三者評価・認証するもの。

多摩市内では、「長谷工テクニカルセンター」と「Brillia Tower 聖蹟桜ヶ丘ブルーミングレジデンス」が認証を取得しています。

●自然共生サイト

「自然共生サイト」は、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域です。環境省では、健全な自然環境を保全するため、令和12(2030)年までに陸と海の30%以上を保全し生物多様性の損失を食い止める「30by30」の目標を達成すべく、自然共生サイトの認定を開始しています。認定区域は、OECMとして国際データベースに登録されます。

多摩市内では、「長谷工テクニカルセンター」が認定・登録されています。このサイトは、長谷工グループの「長谷工技術研究所」「長谷工グループ技術研修センター」「長谷工コミュニティアウル24センター」及び情報発信拠点としての「長谷工マンションミュージアム」が併設された施設です。17,662㎡の敷地に、地上部と屋上緑化で約8,000㎡の緑地を確保しています。敷地南側の法面緑地には鳥が好む花や実のなる在来種の樹木を主に植栽、中央部には水辺ビオトープを設け、大栗川にて採捕したアブラハヤ等の水生生物を移植しています。



出典：環境省ホームページ「自然共生サイト」

取組方針B：みどりの保全・確保

1) 現状と課題

① みどりの育成管理

- ・市内にはまとまった樹林地が数多く残されており、特に北東部には都立桜ヶ丘公園をはじめとする大規模な公園が近接し、市内でも最大規模の樹林地が存在します。
- ・市の西部には、日野市に至る中和田通り沿いにまとまった樹林地が見られるほか、八王子市との市境には中沢池公園とゴルフ場が一体となった樹林地が分布し、広大な緑被地を形成しています。
- ・多摩市世論調査（令和3〔2021〕年度）によると、市政への満足度は、各項目の中で、「水辺・公園緑地などの環境整備」（50.4%）と「自然環境の保全」（47.5%）の2項目が高くなっています。
- ・各公園緑地では、面積の多くを樹木・樹林が占めており、公園施設と同様に30年以上が経過し適正な維持管理が今以上に必要となっているものの、みどりの総量が多く対応しきれていない状況です。その結果、樹木の大径木化・老木化が進行し、ナラ枯れや松枯れなどの病害虫の被害の拡大や見通しの悪化、隣接地への越境などが増加しています。
- ・市民のみどりに対する価値観や要望が多様となっており、維持管理をしていくうえで、地域の合意形成が難しい場合があります。
 - 多摩丘陵の里山の面影を残す既存樹林は、多くが民有の樹林地であることから、その永続的な保全に向けた支援体制の構築が必要です。
 - 樹木被害に対し、持続可能なみどりを目指すべく、樹木管理・更新等への費用の増加や管理人員の不足などの実情を踏まえた、新たな育成管理方法の構築が必要です。
 - みどりの育成管理に対し、画一的な管理ではなく、地域特性や市民のニーズを踏まえた管理体制を構築する必要があります。

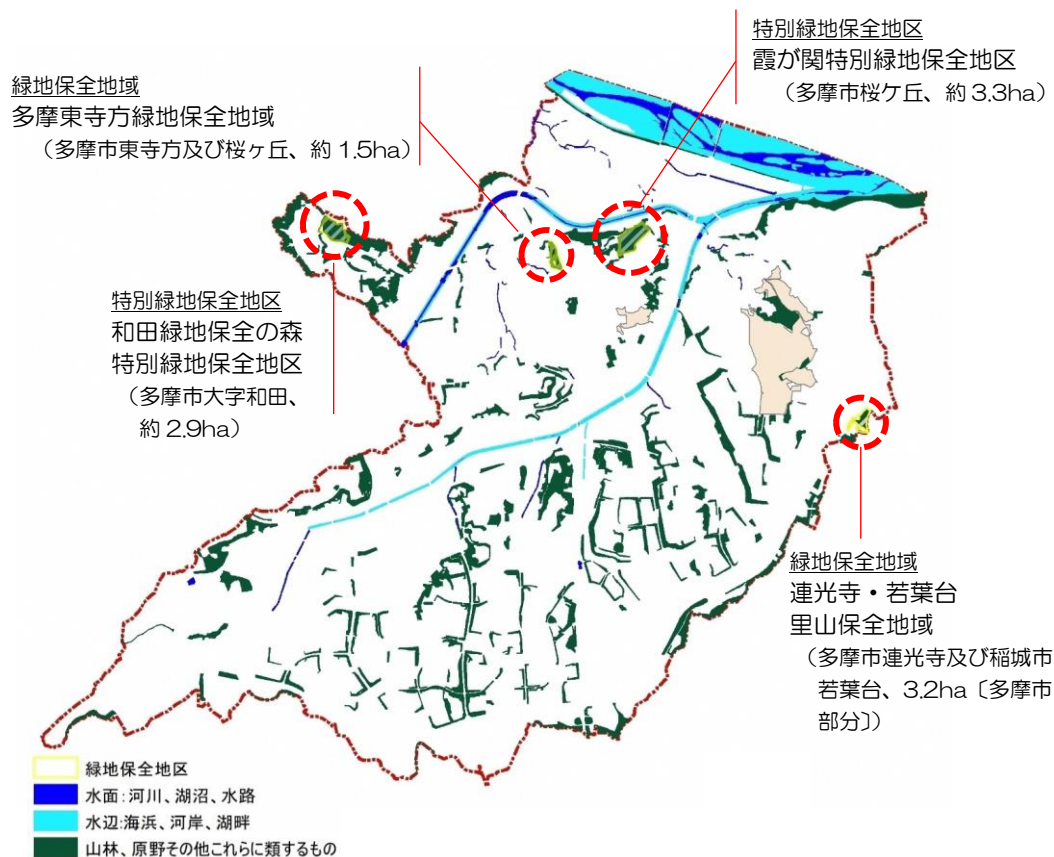
② まとまりのある民有樹林

- ・「みどりのネットワーク」を構成するなかで、まとまりある一部の樹林については、都市緑地法に基づく「特別緑地保全地区¹⁵⁾」や「緑地保全地域¹⁶⁾」に指定されています。
 - 保全地区等については、地権者の協力を得ながら市民・活動団体・企業などと協働で、環境学習や体験活動としての利活用の推進が必要です。
 - 保全指定されていない民有樹林等について、状況把握を行うとともに、持続的な保全・育成方法の構築が必要です。

¹⁵⁾ 特別緑地保全地区：都市緑地法に基づき、豊かな緑を未来へ継承するために、都市において良好な自然的環境を形成している緑地を指定するもの（都市緑地法）

¹⁶⁾ 緑地保全地域：樹林地、水辺地等が単独で、又は一体となって自然を形成している市街地の近郊の地域で、その良好な自然を保護することが必要な土地の区域（東京における自然の保護と回復に関する条例）。

●みどりのネットワークを構成する民有樹林等



出典：都市計画基礎調査（令和2〔2020〕年3月公表、平成30〔2018〕年3月時点データ）

③ まちなかの民有緑地

・屋敷林や団地の法面のみどりなどのまちなかの民有緑地に関しては、「沿道斜面緑化補助制度」や「保存植物等補助制度」に基づき保全を図っています。

- 保存植物等補助金制度に基づく保存樹林については、指定の継続が課題です。
- 保存植物の指定が解除される案件が近年続いているため、保存植物、特に保存樹林の所有者の管理負担を軽減するための制度の見直しなどについて検討が必要です。



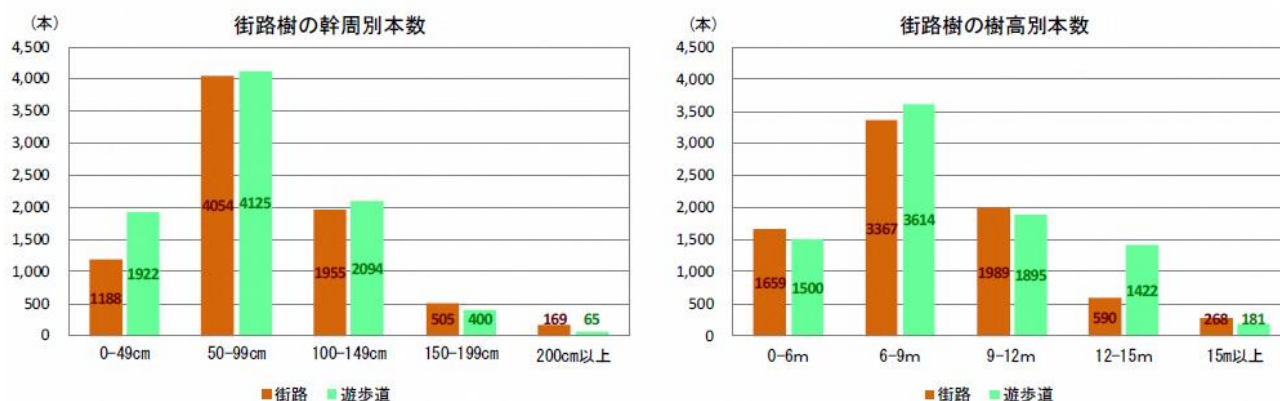
④ 街路樹

・市内の街路樹は、ニュータウンの造成とともに植樹され、その本数は 10,054 本です（樹高 3 m 以上の高木・サクラ類、ケヤキ、シラカシなど）。

- 街路樹の多くは大径木化や高木化が進んでいる状況にあり、通常の管理内容では安全が確保できない状況になった段階で、伐採や間引き、樹種変更や若木への植え替えによる更新の検討が必要です。
- 将来的な管理負担の軽減に向けて、適正に剪定管理できる街路樹環境に転換する

ため、メリハリをつけた管理を行い、健全な街路樹空間を形成していく必要があります。

●街路樹の幹周別本数（左図）と樹高別本数（右図）



平成 30（2018）年 4 月 1 日現在

出典：多摩市街路樹よくなるプラン改定版（平成 30〔2018〕年 3 月）

⑤暮らしと調和したみどり

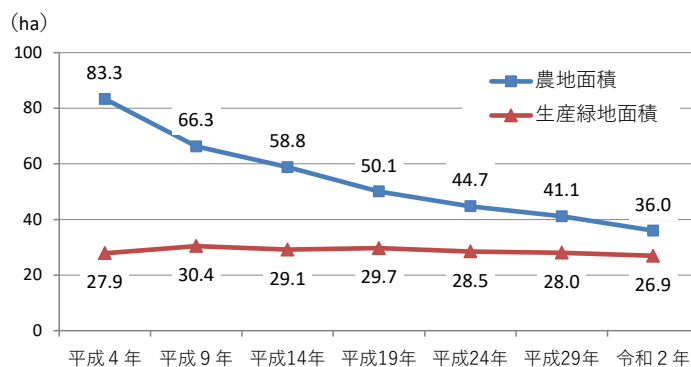
・本市では、計画的に配置された公園緑地や街路・自転車歩行者専用道路における樹木・植栽、団地敷地内や庭の植栽によって、みどり豊かなまちとなっています。一方で、豊かなみどりが夜間の歩行に不安を与えるなど防犯上の課題や交通安全面から見通しが悪く危険な箇所を生み出す要因にもなっています。

- 豊かなみどりを良好に保全していくとともに、防犯や交通安全などとの調和を図ることが必要です。
- 災害時には避難路や避難地として貴重なオープンスペースである公園緑地について、防災面での機能向上が必要です。

⑥農地

本市の農地は、一ノ宮、和田、関戸などにまとまって分布しています。多摩地域の他自治体と比べて農地が少ないことから、保全が必要です。

●農地面積と生産緑地面積の推移



出典：多摩市都市農業振興プラン

2) 今後の取組み

- ◆ 多様な市民ニーズに対応し、みどりをより良好なかたちで維持管理していくため、民間のノウハウを活かした管理など持続可能なみどりの管理手法について検討していきます。
- ◆ みどりの維持管理にあたっては、「多摩市街路樹よくなるプラン改定版」や「多摩市パークマネジメント計画」に基づき、防犯や交通安全、防災、景観などの総合的な視点からあり方や管理手法を検討し、市民や市民団体などとの協働も行いながら、暮らしと調和したみどりの維持管理・更新を進めます。
- ◆ 緑地については、樹木管理の面において、みどりの質を向上していくべく、樹種や立地、生育状況を鑑み、萌芽更新や伐採など、適した手法により安全性を確保するとともに、良好なみどりを持続可能に保全・維持していく育成管理を進めます。
- ◆ 民有地のみどりについては、既存制度を活用して沿道の斜面緑地や屋敷林、生産緑地地区などの保全を継続して図ります。また、市民が積極的に保全を行うことができるように、事業者との連携を視野に入れて、新たな保全制度の活用や支援策を検討していきます。

●緑地の樹木管理方針

手法 ※状況によっては、他の方法を使用することもあります。	対象
①萌芽更新	・健全な木
②間引き	・健全な木 ・枯れ木（例：ナラ枯れ） ・老木 ・そのまま放置すると上記の危険性が高い木（例：大径木）
③伐採→植え替え	・枯れ木（例：ナラ枯れ） ・老木 ・そのまま放置すると上記の危険性が高い木（例：大径木）
④伐採→撤去	・枯れ木（特にナラ枯れ） ・老木 ・そのまま放置すると上記の危険性が高い木（例：大径木）

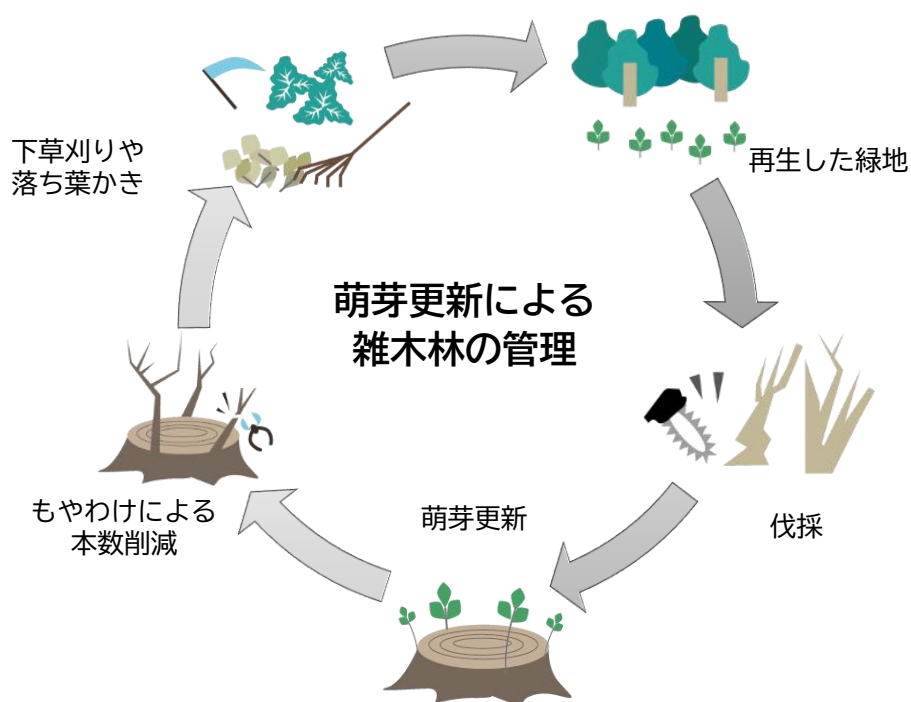
●豊かなみどりの維持管理



コラム 萌芽更新

萌芽更新とは、根株を残して樹木を伐採し、その後、根株から生えてくる若芽を何本か残し、再び成木へと成長させていくサイクルを繰り返す雑木林の管理方式です。

人の手が入らない雑木林の場合、樹木の大径木化により倒木の危険性が高まるほか、日光が入らず、それにより細く高い樹木が多くなったり、光を必要とする小さな草花が衰退したりなどの問題が発生してしまいます。健全で安全な緑地とするために、積極的に手を入れる管理を行うことで、樹齢を重ねた樹木を次世代の樹木に世代交代させ、全体が若返り、適正な緑地保全が可能になります。また、日光が入るようになり、小さな草花や従来そこに生息していた生き物が昔のように戻ってきます。



3) 取組項目

B 1 安全安心とみどりの保全との調和		
豊かで潤いあるみどりの保全・確保にあたり、防災、交通安全や景観などとの調和を図ります。		
市民	○安全安心な暮らしとの調和の観点で、市が行うみどりに関する調査・取組みへ協力します。	
事業者	○敷地内のみどりの維持管理にあたって、防災、防犯や景観の観点に配慮します。	
市	○公園緑地の周辺環境における防犯や交通安全に配慮したみどりの点検と管理方策の構築 関係機関と連携して各学校地域の通学路を中心とした調査・点検をみどりの観点をふまえて実施し、防犯や交通安全上で課題がある箇所について、樹木の剪定や伐採などで改善を進めていきます。	公園緑地課 関係部署
	○防災に配慮した公園緑地ネットワークの強化＜拡充・見直し＞ 「多摩市地域防災計画」に基づき、関係機関と連携しながら、オープンスペースの確保や、みどりを活かした防災ネットワークを進めます。	公園緑地課
	○景観に配慮したみどりのあり方と保全手法の構築 多摩丘陵地の一角を形成しているみどりの景観や里山的な「農のある風景」など、地域ごとの景観特性を活かしたみどりの維持管理を行います。	公園緑地課

B 2 公共の緑地・みどりの適正な維持管理・更新		
市民や事業者などとの協働のもと、公園緑地や道路などのみどりの適正な維持管理・更新を進めます。		
市民	○市や市民団体が実施する公園緑地や道路のみどりの維持管理活動に協力します。	
事業者	○市や市民団体が実施する公園緑地や道路のみどりの維持管理活動に協力・支援します。	
市	○「多摩市街路樹よくなるプラン改定版」に基づく街路樹管理の推進 「多摩市街路樹よくなるプラン改定版」等に基づき、街路樹の適正管理を行います。	道路交通課
	○「多摩市パークマネジメント計画」に基づいた公園緑地のみどりの育成管理の推進＜拡充・見直し＞ 「多摩市パークマネジメント計画」に基づき、公園緑地のみどりの適正管理を行います。	公園緑地課

B3 持続可能なみどりの管理運営手法の検討、構築

持続可能なかたちでみどりを保全していくため、計画的な樹木更新や管理のあり方を構築していきます。

市民	○みどりに関するイベントやワークショップの実施や参加を通じて、みどりの育成管理への理解を深めます。	
事業者	○市や市民団体と連携して、みどりの育成管理活動や管理運営手法の検討に協力・支援します。	
市	○民間のノウハウを生かした管理運営＜新規＞ 指定管理者や包括支援制度など、民間のノウハウを活かし、持続可能なみどりの育成・管理手法を検討・構築していきます。	公園緑地課 道路交通課

B4 民有地のみどりの保全

新たな保全手法の検討も含め、民有地のみどりの持続的な保全を図ります。

市民	○みどりを所有する市民は、樹林の管理・保全に努めます。 ○みどりの育成や維持管理や活用に関する活動に対して、積極的に興味をもち、参加・協力します。	
事業者	○敷地内にみどりを所有している事業者は、みどりの管理・保全に努めます。 ○みどりの維持管理や活用に関する活動に対して、積極的に参加・協力します。	
市	○民有地のみどりの保全の推進＜新規＞ 各種法制度や補助制度の活用による民有地のみどりの持続的な確保を図りつつ、新たな財源確保手法のほか、市民による持続的な保全手法の検討・活用を進めます。また、各種制度について市民に普及・周知します。 なお、法や条例に基づく特別緑地保全地区、保全地域などに指定されている箇所については、活用可能性等を十分に勘案し、都市公園としての公有地化を検討します。 【例】 ・現行の沿道斜面緑化補助制度や保存植物等補助制度の継続的な推進 ・特別緑地保全地区制度や都の保全地域制度の活用による保全 ・都、市区町村と合同で策定した「緑確保の総合的な方針（令和2〔2020〕年7月改定）」に基づく、みどりの継続的な保全・確保 ・国や東京都と連携した、米軍多摩サービス補助施設跡地の返還及び広域公園化（都立桜ヶ丘公園の拡大）の要望の継続 ・都と連携した都立桜ヶ丘公園の整備の促進 ・市民緑地制度等の新たな仕組みの適用の検討	公園緑地課

B5 生産緑地地区の保全・活用

多摩市のみどりを構成する農地について、生産緑地地区の仕組み等を活用しながら、保全・活用を図ります。

市民	○市内の農地（生産緑地地区）の保全への理解と活用に協力します。	
事業者	○農業者は、農地（生産緑地地区）の保全に努めます。 ○市内の農地（生産緑地地区）の保全と活用に協力します。	
市	○生産緑地地区の保全活用方策の検討 特定生産緑地指定制度について情報提供・啓発するとともに、生産緑地地区の保全・活用方策を検討します。 【例】 ・生産緑地保全のため、必要に応じコスト等を十分勘案したうえでの公有地化の検討 ・東京都の「農の風景育成地区」へ位置づけを検討している地区について、経済観光課とも連携した農地の活用の推進	公園緑地課 経済観光課 都市計画課

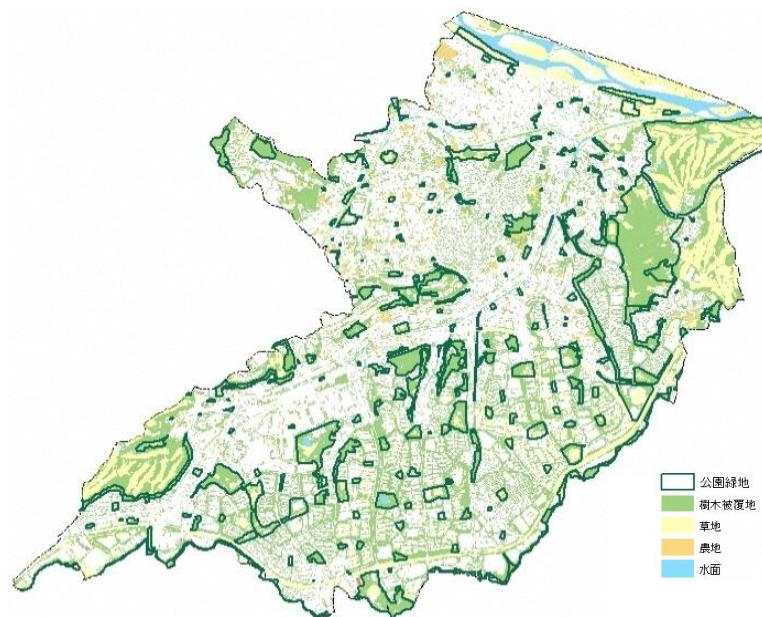
取組方針C：みどりの利活用

1) 現状と課題

① 公園緑地

- ・現在、市内の公園緑地の数は209か所、総面積は2,353㎥あります（市立は208か所、2,014㎥）。公園緑地の市民一人当たりの面積は16.0㎡で、多摩地域26市中第2位です（令和4〔2022〕年4月）。
 - 開園から30年以上経過した公園が65%以上であり、施設の老朽化に対する対応や安全性の確保が必要です。少子高齢化や社会情勢の変化に伴い既存ストックが活用されていないなど、新たな機能へ転換が求められています。

●多摩市における主な公園緑地



出典：多摩しみどりの現況調査（令和元〔2019〕年9月時点データ）、公園配置GISデータ

② みどりに関する市民活動を行う団体

- ・市内には、公園緑地や道路の美化清掃に関わるボランティア団体（公園緑地：102団体〔令和4〔2022〕年度〕、道路：73団体〔令和5〔2023〕年度〕）や、主に公園緑地内の雑木林で活動を行っているグリーンボランティア登録団体（13団体〔令和4〔2022〕年度〕）があります。
 - ボランティアの高齢化、参加者減少の課題に対し、活動を継続、充実していくために、みどりに関わる活動のあり方を見直すとともに、市民団体のネットワーク化や、新たな人材確保、新規団体の掘り起こしが必要です。

●協働による公園緑地等の維持管理

公園愛護会制度

街区公園を対象に、地域で組織された団体で公園の清掃活動等を行う市民参加制度

アダプト制度

市民、市民団体等、事業者が公園や道路の一部の清掃活動や緑化活動を行う市民参加制度

グリーンボランティア制度

みどりに関する活動の人財育成を図りながら、市民の協力により地域のみどりの保全育成活動を支える制度

③ 広域連携

- ・本市は、平成 18（2006）年に多摩丘陵及び三浦丘陵に係る 13 自治体による「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」に参画し、緑と水景に関する広域的な「保全・再生・創出・活用」の取組みを進めています。
- ・令和 3（2021）年度には、市民と緑の市域を越えた更なる保全・活用・交流の促進によるみどりの価値向上（広域連携型グリーンインフラモデル）を目指し、「共同宣言」を掲げました。
 - 周辺自治体や東京都と連携し、広域的連携に配慮したみどりの保全・再生・創出・活用の取組みを行うだけでなく、市民や多様な主体の市域を越えたみどり活動の推進が必要です。

●多摩・三浦丘陵広域連携トレイル¹⁷



出典：「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」シンポジウムパンフレット（令和 3〔2021〕年 7 月）

④ 歴史文化財

- ・市内には貴重な歴史的文化財が数多く残されています。また、お花見を楽しめる多くの桜の名所や、「よこやまの道」「からきだの道」などの散歩道、朝顔市などのお祭り、どんど焼きなどみどりに関わる文化も地域に根付いています。
 - これらの歴史・文化を良好に維持していくためにも、より市民の方々に知っていただき、活用の推進を図っていくことが課題です。

¹⁷ 多摩・三浦丘陵広域連携トレイル：平成 20（2008）年に 13 自治体からなる「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」の広域連携イメージを見える化したものです。その後、各自治体の緑と水景に関する施策や事業等の取組みの中で、広域連携の視点からの緑と水景のつながりや、取組みの重点化すべき箇所が設定されています。

2) 今後の取組み

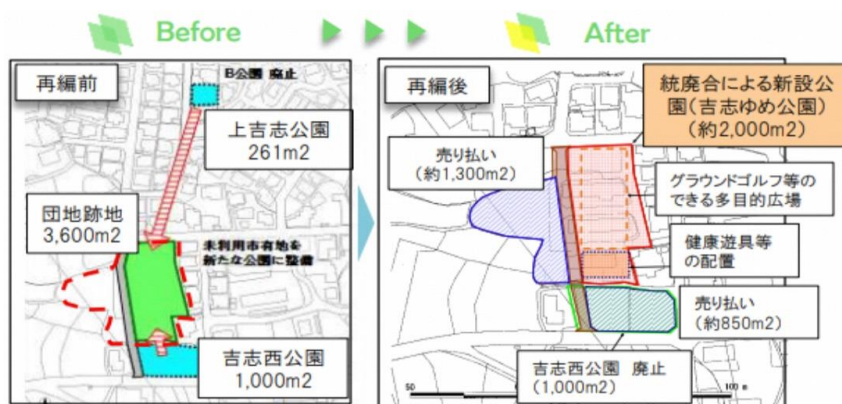
- ◆ 公園については、社会情勢の変化や地域ニーズを踏まえて、みどりの機能を活かす公園づくりを進めます。
- ◆ 「多摩市公園施設長寿命化計画」に基づく予防保全・管理による計画的な施設更新を行い、安全性の確保とライフサイクルコストの縮減による財政負担の軽減を目指していきます。
- ◆ 開園から30年以上経過した公園が65%以上であることから、施設の老朽化に対する対応や安全性の確保を進めます。
- ◆ 地域におけるみどりの役割を見直し、機能再編などの考え方を公園施設長寿命化計画に反映させ、施設整備や維持管理をさらに効果的・効率的に進めます。

コラム 公園の機能再編・機能集約の事例

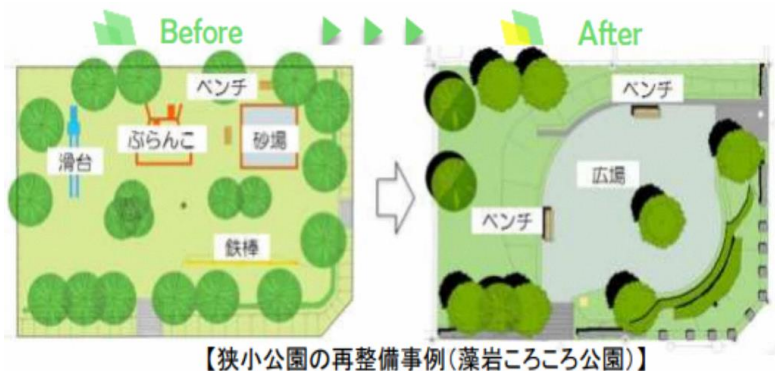
都市公園は、周辺環境の変化、ニーズの変化などにより、整備当初に想定されていた効果を十分発揮できない場合が出てきます。そのため、地域の実情に合わせ、利用状況などに応じた公園施設の集約・再編を行うことで、レクリエーション空間の提供、景観形成やコミュニティ形成などのストック効果を発揮できる場合があります。

＜参考事例：都市公園のストック効果を高めるための工夫＞

北九州市
吉志ゆめ公園
(施設再編)



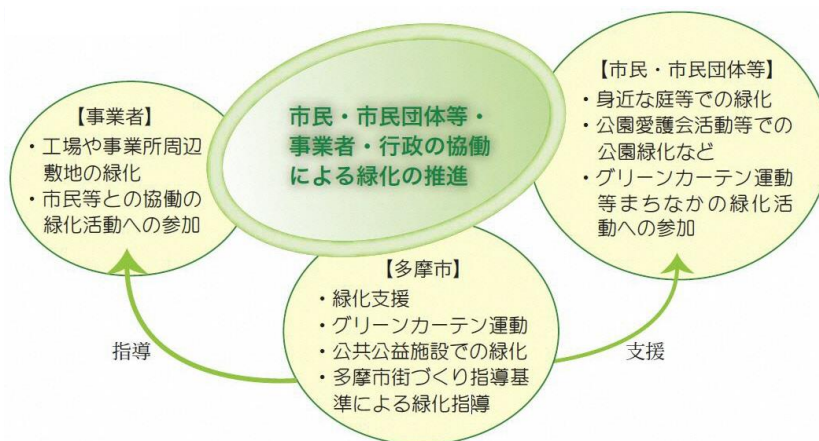
札幌市
藻岩ころころ公園
(機能再編)



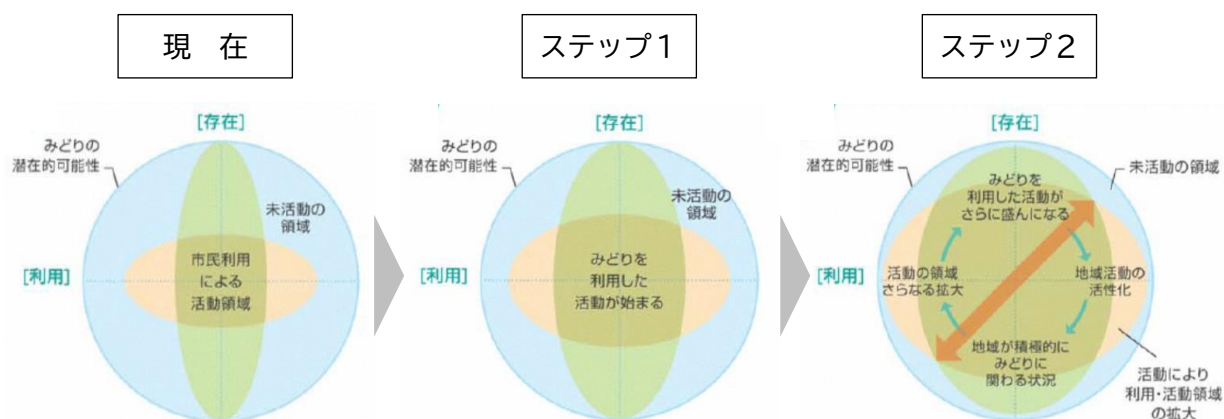
出典：国土交通省「都市公園のストック効果を高めるための工夫事例」

- ◆ 市民のライフスタイルの変化、多様化するニーズや地域ごとの特性に合わせ、公園利用規制の緩和や市民団体・事業者等との協働による公園の利活用を推進していきます。
- ◆ 市民協働で進めている「連光寺六丁目農業公園づくり」などの新たな“関わる”取組みを通して、市民が公園緑地に関わる機会の創出や、それに適した公園運営・利活用の多様化の検討を進めます。
- ◆ 市民、事業者、市民団体等及び市の協働によるみどりの利活用を進めるため、グリーンライブセンターをみどりや水・生き物などに通じた「集い、憩い、学び、交流する」拠点として活用をさらに進め、活動の担い手となる人材の育成・確保、体制の構築を進めます。
- ◆ まちなかや公共施設などにおいて、市民団体による緑化活動や開発行為などにおける緑化指導など、市民、事業者、市民団体等及び市の協働による緑化推進を進めるとともに、さらなる緑化活動を促すインセンティブ手法を検討していきます。
- ◆ 周辺自治体や東京都と連携し、広域的連携に配慮したみどりの保全・再生・創出・活用の取組みを行うだけでなく、市民や多様な主体の市域を越えたみどり活動の推進が必要です。

●まちなかや公共施設等における緑化推進イメージ



●みどりの関わりによる活動領域の広がり



出典：「多摩すみどりのルネッサンスへの取り組み 報告書」より作成

3) 取組項目

C1 公園のストック効果の向上		
公園の利用状態を把握し、効果的・効率的な公園配置・公園施設の更新を進めます。		
市民	○施設の老朽化や危険性のある施設を確認した場合、市へ連絡します。 ○市が行う公園の利用ニーズ調査などに参加・協力します。	
事業者	○施設の老朽化や危険性のある施設を確認した場合、市へ連絡します。	
市	○公園施設長寿命化計画に基づく計画的な施設の改修・更新 ＜新規＞ 公園施設長寿命化計画に基づき計画的に公園の修繕・補修を行い、施設の劣化や損傷の進行を未然に防ぎ、安心して長く利用できる施設更新を行います。	公園緑地課
	○適切な公園配置の推進＜新規＞ 周辺の公園緑地の配置状況や住民・土地所有者の意向などを踏まえ、適切な公園配置のあり方を検討します。 【例】 ・借地公園においては、公有化や土地所有者への返還などの見直しの検討 ・提供公園においては、「都市計画法施行令」等に基づく適切な配置・設置基準の検討	公園緑地課
	○公園施設の適切な見直し＜新規＞ 公園内の施設において、地域のニーズを踏まえ機能の再編や集約などを視野に入れながら、持続可能で魅力ある公園づくりを図ります。	公園緑地課

C2 多様な担い手の拡充・拠点体制づくりの強化		
地域における継続的なみどり活動やその人財の育成に向け、担い手の拡充や支援の拠点体制づくりを強化していきます。		
市民	○市民団体は自らの活動内容について広く市民に発信し、参加を呼びかけます。 ○市民団体同士で交流を図ります。 ○市民団体の活動に興味を持ち、積極的に参加します。	
事業者	○市民団体の活動などに協力・支援します。	
市	○多様な取組みによるみどりの持続的な育成管理＜新規＞ 既存の公園愛護会制度やアダプト制度などによるみどりの保全・活用の取組みを支援するとともに、市民の参加の拡充方を検討します。	公園緑地課 道路交通課
	○グリーンライブセンターのみどり拠点体制としての強化 ＜新規＞ グリーンライブセンターを「みどりの拠点」として、情報交流や活用場として推進するとともに、地域のみどりづくりを更に支援する体制を構築します。	公園緑地課

C3 公園の利活用の推進

地域ごとの実情に応じた公園緑地づくりに向け、様々な手法での利活用を広げていきます。

市民	○公園緑地の利活用に関するワークショップや意向調査に参加・協力します。	
事業者	○公園緑地の利活用に関するワークショップや意向調査に参加・協力します。 ○P-PFI 制度等の活用を通じた公園緑地の管理への参画を検討します。	
市	○民間活力によるにぎわい創出＜新規＞ P-PFI 制度等の導入による効果等を検証するとともに、地域ニーズに合わせた公園づくりの手法を検討します。	公園緑地課
	○多様な主体との協働による管理運営＜新規＞ 地域ごとの実情に応じた公園緑地づくりに向け、公園利用の活用自由度の拡充を推進していきます。	公園緑地課

C4 身近な緑化の推進

まちなかで身近にみどりを感じられるよう、家庭や事業所、公共施設などの緑化を推進していきます。

市民	○まちなかの植樹や緑化活動へ参加します。 ○自宅の庭やベランダでは積極的に草花を植えます。	
事業者	○開発行為などにおいては積極的な緑化を行います。 ○事業所の敷地内や建物の緑化（屋上・壁面）に努めます。 ○まちなかでの植樹や緑化活動への参加と支援を行います。	
市	○多摩市街づくり指導基準に基づく緑化推進＜拡充・見直し＞ 緑化指導基準に基づく緑化の指導を行うとともに、必要に応じて緑化基準や手続きなどの見直しを行います。また、みどりの保全や緑化などに積極的に取り組んでいる事業者を評価します。	公園緑地課
	○市民の身近な緑化活動への支援 講習会等による市民の緑化活動の支援を継続しつつ、緑化支援策の見直しや新たな取組みの検討を行います。	公園緑地課

C 5 周辺自治体との広域連携でのみどりの保全・活用の推進

周辺自治体との連携を図りながら、市域を越えたみどり保全・活用を進めます。

市民	○市内外の広域的なみどりのつながりを理解し、保全や再生活動に参加します。	
事業者	○市内外の広域的なみどりのつながりを理解し、保全や再生活動に参加・支援します。	
市	○周辺自治体や東京都と連携した水とみどりの保全・再生・活用 周辺自治体や東京都と連携し、広域的なみどりと水景の「保全・活用」を継続して推進していきます。	公園緑地課
	○市域を越え市民がみどりを楽しめる環境づくり 「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」に参画する自治体と連携し、市域を越えてみどりを楽しめる交流イベント等、多様な活用を推進します。	公園緑地課

C 6 みどりのリサイクルの推進

公園緑地や道路などで発生する剪定枝などは、みどりの有効利用とバイオマス資源としての活用を進めます。

市民	○公園緑地で発生する落ち葉や剪定枝のリサイクル活動に協力するとともに、土壌改良材などのリサイクル製品を積極的に利用します。	
事業者	○公園緑地で発生する落ち葉や剪定枝のリサイクル活動に協力・支援するとともに、土壌改良材などのリサイクル製品を積極的に利用します。 ○敷地内で発生する落ち葉や剪定枝を堆肥づくりなどに活用します。	
市	○みどりのリサイクルの活用推進及びあり方検討 公園緑地や道路、家庭から出される剪定枝などは、土壌改良材等に利用するとともに、その他の利活用について検討を行います。	道路交通課 公園緑地課 資源循環推進課

C 7 文化財等の保全と活用

多摩丘陵の里山の面影を残す既存樹林、歴史を感じさせる社寺林や屋敷林、市内に点在する史跡文化財などをみどりとともに保全・活用していきます。

市民	○地域の文化財等に興味を持ち、活用しながら楽しむイベントや、維持管理に関する活動に参加・協力します。 ○文化財の保護に関連する市民団体等は、活動やイベントなどを主催したり、その保全に協力します。	
事業者	○地域の文化財等の維持管理や活用に関する活動に対して、積極的に興味を持ち、参加・協力・支援します。	
市	○史跡文化財や歴史的空間の保全 市内に数多くある歴史を感じさせるみどりや史跡文化財を維持管理・保全します。	教育振興課
	○みどりと連携した史跡文化財の活用 市民が楽しめ、身近に感じられるよう、みどりと一体となった史跡文化財を活用するイベントなどを実施します。	教育振興課

3 生活環境分野

■短期目標

安全・健康で快適な生活環境の保持

◆ 生活環境の保持

安全・健康に暮らすことができ、快適な生活環境の保持を目指します。

◆ 気候変動への適応力の強化

まちづくりの様々な取組みにおいて、深刻化する気候変動の影響への適応能力の強化を目指します。

■管理指標

取組方針	No.	指 標	環境 指標	市民・ 事業者 活動 指標	行政 活動 指標	実績値 (年度)	目標値 (令和15〔2033〕 年度)
D：健康的 で安全安心 な暮らしの 保持	1	大気汚染にかかる環境基準 適合率	○			88% (令和3〔2021〕)	100%
	2	水質汚濁にかかる環境基準 適合率	○			88% (令和3〔2021〕)	100%
	3	clear sky サポーター登録 ¹⁸ への 参加事業者数(延べ数)		○		3事業者 (令和4〔2022〕)	30事業者
	4	河川白濁等の水質事故件数		○		3件 (令和4〔2022〕)	0件
	5	アスベスト解体工事の事前調査 に対する立入件数			○	32件 (令和4〔2022〕)	50件
	6	工事業者等への河川汚濁対策の 指導・啓発数			○	95件 (令和4〔2022〕)	100件
E：美しく 快適なまち の保持	7	ポイ捨てのないきれいなまちと 感じる市民の割合	○			74% (令和元〔2019〕)	85%
	8	まち美化キャンペーン(多摩市 市民清掃デー、ごみゼロデー) への参加団体数・参加者数		○		441人 (令和4〔2022〕)	660人
	9	まち美化キャンペーンの実施回 数				8回 (令和4〔2022〕)	8回
F：気候変 動への適応	10	過去(昭和52〔1978〕年～昭和62〔1987〕 年の10年平均：13.7℃)に対する、最近 10年間の年平均気温の変化【定性指標】	○			1.4℃ (平成24〔2012〕年 ～令和3〔2021〕年)	適応策の必要性を 検討するため、 継続的に把握
	11	ハザードマップを確認している 市民の割合 (アンケート、多摩市世論調査)		○		—	前年度よりも 増やす
	12	開発事業、公共施設等(小規模建設工事を 含む)における流域対策(雨水の貯留・浸 透量[m])の目標を検討【定性指標】			○	—	目標設定し 進捗管理を行う
	13	(仮称)多摩市下水道総合治水 対策方針の策定 【定性指標】【重点戦略】			○	—	計画を策定し 進捗管理を行う

¹⁸ Clear Sky サポーター登録：PM2.5や光化学オキシダントの低減に向けた取組みを行っている団体を「Clear Sky サポーター」として登録する制度である。団体は東京都から交付される登録証明書やロゴマークを活用し、大気環境対策の取組みをPRすることができる。

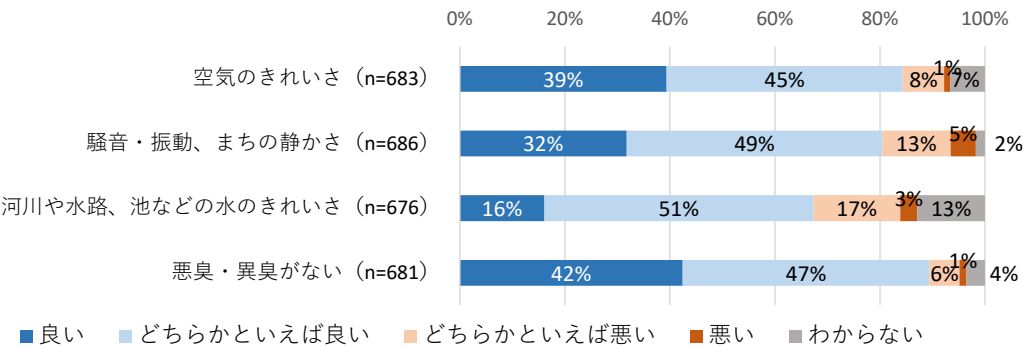
取組方針D：健康的で安全安心な暮らしの保持

1) 現状と課題

① 生活環境に対する市民の評価

- 市民意識調査結果によると、身近な生活環境の各項目のうち比較的评价が低かった（「悪い」又は「どちらかといえば悪い」の割合が約2割）のは、「河川や水路、池などの水のきれいさ」、「騒音・振動、まちの静けさ」でした。

●住まいの周辺的环境に対する評価（市民意識調査結果）



② 公害苦情相談の状況

- 市民から市役所に寄せられる苦情件数は、令和元（2019）年度以降に減少しています。令和3（2021）年度はさらに減少しましたが、これは新型コロナウイルスの感染拡大の影響による社会経済活動の自粛など、社会様相を反映したものと考えられます。
- 市では、建設工事や近隣トラブルによる騒音に関する苦情、また、土壌汚染、振動、悪臭などの生活環境上のトラブル、さらに直接的な健康被害を及ぼすアスベストの問題についても必要に応じ対処しています。

●公害の苦情件数の推移

年度	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	合計
平成 29（2017）	17	11	44	3	11	86
平成 30（2018）	19	6	32	4	9	70
令和元（2019）	10	7	53	3	11	84
令和 2（2020）	10	4	30	0	6	50
令和 3（2021）	5	2	21	1	2	31

③ 大気汚染の現状と対策

- 市内での大気汚染物質である二酸化硫黄(SO₂)、二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)、一酸化炭素(CO)及び光化学オキシダント(O₃)の濃度の測定結果によると、光化学オキシダントについて、環境基準を超えている状況です。
- 光化学オキシダントは、光化学スモッグの発生原因物質で、主な発生原因はVOC（揮発

性有機化合物）と言われており、市域を越境した広域的な影響を受けていると考えられます。市内（多摩市愛宕）の光化学オキシダントの日最高値は0.0087ppm（99%値3年平均）で、環境基準値（1時間値が0.06ppm以下）を超過しています。

- ・市では、都の光化学スモッグ情報などに注視しながら、教育現場等へ迅速に情報提供を行っています。また、光化学オキシダントやPM2.5などの低減に向けて取り組む企業・団体を登録する「Clear Sky サポーター」に登録しています。

④ 水質汚濁の現状と対策

- ・市内での主な水質汚濁の指標となる pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数の測定結果によると、
 乞田川と大栗川では、例年、水素イオン濃度（pH）と大腸菌群数について環境基準を超えている状況です。
- ・令和4（2022）年度に中央大学と連携して行った乞田川と大栗川のマイクロプラスチック調査では、5地点すべてで、人工芝やお菓子の袋などに起因するマイクロプラスチックが採取されました。
- ・市内の河川では、事業活動に伴い発生した排水（塗料を含んだ洗浄水・泥水等）による水質汚濁事故が発生しています（令和4〔2022〕年度：3件）。
- ・市では、河川の水質状況の継続的な把握、河川の水質に関する市民や事業者への周知・啓発を行っています。

⑤ その他の取組み

- ・アスベストが0.1重量%を超えて含有する吹付け材、保温材、断熱材などの建材を使用する建築物や工作物を解体又は改修する場合には、東京都環境確保条例に基づく届出が行われます。市では、吹付け材などにアスベストが使用された建築物の解体工事が行われる際は、事前に飛散防止対策が適切に行われているか等を確認するための立入検査を行っています。
- ・都道などの幹線道路での、平成29（2017）年度から令和3（2021）年度までの環境基準の達成割合は99.1%となっています。さらに、100%を目指すため、引き続き道路管理者等に情報を提供し、対策を求めるなどの働きかけが必要です。
- ・化学物質は、現在の便利で快適な日常生活を維持する上で欠かせないものですが、その中には人の健康や動植物の生態に悪影響を及ぼすものもあります。
- ・暮らし方を考え、身近なところから有害な化学物質を減らすことで、子どもや妊産婦、化学物質過敏症の人などを含め市民の健康に配慮していくことが必要です。
- ・市では、空間放射線量率について、市内3地点で毎月測定を実施しています。各地点とも、自然界での放射線量とされる0.05 マイクロシーベルト（ $\mu\text{Sv/h}$ ）以下で推移しています。

2) 今後の取組み

- ◆ 市民の健康で安全、安心して暮らすことができる生活や事業活動を確保するため、大気汚染や水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭などの問題をはじめ、有害化学物質やアスベストなど、市民の生活環境を保全する上での諸問題に対応します。
- ◆ 定期的な調査や正しい知識・情報の提供によって、生活環境に関わるリスクについてコミュニケーションを図ります。
- ◆ 健康・安全を脅かすリスクとして、深刻化する気候変動の影響により、本市でも気象災害、熱中症や感染症などの影響が懸念されるため、気候変動への適応策を進めていきます（102 ページ参照）。

●生活環境分野の対象

生活環境の問題

大気汚染
水質汚濁
騒音・振動
悪臭
土壌汚染
地盤沈下



健康
安全

その他の健康・安全に関わる問題

有害化学物質
有害物質・アスベスト
放射線
電波障害・光害
衛生害虫 など

熱中症
感染症
気象災害（豪雨、暴風・竜巻、浸水、土砂災害）
自然環境への影響 など

気候変動による影響

3) 取組項目

D1 公害の発生防止		
公害発生を未然に防ぐため、生活環境に関する調査や、工場・事業場への規制・指導・監視を行います。		
市民	○生活環境を悪化させたり、迷惑をかける恐れのある行為を行わないようにします。 ○万が一、生活環境を悪化させるなどの行為を行ってしまった場合、迅速に市や東京都などに報告し、環境回復に向けた必要な処置・対応を行います。 ○市や関係機関が行う環境測定に協力します。	
事業者	○関連法や条例などを遵守し、生活環境の悪化を未然に防ぎます。 ○万が一、生活環境に悪影響が生じていると疑われる場合、迅速に市や東京都などに報告し、環境回復に向けた必要な処置・対応を行います。 ○市や関係機関が行う環境測定に協力します。	
市	○公害の発生防止 関係法令などにに基づき規制・指導・監視や啓発を行います。	環境政策課
	○公害への迅速な対応 公害発生時には、環境回復に向けた必要な対応を迅速に行います。	環境政策課
	○生活環境の保全のためのモニタリング（定期調査と情報提供） 市内の大気や水質、流量、交通量などについて定期的に調査し、結果を公表します。	環境政策課

D2 化学物質等の把握・情報提供		
健康被害を防止するため、事業者による化学物質の適正管理や、建築物の解体工事の際のアスベストの飛散防止を図ります。		
市民	○家庭から排出される化学物質に関心を持ち、不必要な化学物質の使用を控えるよう努めます。	
事業者	○適正管理化学物質の使用量等の報告制度や PRTR 制度（化学物質排出管理促進法に基づく届出や公表の制度）を利用し、化学物質の適正管理・使用を行います。 ○必要に応じて事業所内で自ら環境測定を実施し、測定結果を公表します。	
市	○有害化学物質（シックハウス）やアスベストなどにかかる情報提供＜新規＞ 人の健康に障害を及ぼすおそれのある化学物質やアスベストの適正管理について、事業者への指導を行います。また、災害時のアスベストの飛散や化学物質の流出などの防止策について情報提供します。	環境政策課

D3 その他の問題への対応

市民の安全・健康に対する関心・不安に対応するため、放射線の測定をはじめ、新たな問題にも対応していきます（衛生害虫や有害性のある化学物質、有機フッ素化合物など）。

市民	○生活環境に悪影響が生じそうな事象を発見した場合は市に連絡します。
事業者	○事業活動やその周辺の生活環境に悪影響が生じそうな事象を発見した場合は市に連絡します。
市	○複雑化する環境問題への迅速な対応と情報収集 必要に応じて空間放射線量の測定等を行います。また、衛生害虫（蚊やハチ）や有害性のある化学物質、有機フッ素化合物などの情報の収集や提供を行います。 環境政策課

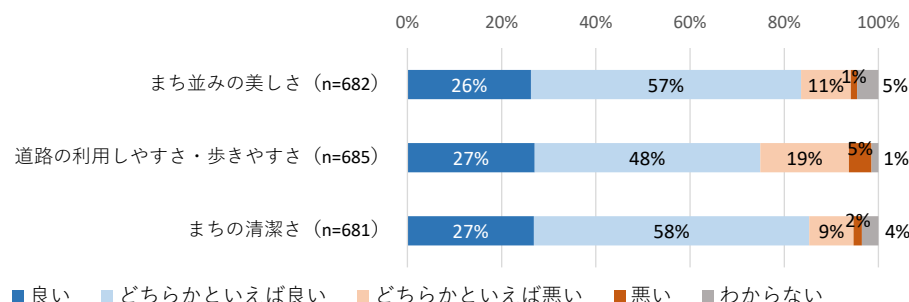
取組方針E：美しく快適なまちの保持

1) 現状と課題

① 生活環境に対する市民の評価

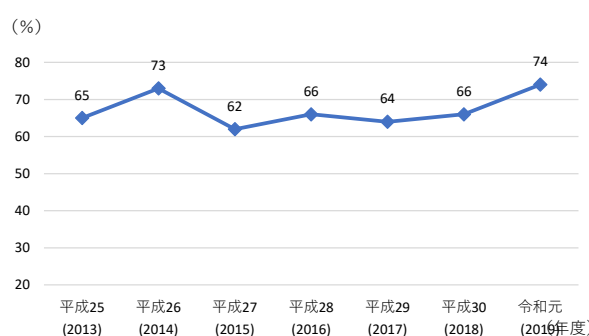
- ・市民意識調査結果によると、「まち並みの美しさ」や「まちの清潔さ」での評価は、回答者の8割以上が「良い」「どちらかといえば良い」と回答しています。

●住まいの周辺環境に対する評価



- ・多摩市世論調査によると、「ポイ捨てのないきれいなまち」と感じる市民の割合は、6割を上回っており、平成29(2017)年以降増加傾向です。

●ポイ捨てのないきれいなまちと感じる市民の割合



注) 令和2(2020)年度と令和3(2021)年度は、アンケートを実施する予定だった観察会が中止となったため数値はない。

② まちの美化

- ・本市では、「多摩市まちの環境美化条例」等に基づき、「安全で快適な美しいまち」の実現を目指す施策を実施しています。
- ・令和元(2019)年10月に、市内4駅周辺の「まち美化重点区域」内の「路上喫煙禁止区域」を「受動喫煙防止重点区域」に移管し、引き続き路上での喫煙を禁止しました。
- ・「多摩市まち美化推進協議会」では、市・市民団体・市内外の事業者が協力して年に2回「まち美化キャンペーン」を実施するほか、永山フェスティバルや多摩エコ・フェスタなどのイベントでのブース出展で啓発活動を実施しています。
- ・市民・市民団体・事業所の方々と協働して春と秋の年二回実施する「まち美化キャンペーン」では、まちの環境美化に関連し、海洋プラスチック問題の周知・啓発を含め、市内4駅周辺のほか勾田川で清掃活動をしています(令和4〔2022〕年度の参加者数:441人)。

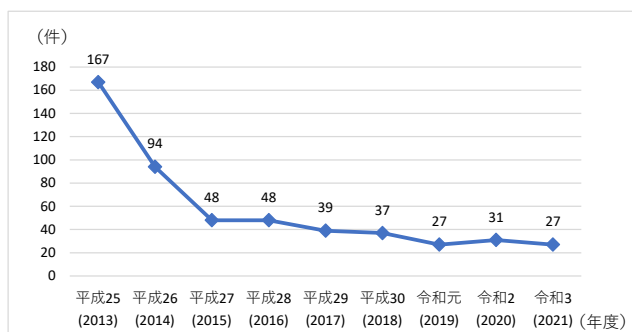


永山駅での活動

③ 放置自転車

- ・ 自転車放置禁止区域内の放置自転車対策として、市内4駅周辺の駐輪場で計画的な整備が実施されています。
- ・ 近年、市内4駅における駐輪場の整備などにより放置自転車台数は減少傾向です。

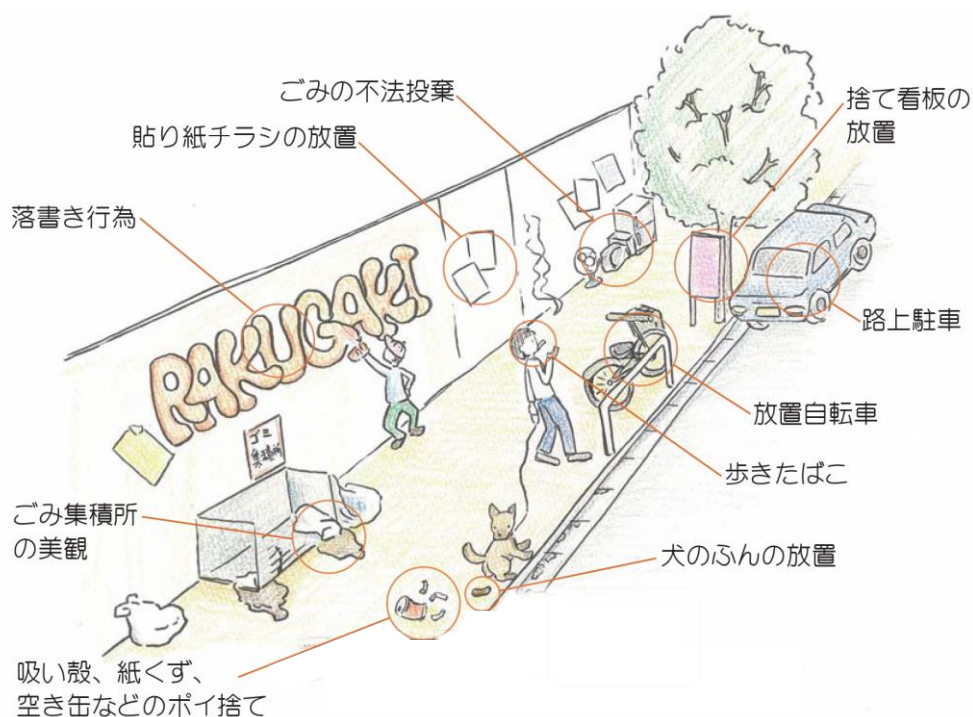
●放置自転車台数の推移



2) 今後の取組み

- ◆ 市民、事業者、市民団体等及び市との協働により、誰もが快適で安心して住み続けられる魅力ある街づくりの実現に向けて、「多摩市まちの環境美化条例」(平成24〔2012〕年10月制定)に基づく取組みを進めていきます。
- ◆ 多摩市の原風景を守り、みどりと調和した街なみを後世に残していくため、みどりに関する様々な施策と連携しながら取組みを進めていきます。

●快適なまちを阻害する問題



3) 取組項目

E 1 まちの美化対策		
安全で快適な美しいまちの実現に向けて、市民協働によりまちの美化対策を推進します。		
市民	○ごみのポイ捨てや不法投棄、歩きタバコ、犬のふんの放置、落書き行為など、まちの美化を阻害する行為を行わないようにします。 ○河川の一斉清掃やまちなかのごみ拾いなど、まちの美化活動に協力します。 ○自宅周辺の清掃に努めます。	
事業者	○市と連携し清掃やごみ拾いなどの美化活動に協力・支援します。 ○事業所周辺の清掃に努めます。	
市	○まち美化の推進 市民団体等と連携し、「多摩市まちの環境美化条例」に基づき、ごみのポイ捨て防止やまちの美化について啓発するとともに、新たな取組みについて検討します。	環境政策課

E 2 違法駐車・放置自転車対策		
違法駐車や放置自転車などの削減に向けて、普及啓発をしていきます。		
市民	○違法駐車や放置自転車を行わず、駐車場や駐輪場を適切に利用します。	
事業者	○事業所の敷地外では違法駐車や放置自転車を行わず、駐車場や駐輪場を適切に利用します。	
市	○違法駐車・放置自転車等の防止 違法駐車、自転車及び原付自転車の放置の削減について周知・啓発を行うとともに、放置自転車等については効率的・効果的に指導・撤去を行います。	道路交通課

E3 街なみ景観の保全

みどりと都市が調和した街なみ景観を形成するため、多摩市の原風景の保全や街なみに配慮した建物などの誘導、地域主体の街なみづくりを促進します。

市民	○住宅の建設に際して、周囲の風景や街なみに調和するよう努めます。 ○住宅地等の建設に際して、地域の良い街なみの保全や育成のために、地域で地区計画等の街のルールを活用を検討し、良いまちの環境を守り育てるよう努めます。	
事業者	○開発事業やマンション、住宅地等の建設に際して、街なみの保全や育成のために、地区計画などの街のルールを活用を検討し、良いまちの環境を守り育てるよう努めます。	
市	○原風景の保全 多摩市の原風景や、歴史・文化を感じることでできる景観の保全のため、良い景観ポイントについて情報提供・啓発します。	環境政策課
	○街なみに配慮した建物等の建設 街なみに調和した公共施設などの建設・改修に努めます。また、民間の開発事業等に対し、関係法令や「多摩市街づくり条例」などにに基づき必要な助言・指導を行います。	施設保全課 都市計画課
	○街なみの保全や育成に関する制度などの活用 地区計画などの適切な活用により、地域主体の街なみの保全や育成を支援します。	都市計画課

取組方針F：気候変動への適応

1) 現状と課題

① 多摩市での気候変動による影響の懸念

- ・地球温暖化が進み気候変動の影響がさらに酷くなることで、市内でも台風や豪雨による浸水被害や土砂災害、倒木被害などの発生リスクが増大する可能性があります。また、気温上昇による熱中症や感染症といった健康被害の増加が予測されています。
- ・特に、乳幼児や子ども、高齢者などは、災害時の避難が困難で、熱中症や感染症にり患しやすいなど、気候変動の影響に対して脆弱です。
- ・都市化の進展により地表がコンクリートなどで覆われたことにより、豪雨時に降った雨が地中に浸透しきれなくなり、雨水管や水路をとおして河川に大量に流れ込むため、浸水被害が起こりやすくなっています。川から水が溢れることで発生する「外水被害」と、下水道や水路に水が流れ込む以前に地表に溢れる「内水被害」があります。多摩市には、大栗川と勾田川や水路沿い、低地帯では浸水の恐れがあります。
 - 豪雨対策として、河川や水路、下水道に雨水の流出量を抑制するため、流域での雨水貯留・浸透施設の整備などの浸水被害対策を進める必要があります。
 - 樹林や農地などの雨水の浸透・貯留機能を活用し、地下水の涵養や、雨水の流出抑制や土砂崩れなどの災害の緩和にも役立てていくことが期待されます。

コラム 多摩市での気象災害等

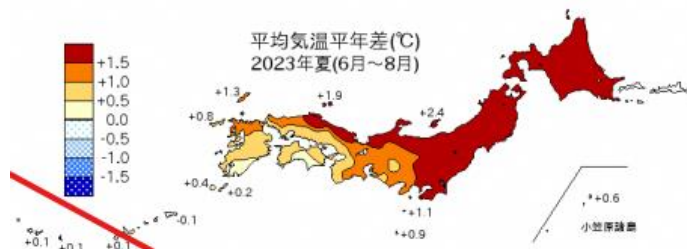
- ・平成26（2014）年2月の記録的な大雪で、交通機能の麻痺、雪の重みによる屋根や雨どい、カーポートなどの破損などの被害が発生
- ・平成30（2018）年夏は記録的な猛暑
- ・令和元（2019）年10月の令和元年東日本台風では日降水量329.5mm（多摩市屋上）の記録的な大雨となり、床下・床上浸水、道路冠水などの被害が発生。多摩川が氾濫直前まで水位が上昇し、住民2,000人以上が避難
- ・令和元年5月頃に大量のひょうが降って農作物への影響と各地で冠水が発生
- ・令和5（2023）年の夏（6～8月）の平均気温は、沖縄・奄美以外の北・東・西日本でかなり高くなり、明治31（1898）年の統計開始以降で夏の日本の平均気温として最高を記録

＜令和元年東日本台風（台風19号）発生時の多摩川＞



出典：多摩市市制施行50周年記念誌

＜令和5（2023）年の平均気温の平年差＞

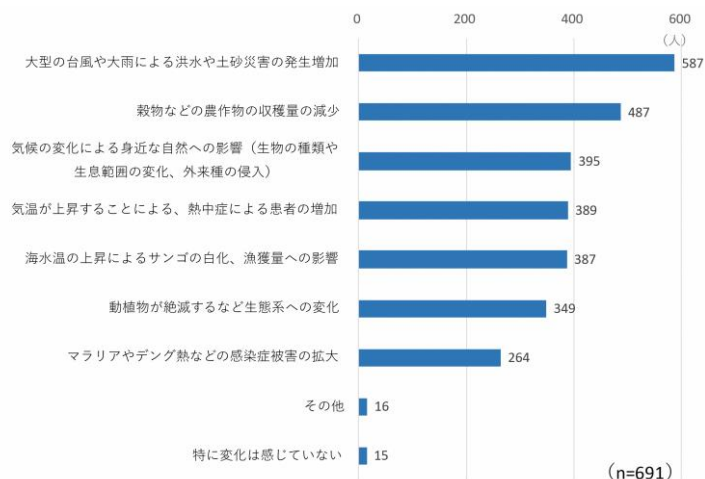


出典：気象庁報道発表資料

② 気候変動の影響に対する市民の不安感

- ・ 市民意識調査の結果では、洪水や土砂災害や熱中症などの「健康・安全」、農作物の収穫量や漁獲量といった「生活・暮らし」、身近な自然や地球規模の生物多様性といった「自然環境」など、気候変動による多岐にわたる影響に対して不安を感じています。
- ・ 温暖化対策の強化によって「厳しい状況を和らげることができるが、影響は避けられない」と回答した人が大半を占めており、危機感を感じている市民が多い状況です。

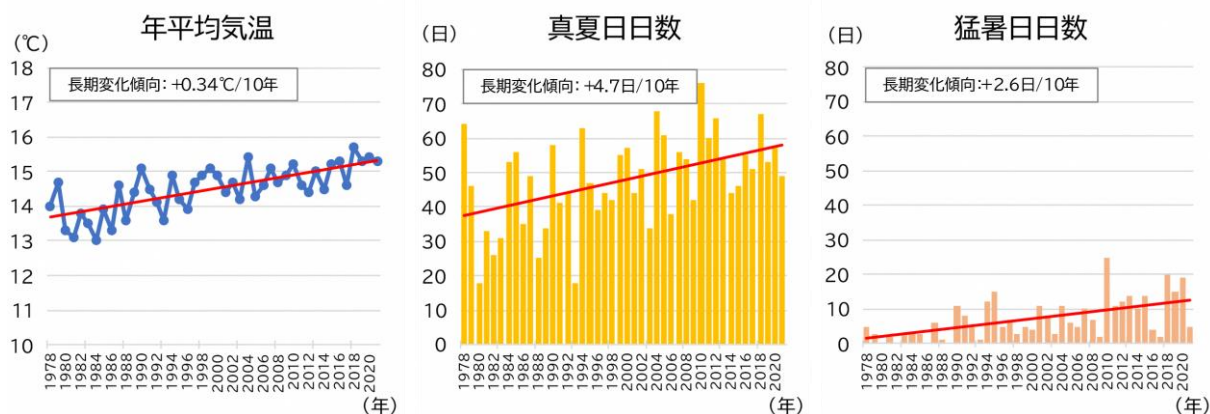
●気候変動の影響に対する不安感（市民意識調査）



③ これまでの多摩地域での気候の変化

- ・ 多摩地域（八王子市）の年平均気温は、短期的な変動を繰り返しながら上昇しています。
- ・ 最近（平成24〔2012〕年～令和3〔2021〕年の10年平均）の気温は15.1℃で、過去（昭和52〔1978〕年～昭和62〔1987〕年の10年平均）の13.7℃に対して、1.4℃上昇しています。

●気候の変化（地域気象観測所〔八王子〕）



資料：気象庁地域気象観測所〔八王子〕のデータを基に作成

④ 将来の多摩地域での気候の変化

- ・ 東京都気候変動適応センターでは、IPCC 第5次評価報告書の4つのシナリオのうち最も温室効果ガスの排出が多いシナリオ（RCP8.5シナリオ）を用いて予測された「地球温暖化予測情報第9巻」（気象庁）を基に、現在（平成22〔2010〕～令和元〔2019〕年の10年平均）と将来（2086～2095年の10年平均）の都内の気候を整理しています。

- ・多摩部（府中、八王子、青梅の3地点平均）における将来の年平均気温は、現在よりも3.4℃上昇すると予測されています。真夏日、猛暑日及び熱帯夜の日数については、いずれも増加すると予測されています。
- ・年降水量は現在より178mm増加し、短時間強雨の回数及び無降水日の日数はいずれも増加すると予測されています。

●気候の変化の将来予測（多摩部）

項目	現在（平年値） （2010～2019年）	変化量	将来（21世紀末） （2086～2095年）
年平均気温	15.1℃	+3.4℃	18.5℃
真夏日の日数	58日	+19日	77日
猛暑日の日数	12日	+25日	37日
熱帯夜の日数	9日	+42日	51日
年降水量	1,617mm	+178mm	1,795mm
短時間強雨（1時間降水量 50mm以上）の回数	0.3回	+0.4回	0.7回
無降水日の日数	262日	+21日	283日

注1）気象庁の観測所のデータ（府中、八王子、青梅の3地点平均）を基に整理した。

注2）真夏日＝日最高気温30℃以上の日、猛暑日＝日最高気温35℃以上の日、熱帯夜＝夜間の最低気温25℃以上の日をいうが、ここでは最低気温が25℃以上の日として整理した。

出典：東京都気候変動適応センターのホームページ掲載データを基に作成

2）今後の取組み

- ◆ 市内での気候変動の影響は、幅広い分野に及ぶと考えられます（105ページ参照）。将来を担う世代のために安全・健康に暮らすことのできる環境の確保に向けて、とりわけ市民の健康や生活の安全を脅かす恐れのある分野を優先し、国や東京都との連携協力のもと、気候変動への適応を進めていきます。



- ◆ 市の関連計画、事務事業、公共施設の管理などに気候変動への適応策を組み込み、現在及び将来の気候変動による影響に備え、対応していきます。
- ◆ 気候変動への適応策を進めるためには、市民や事業者などの理解・行動が不可欠であり、必要な情報を的確に提供・発信していきます。
- ◆ 気候変動や影響の予測には不確実性が伴うため、必要に応じてモニタリングを実施しながら、状況変化に応じて対策を講じていく順応的な管理を行います。

●多摩市において気候変動への適応に取り組む分野

影響分野	大項目	小項目	国の評価 注1)			東京都 の評価 注2)	多摩市での 評価 注3)	
			重大 性	緊急 性	確 信 度		市民 意識 調査	取り 組む 分野
農業・林業 ・水産業	農業	水稲	●	●	●		○	
		野菜等	◆	●	▲	○	○	
		果樹	●	●	●	○	○	
		麦、大豆、飼料作物等	●	▲	▲	○	○	
		畜産	●	●	▲	○	○	
		病虫害・雑草	●	●	●	○	○	◎
		農業生産基盤	●	●	●	○	○	◎
		食料需給	◆	▲	●		○	
水環境 ・水資源	水環境	河川	◆	▲	■	○		
	水資源	水供給(地表水)	●	●	●	○		
		水供給(地下水)	●	▲	▲	○		
		水需要	◆	▲	▲	○		
自然生態系	陸域生態系	里地・里山生態系	◆	●	■	○	○	
		野生鳥獣の影響	●	●	■	○	○	
		物質収支	●	▲	▲	○		
	淡水生態系	河川	●	▲	■	○	○	
	その他	生物季節	◆	●	●	○		
		分布・個体群の変動	●	●	●	○	○	◎
生態系サービス	流域の栄養塩・懸濁物質の保持機能等	●	▲	■				
	自然生態系と関連するレクリエーション機能等	●	▲	■				
自然災害	河川	洪水	●	●	●	○	○	◎
		内水	●	●	●	○	○	◎
	山地	土石流・地すべり等	●	●	●	○	○	◎
	その他	強風等	●	●	▲			
	複合的な災害影響							
健康	暑熱	死亡リスク等	●	●	●	○	○	◎
		熱中症等	●	●	●	○	○	◎
	冬季の温暖化	冬季死亡率	◆	▲	▲			
	感染症	水系・食品媒介性感染症	◆	▲	▲	○	○	
		節足動物媒介性感染症	●	●	▲	○	○	◎
	その他	その他の感染症	◆	■	■	○	○	
		温暖化と大気汚染の複合影響	◆	▲	▲	○		
		脆弱性が高い集団への影響 (高齢者・小児・基礎疾患有病者等)	●	●	▲			
その他の健康影響		◆	▲	▲				
市民生活 ・都市生活	都市インフラ、ライフライン	水道、交通等	●	●	●			
	文化・歴史などを感じる暮らし	生物季節、伝統行事	◆	●	●			
	その他	地場産業等	—	●	▲			
		暑熱による生活への影響	●	●	●			

注1) 「国の評価」 出典：気候変動影響評価報告書（令和2年12月）

【重大性】●：特に重大な影響が認められる／◆：影響が認められる／—：現状では評価できない

【緊急性・確信度】●：高い／▲：中程度／■：低い

注2) 「東京都の評価」 出典：東京都気候変動適応センターウェブサイト ○：影響についての記述あり

注3) 「多摩市での評価」

【市民意識調査】○：市民意識調査で「不安に感じる影響」として挙げられたもの

【取り組む分野】◎：以下の①～④に該当するものを抽出

①市内の地域特性から可能性があるもの（該当しないものを除く）

②国の評価で重大性・緊急性・確信度が認められている（重大性が●、緊急性・確信度が●か▲）

③東京都の評価で、影響について指摘されている（○）

④市民意識調査で回答があったもの（○）

3) 取組項目

F 1 気候変動による気象災害への対策の推進		
気候変動により激甚化・頻発化する豪雨を想定し、下水道・河川への雨水の流出量を抑制する流域対策として、下水道や道路排水の整備、公園緑地等の樹木の適切な維持管理・更新を行うとともに、周知・啓発を進めていきます。		
市民	○普段からハザードマップやマイタイムラインなどを準備・確認し、災害時の連絡の取り方、避難先、避難ルート、備蓄品などについて家族と話し合っておきます。 ○自宅の庭の緑化に努め、雨水の地下浸透を図ります。 ○雨水貯留槽（タンク）を設置し、清掃や水やり、打ち水に活用します。	
事業者	○事業所の敷地内の緑化に努め、雨水の地下浸透を図ります。 ○敷地内の舗装を透水性舗装とするなど、雨水の地下浸透を図ります。 ○事業所において雨水の貯留施設の導入を図り、貯留した雨水を、災害時の防火用水や平時の水やり・打ち水などに活用します。 ○災害時の連絡の取り方、避難先、避難ルート、備蓄品などについて、普段から社員と話し合います。	
市	○東京都豪雨対策基本方針・多摩市街づくり指導基準による雨水の貯留・浸透機能の確保（東京都、民間事業者等）＜新規＞ 雨水の急激な流出抑制と浸水被害の防止・軽減を図るため、東京都豪雨対策基本方針・多摩市街づくり指導基準等に基づき、雨水貯留・浸透施設の設置を指導します。	下水道課
	○雨水管渠などの老朽化対策・維持管理＜新規＞ 下水道施設への雨水排除能力を確保するため、雨水管や水路などの計画的な維持管理を進めます。	下水道課
	○気象災害等に備えた公園緑地の維持管理＜新規＞ 気候変動による大雨や土砂災害などのリスク増大を想定し、急傾斜地等の危険個所の定期点検や倒木防止のためのナラ枯れ等の計画的伐採など、リスク回避対策を進めていきます。	公園緑地課
	○災害廃棄物に関する体制・計画づくり＜新規＞ 風水害などの災害発生に備え、「多摩市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物処理の体制を整備します。	資源循環推進課
	○ハザードマップを用いた気象災害についての啓発＜新規＞ 「多摩市洪水・土砂災害ハザードマップ」を活用し、自助・共助の取組みについて情報提供・啓発します。	防災安全課
	○BCP、マイタイムラインへの取組みの普及啓発＜新規＞ 風水害からの避難に必要な知識の習得や備え・対策を促すため、家庭での「マイ・タイムライン」の策定、事業所での事業継続計画（BCP）の策定について情報提供・啓発します。	防災安全課
	○道路排水施設の改良・維持管理＜新規＞ 道路冠水への対策として、道路の集水桝の改良を行います。	道路交通課
	○水路の維持管理＜新規＞ 低地部での浸水対策として、増水により危険水位を超えた際に河川に排水する施設を整備・運用します。	下水道課
	○暴風・大雪などによる街路樹等の倒木リスクへの対応＜新規＞ 街路樹の維持管理にあたっては、樹木の健全育成や大径木の更新など、必要に応じて対策します。	道路交通課

F2 暑さ対策、熱中症対策等の推進

真夏日や猛暑日の増加などの暑熱による熱ストレス増大や熱中症発生のリスクに備え、熱中症予防についての周知啓発を進めます。

市民	○熱中症予防、異常気象に関する情報収集に努め、熱中症警戒アラートなどの情報も随時入手できるようにします。 ○猛暑日など気温が非常に高い日には、外出時のみならず室内においてもこまめに水分補給をとり、熱中症に気をつけます。 ○暑さ対策として、無理せず冷房や扇風機を適切に使用します。
事業者	○熱中症予防、異常気象に関する情報収集に努め、従業員が熱中症警戒アラートなどの情報も随時入手できるようにします。 ○猛暑日など気温が非常に高い日には、外出時のみならず事業所内においても、従業員がこまめに水分補給をとり、熱中症に気をつけるようにします。 ○暑さ対策として、冷房や扇風機を適切に使用します。
市	○適応策を取り入れた住宅・建築物の普及促進＜新規＞ 住宅・建築物での暑さ対策として、夏の熱の侵入を防ぐ断熱窓の設置や遮熱性塗料の塗布、グリーンカーテンなどの手法について、情報提供していきます。

都市計画課
環境政策課
地球温暖化対策
担当

F 3 その他の適応策の推進

気候変動による農業や水資源、生態系、健康など様々な影響が懸念されるため、適応策となる各取組みを進めていきます。

市民	○気候変動の影響への様々な「適応」について、情報の入手に努め、まわりの人と話し合います。		
	○雨水の有効活用などにより、節水に努めます。		
事業者	○蚊が発生し易いような水場を作らないようにします。		
	○敷地内での雨水の有効活用等により、節水に努めます。		
市	農業	○水路の維持管理＜新規＞ 低地部での浸水対策として、増水により危険水位を超えた際に河川に排水する施設を整備・運用します。	下水道課
	水環境・水資源	○節水対策＜新規＞ 建物の屋根などに降った雨水を利用する、雨水貯留槽（タンク）を設置し、節水に役立てます。	下水道課
市	自然生態系	○生物生息状況等の把握＜新規＞ 気候変動により外来種の侵入・定着率の変化につながることを想定されるため、生息状況等の継続的な調査や、適宜、情報提供・啓発を行います。	環境政策課
	健康（感染症等）	○医師会等への情報提供、情報共有の体制づくり＜新規＞ 気候変動に伴う熱中症や感染症などの健康被害を想定し、多摩医師会等の関係機関と連携し、予防や医療提供の体制について検討を行います。	健康推進課
		○光化学スモッグ注意喚起＜新規＞ 光化学スモッグによる健康被害の未然防止のため情報提供・啓発します。	環境政策課
		○気候変動影響に伴う新たな感染症等リスクへの備え＜新規＞ 気温上昇に伴い蚊媒介性感染症や、ヒアリやセアカゴケグモなどの衛生害虫の発生リスクの増大が想定されるため、情報収集に努めるとともに、適宜、庁内の連携体制の整備、情報提供・啓発を行います。	環境政策課

4 地球環境分野

■短期目標

カーボンハーフの達成に向けた行動の実践

省エネルギーの推進と再生可能エネルギーへの転換、資源の有効活用を図り、2030年カーボンハーフの達成を目指します。

◆ カーボンハーフ／資源循環

■管理指標

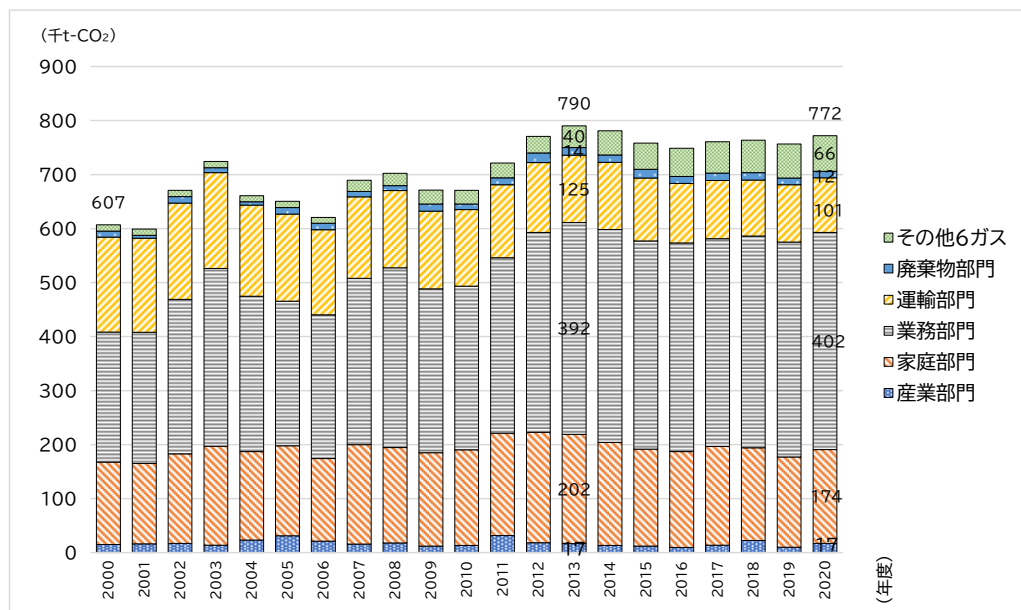
取組方針	No.	指 標	環境 指標	市民・ 事業者 活動 指標	行政 活動 指標	実績値 (年度)	目標値 (令和15〔2033〕 年度)
G：省エネルギーの推進 H：再生可能エネルギーの利用拡大	1	市内の二酸化炭素（CO ₂ ）排出量 （オール東京提供データ）	○			706,000 t-CO ₂ （令和2〔2020〕）	319,000 t-CO ₂
	2	市内のエネルギー消費量 （オール東京提供データ）	○			7,490TJ （令和2〔2020〕）	5,241TJ
	3	太陽光発電設備設置容量（FIT制度） （環境省・自治体再エネカルテ）	○			6,799kW （令和3〔2021〕）	23,263kW
	4	世帯当たり二酸化炭素（CO ₂ ） 排出量（家庭部門）【重点戦略】 （オール東京提供データ）		○		2,548 kg-CO ₂ /世帯 （令和2〔2020〕）	1,097 kg-CO ₂ /世帯
	5	世帯当たりエネルギー消費量 （家庭部門）【重点戦略】 （オール東京提供データ）		○		31 GJ/世帯 （令和2〔2020〕）	20 GJ/世帯
	6	市施設における二酸化炭素 （CO ₂ ）排出量【重点戦略】			○	8,821,485 kg-CO ₂ （令和4〔2022〕）	5,317,882 kg-CO ₂
	7	市施設における電気使用量 【重点戦略】			○	15,816,813kWh （令和4〔2022〕）	8,195,541kWh
I：資源循環の推進	8	総ごみ量	○			37,293 t （令和3〔2021〕）	32,246 t
	9	資源化率	○			34.0% （令和3〔2021〕）	38.2%
	10	市民1人1日あたりのごみ量		○		567.1g/人・日 （令和3〔2021〕）	485.9g/人・日
	11	マイバッグやマイボトルを持ち 歩く市民の割合【重点戦略】		○		83.5% （令和3〔2021〕）	100%
	12	市民協働による河川清掃への参 加人数【重点戦略】		○		206人 （令和4〔2022〕）	240人
	13	スーパーエコショップとして認 定した店舗数を増やす【定性指 標】			○	24店 （令和3〔2021〕）	前年度よりも増やす （区分A・Bは2年更新、 区分Cは3年更新）
	14	食べ切り協力店として認定した 店舗数を増やす【定性指標】			○	41店 （令和4〔2022〕）	前年度よりも 増やす
	15	マイボトル用給水機の設置を増 やす【定性指標】【重点戦略】			○	9台 （令和4〔2022〕）	前年度よりも 増やす
	16	市民協働による河川清掃での啓 発実施回数【重点戦略】			○	11回 （令和4〔2022〕）	12回

「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」の実現に向けて

1) 市域の温室効果ガス排出量の現況

- 市域の温室効果ガス排出量は、平成12年（2000）年度から増減しながら推移し、平成25年（2013）年度以降は、横ばいで推移しています。令和2（2020）年度は772千t-CO₂で、平成25（2013）年度比で2.3%減となりました。

●市域の温室効果ガス排出量の推移



出典：「オール東京 62 市区町村共同事業」提供データより作成

- 令和2（2020）年度のCO₂排出量は、706千t-CO₂で、温室効果ガス排出量の約9割を占めています。CO₂排出量のうち、業務部門と家庭部門が約7割を占めています。
- 業務部門は、事務所・ビル、商業・サービス施設などが対象で、業務系床面積の増加等に伴い、CO₂排出量は平成25（2013）年度以降に2.6%増加しました。
- 家庭部門のCO₂排出量は、平成25（2013）年度以降に14.0%減少しました。世帯当たりのCO₂排出量は、平成25（2013）年度以降に20.7%減少し、令和2（2020）年度は2,548 kg-CO₂となりました。

コラム CO₂排出量の計算方法

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの中で、代表的なものが二酸化炭素（CO₂）です。CO₂排出量を算定するときは、電気や燃料の使用量（活動量）に対し、小売電気事業者や燃料種類などによって異なるCO₂排出係数を乗じて算出します。

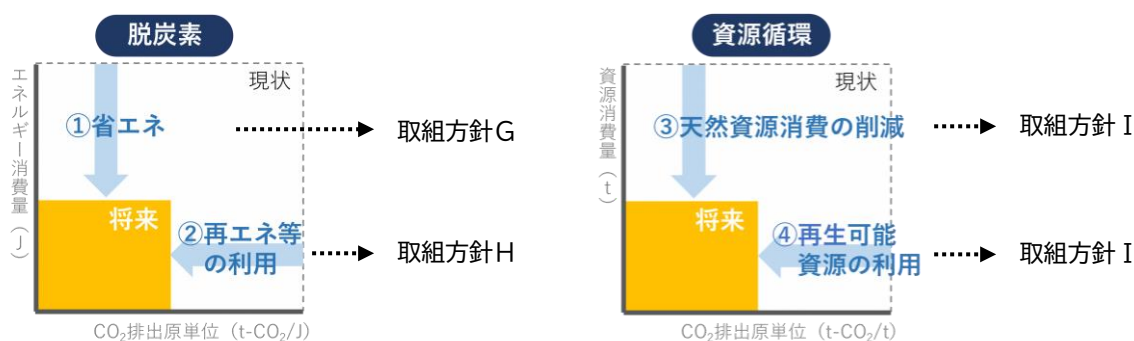
【計算式】 $\text{CO}_2\text{排出量} = \text{活動量} \times \text{CO}_2\text{排出係数}$

例えば、従来の石炭や天然ガスを使った火力発電による電気は、発電時に多くのCO₂を排出するのに対し、太陽光や風力、水力といった自然エネルギーを利用する「再エネ電気」は、発電時にCO₂を排出しない（CO₂排出係数がゼロ）ため、環境に配慮した電気といえます。

2) 取組みの方向性

- ・多摩市気候非常事態宣言に掲げた「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を実現するには、省エネルギー行動や省エネ設備への切替などによってエネルギー消費量を減らし、再エネの導入等によってエネルギーの脱炭素化により、CO₂排出量の最小化を図ります。
- ・また、多摩市の豊かなみどりに着目し、樹木によるCO₂吸収機能、緑陰の提供や植物の蒸発散によるクールスポットの創出、風の道の確保など、都市全体でのエネルギー消費の低減とまちの快適性の両立を図ります。
- ・さらに、資源循環の取組みとして、脱炭素型の製品・サービスの選択・利用を通じて、資源採取や製造や輸送などの過程で排出されるCO₂の排出削減に貢献していきます。

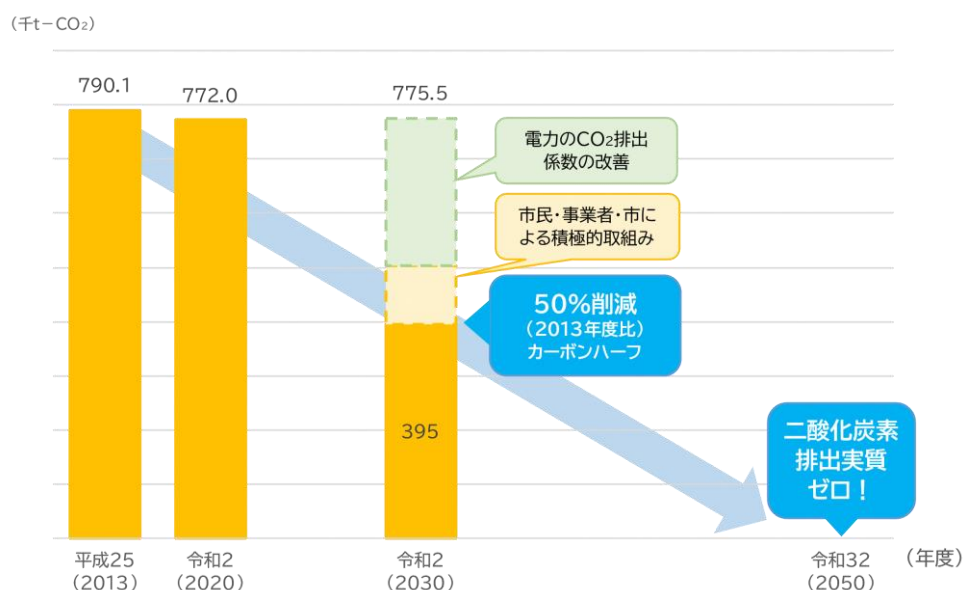
●CO₂排出量の最小化のイメージ



3) 温室効果ガス排出量の削減目標

- ・「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」の実現に向けて、対策を先送りすることなく、中間点である令和12(2030)年の短期目標に掲げた「カーボンハーフ＝温室効果ガス排出量の50%削減(平成25〔2013〕年度比)」の確実な達成を目指します。
- ・令和12(2030)年までに、国から示された電力のCO₂排出係数の改善に加え、市民・事業者・市による積極的な取組みにより、脱炭素社会への変革を進めます。
- ・各部門における省エネルギー、再生可能エネルギーの利用拡大、資源循環の取組みを通じて、安全で快適性、利便性のある暮らしのできるまちづくりを進めます。

●温室効果ガス排出量の削減目標



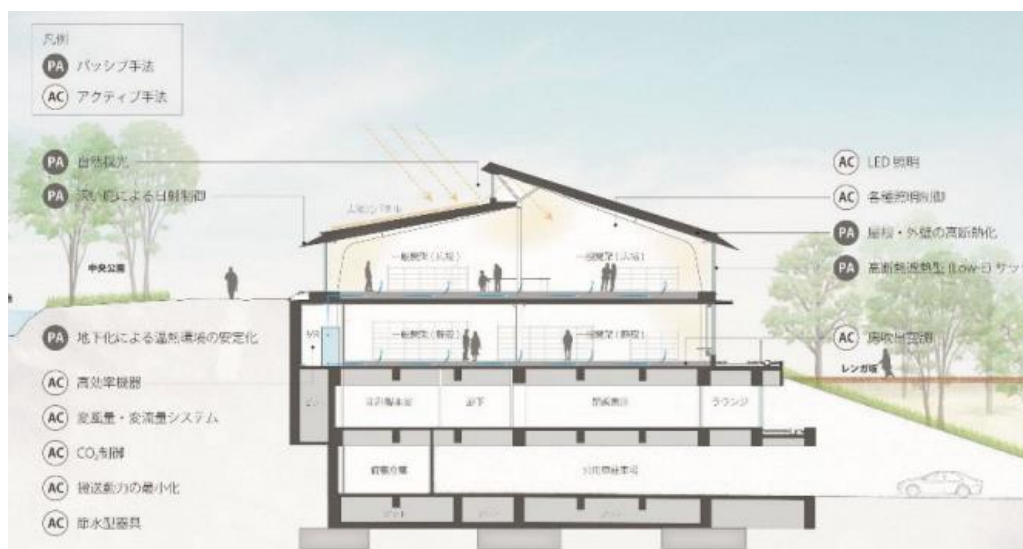
- ## ●再生可能エネルギー導入目標

出典：多摩市再生可能エネルギービジョン

＜外觀＞



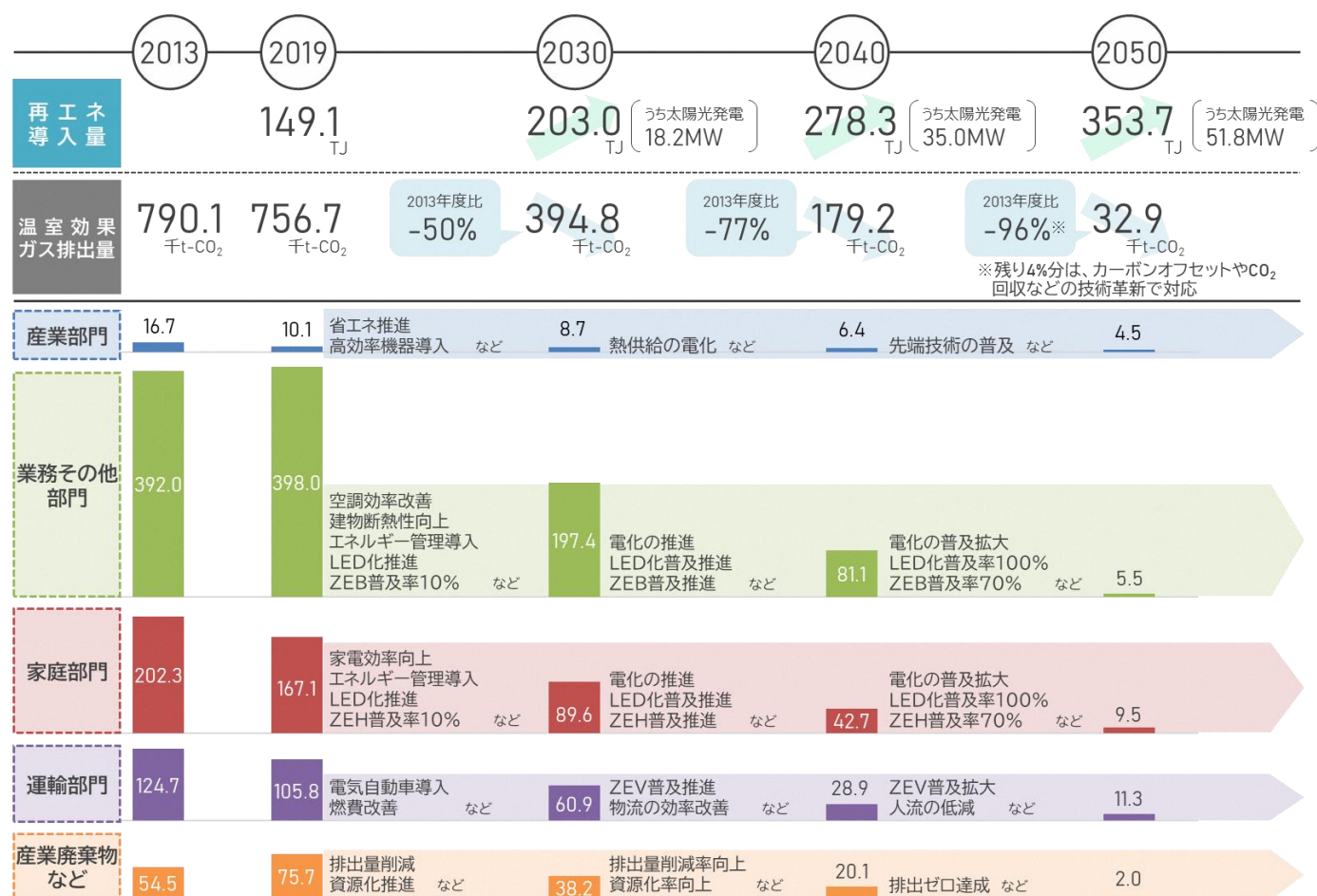
＜施設設備イメージ＞



5) 「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」へのロードマップ

- ・温室効果ガス排出削減目標、再生可能エネルギー導入目標に沿った取組みの目安と、取組み効果の試算に基づく排出量の見通しを表す「ロードマップ」を示します。
- ・ロードマップは、国の「地球温暖化対策計画」に示されている省エネ対策が進み、エネルギー効率が改善すると仮定しています。多摩市においても、技術の革新や社会実装に伴い、エネルギー消費機器の電化や電動車（EV、FCV など）への移行などのように、エネルギー源を都市ガスや石油などから電気へ切り替えた上で、再生エネ電気に転換していくことが求められます。

● 「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」へのロードマップ



注1) 市内の建物のおよそ40%にあたる9,065棟に太陽光発電設備を設置することを見込んでいます。

注2) 温室効果ガス排出量は、平成25(2013)年度比で、令和12(2030)年に50%減、2050年に96%減とし、残り4%はカーボンオフセットや将来実現する技術の活用により、「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を達成していく見込みとしています。

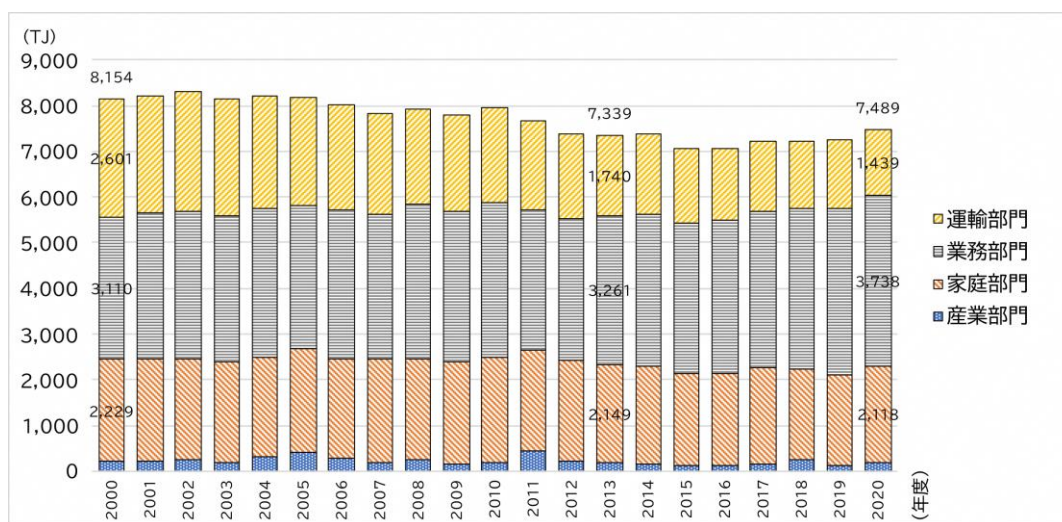
出典：多摩市再生可能エネルギービジョン

取組方針G：省エネルギーの推進

1) 現状と課題

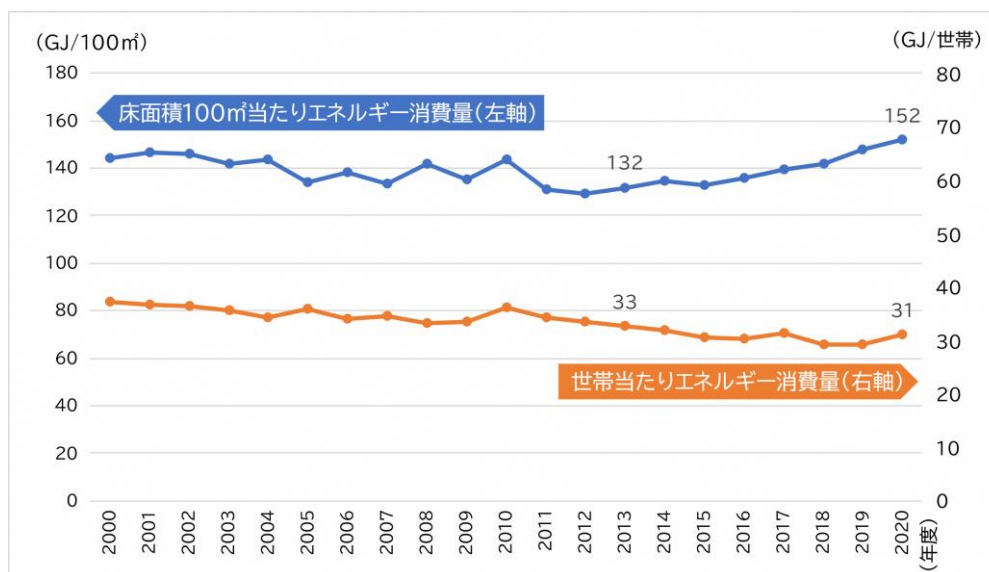
- ・CO₂排出の主な要因は、エネルギー（電気・燃料等）の消費です。令和2（2020）年度の市域のエネルギー消費量は7,489TJで、平成25（2013）年度に対し2%増加しました。
- ・業務部門は、事務所・ビル、商業・サービス施設などが対象です。平成25（2013）年度以降に、業務系床面積は横ばいで推移しているものの、床面積100㎡当たりのエネルギー消費量が約15%増加しました。
- ・家庭部門の世帯当たりエネルギー消費量は、平成25（2013）年度以降に減少傾向で推移しており、家庭での省エネルギー行動や家電や照明、空調、家電製品のエネルギー消費効率の向上による効果が表れたものと考えられます。しかし、令和2（2020）年度に増加に転じ、世帯当たりエネルギー消費量は、31GJ/世帯となりました。

●市域のエネルギー消費量の推移



出典：「オール東京 62 市区町村共同事業」提供データより作成

●エネルギー消費原単位の推移



出典：「オール東京 62 市区町村共同事業」提供データより作成

2) 今後の取組み

- ◆ 市域では家庭部門と業務部門からの温室効果ガス排出量の割合が大きいことから、暮らし方や働き方の工夫の中でできる省エネルギー行動の実践や、LED照明や省エネ家電などの買い替え促進、高効率設備への切り替えを促進し、エネルギー消費量の削減・抑制を図ります。

3) 取組項目

G1 家庭・事業所での省エネルギー行動の推進		
取組みやすく効果的な省エネルギー行動について普及啓発を行います。		
市民	○節電や節水、エコドライブ、公共交通機関の利用など、省エネルギー型のライフスタイルの実践に努めます。 ○自宅の庭やベランダでグリーンカーテンに取り組みます。 ○市の広報や公式ホームページなどから環境情報の収集に努め、地球温暖化やエネルギー問題などへの理解を深めます。 ○市民団体等は、市と連携して、省エネルギーの推進に向けた普及啓発に努めます。	
事業者	○電気・ガス・水・ガソリンなどの使用量削減に努め、省エネルギー型のワーキングスタイルを実践します。 ○従業員の環境教育の実施や講演会などへの参加により、環境問題への理解を深め、環境配慮意識の向上を図ります。	
市	○省エネルギーの実践 日常生活や事業活動での省エネルギーの取組み、関係法令・制度について情報提供・啓発します。	地球温暖化対策担当
	○みどりによる省エネルギー活動の推進 公共施設では、緑化やグリーンカーテンづくりを行います。	地球温暖化対策担当 環境政策課

G2 省エネルギー型の設備や機器の導入＜拡充＞		
LED 照明や省エネ家電などの買い替えや高効率設備への更新・導入を促進します。		
市民	○照明や冷蔵庫、エアコンなどの家電製品の更新時は、省エネルギー性能の高い製品の購入に努めます。 ○車の購入時には、電気自動車や低燃費・低公害車の購入を検討します。 ○住宅を新築、改築する際は、窓やドアの断熱や高日射反射率塗装を導入するなど、住宅の省エネ化を進めます。	
事業者	○照明や空調、冷蔵設備など、事業所の設備更新時は、省エネルギー性能の高い機器を導入し、設備機器の効率的な運転に努めます。 ○電気自動車や低燃費・低公害車などの導入促進に努めます。 ○事業所を新築、改築する際は、窓やドアの断熱や高日射反射率塗装を導入するなど、建物の省エネ化を進めます。	
市	○省エネルギー型の設備や機器の導入 家庭での高効率空調や LED 照明、高効率給湯器、ノンフロン冷蔵庫などへの買い替えについて情報提供・啓発します。 街路灯（ナトリウム灯）の LED 照明への切り替えを促進します。	地球温暖化対策担当
	○公共施設の省エネ推進＜新規＞ 公共施設では、更新等の機会を捉え、省エネルギー効果の高い設備・機器に切り替えます。	地球温暖化対策担当 施設保全課 各施設所管課

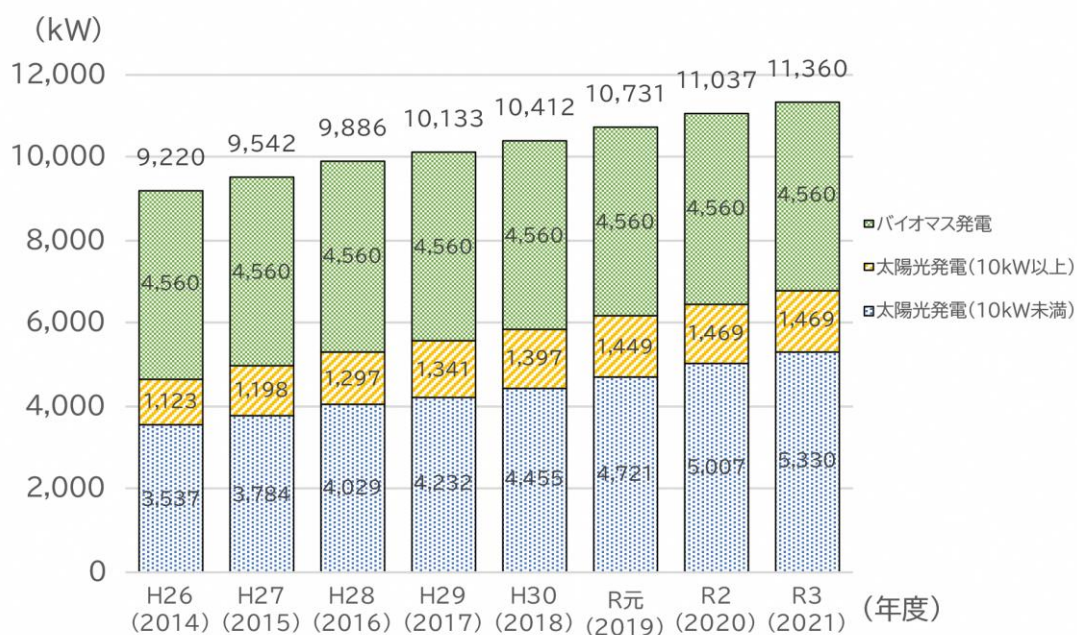
取組方針H：再生可能エネルギーの利用拡大

1) 現状と課題

① 再生可能エネルギーの導入状況

- ・市域で導入された再生可能エネルギーの導入容量は、年々増加し、令和3（2021）年度に11,360kWとなっています。このうち太陽光発電設備が約6割（6,799MW）、バイオマス発電（多摩清掃工場による発電）が約4割（4,560kW）を占めています。

●再生可能エネルギー導入容量の経年変化
（固定価格買取制度〔FIT〕によるもの）



- ・多摩清掃工場では、廃棄物の衛生処理のため焼却処理を行い、廃棄物処理に伴うCO₂を排出している一方で、焼却に伴うエネルギー（余熱）を有効活用する廃棄物発電を行っています。市では、再エネ電気の活用とエネルギーの地産地消を図るため、本庁舎や小・中学校などの公共施設に、多摩清掃工場で発電された電力の供給を受けています。

② 再生可能エネルギーの利用可能量

- ・市域での再生可能エネルギーの利用可能量（導入ポテンシャル）は、発電量約32万8千MWh/年、熱利用量2,732TJ/年と推計されています。
- ・導入ポテンシャル（発電量）のほとんどを占める太陽光発電（設備容量約237MW）は、全て導入したと仮定すると、現状の市内の電力需要の3割程度の規模と考えられます。
- ・導入ポテンシャル（熱利用）については、地中熱や太陽熱などが挙げられます。
 - 導入済みの太陽光発電の設備容量（前記①参照）は、導入ポテンシャルの2.9%に留まっており、今後の普及が期待されます。
 - 地中熱は導入ポテンシャルが大きく、冷暖房等への利用も考えられますが、導入コストとのバランスを考慮しながら普及を促進していく必要があります。

2) 今後の取組み

- ◆ 太陽光や風力、水力、バイオマス、太陽熱、地中熱などの再生可能エネルギーの利用を拡大します。
- ◆ 多摩市では戸建て住宅や集合住宅、その他建物への太陽光発電や太陽熱利用の導入の可能性が高いことから、これらの導入を促進します。
- ◆ 市内のエネルギー需要のすべてを、市内の再生可能エネルギーだけで賄うことができないため、他の地域や企業などとの連携のもと、再エネ電力の調達の取組みを拡げます。

3) 取組項目

H1 再エネの利用拡大とエネルギーの地産地消＜新規＞

住宅・建築物での太陽光発電設備や太陽熱利用設備を普及促進します。電気代削減や災害時の電源確保といったメリットを踏まえ、自家消費型の太陽光発電設備の導入を促進します。

市民	※分野横断的取組「【1-2】再エネの利用拡大とエネルギーの地産地消」（36 ページ）参照
事業者	
市	

コラム 多摩産材や国産木材の利用促進の取組み

多摩産材をはじめとする国産木材の利用を使うことは、輸入材の利用と比べて輸送時のCO₂排出量が少なくなり、CO₂を吸収する森林の保全に貢献できます。

市では、令和3（2021）年3月に、「多摩市公共建築物等における多摩産材等利用推進方針」を策定し、多摩市内の公共建築物等の整備における積極的な多摩産材をはじめとする国産木材の利用を促進しています。健康や環境の面からも有効であることを市民にPRするとともに、公共部門において多摩産材を率先利用し民間利用を促進していきます。加えて、国産木材の利用拡大が、日本各地における森林の適切な整備と災害の防止、林業の振興に寄与することを踏まえ、木材の消費地として市での国産木材の利用を推進しています。



多摩産材を使用した造作家具（パルテノン多摩）

写真出典：多摩市立複合文化施設等大規模改修工事に関する改修概要

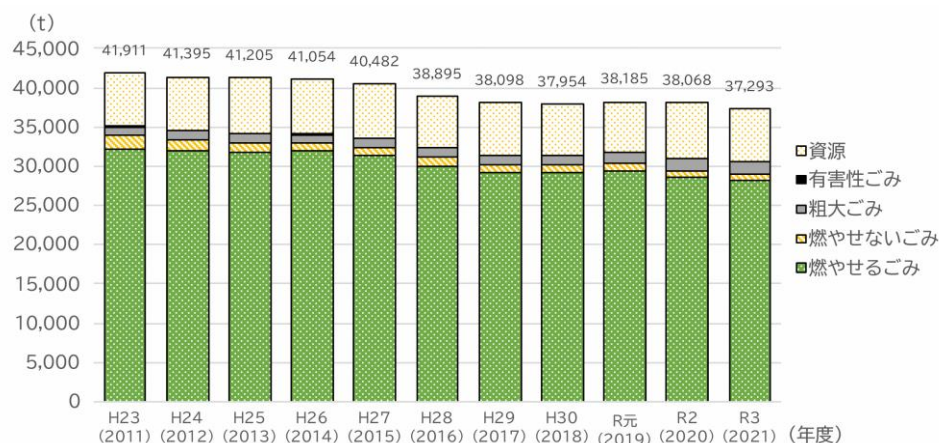
取組方針Ⅰ：資源循環の推進

1) 現状と課題

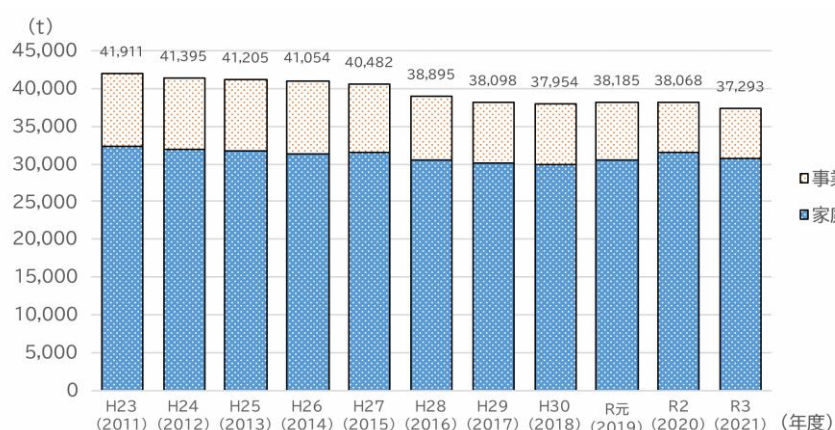
① ごみ量

- ・ 総ごみ量は、平成 30（2018）年度まで減少傾向で推移していましたが、その後数年間は横ばいで推移し、令和 3（2021）年度に 37,293 t と、また減少しました。また、
- ・ 減少が続いていた「家庭系ごみ」は、令和元（2019）年度から令和 2（2020）年度にかけてコロナ禍でテレワークや外出自粛に伴い増加し、特に「燃やせるごみ」と「粗大ごみ」が増加しました。
- ・ 「事業系ごみ」は、令和 3（2020）年度に微増したものの、平成 26（2014）年度をピークに減少しています。

●分別区分ごとのごみ量の推移



●家庭系及び事業系のごみ量の推移



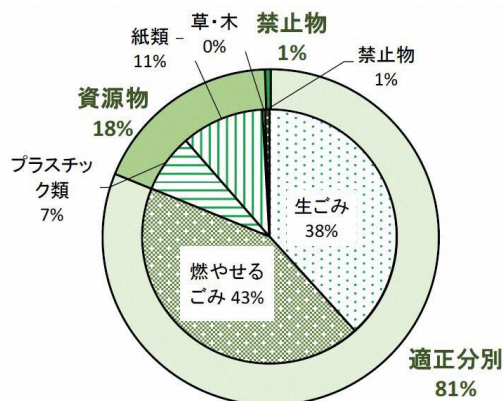
- ・ 令和 3（2021）年度の家庭から出される「燃やせるごみ」は、約 8 割が適正分別、残る約 2 割が資源物及び禁止物です。
- ・ 「生ごみ」は、全体の重量の約 4 割を占めており、生ごみの減量によって全体としてのごみ減量は大きく進展することが見込まれます。

- ・家庭から出される「燃やせるごみ」には、資源化可能な「紙類」、「プラスチック類」の混入が依然として全体の約2割を占めており、資源化することで減量の余地があります。

➤ 総ごみ量は減少してきているものの、オンライン販売やテイクアウトが加速し、減少の傾向に鈍化も見られるため、より一層の集団回収の充実や4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の推進が必要です。

- 「家庭系ごみ」としては生ごみ対策、紙類対策（雑紙の資源化による減量）、「事業系ごみ」としては適正分別と資源化の徹底が必要です。

●燃やせるごみの組成
(令和3〔2021〕年度)



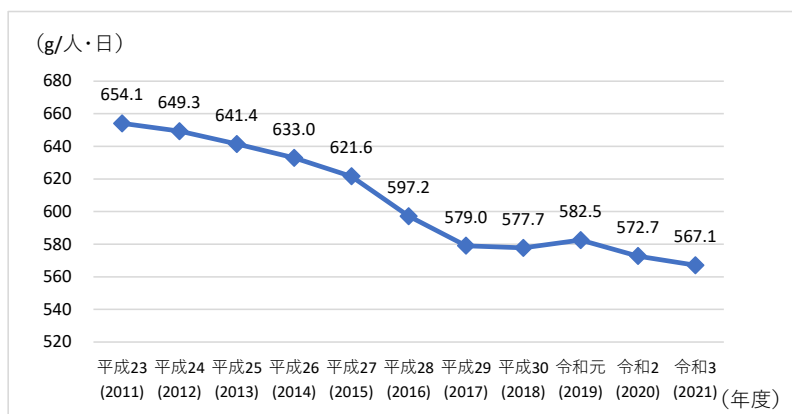
② 資源

- ・収集した資源量は、平成25（2013）年の小型家電・金属類の収集開始に伴う増加の後、減少傾向にありましたが、令和2（2020）年度はコロナ禍の影響により増加しました。
- ・資源量が多いものは、雑誌・雑紙、ダンボール、プラスチック（容器）、びん、ペットボトルの順で、その中で近年増加傾向にあるのは、プラスチック（容器）とペットボトルです。
- ・令和3（2021）年度は、資源収集量の他に集団回収、中間処理後に資源化された量を含む資源化量は13,704 tで、資源化率は34.0%でした。

③ 市民1人1日あたりのごみ量

- ・総ごみ量のうち資源量を除いた、市民1人1日あたりのごみ量は、ごみの減量や資源化が進み着実に減少しており、令和3（2021）年度には567.1 g（平成23〔2011〕年度比13.3%削減）となっています。

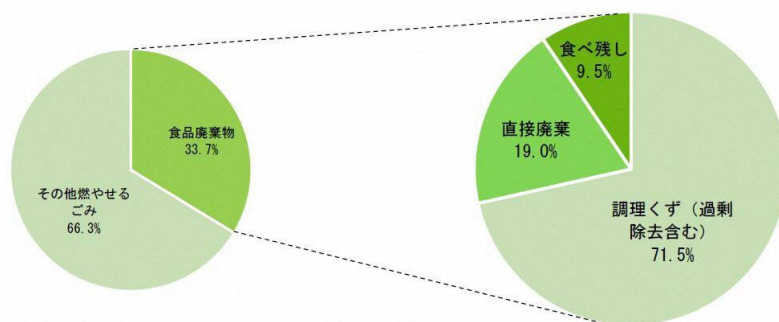
●市民1人1日あたりのごみ量



④ 食品ロス

- ・令和3年（2021）年に実施した調査より、1人1日あたりの食品ロス発生量は、38.7g/人・日（推計値）でした。市内の全世帯に換算すると年間約2,095tとなります。
- 「食品ロス」について、食材を買いすぎず、使い切る、食べ切るなどの取組みや、外食時などにおける食べ残しを減らす行動、取組みなどの啓発が必要です。

●燃やせるごみに含まれる食品廃棄物、食品ロスの割合
（令和3〔2021〕年3月調査）



⑤ プラスチック

- ・プラスチックは私たちの生活に広く使用されていますが、環境中に流出すると、マイクロプラスチックによる海洋汚染を生じさせることにつながることになります。
- ・市では、平成20年以来、容器包装プラスチックはもちろん、製品プラスチックをも収集し、独自にリサイクルしてきました。
- ・令和4〔2022〕年2月に、「プラスチック資源循環促進法」の制定を契機として、プラスチックに係る施策を、今後の社会に最適なものと転換していくための方針「多摩市プラスチック削減方針」を策定しました。まちをきれいにすると同時に海洋プラスチックごみ対策にもつながる、大栗川や勾田川での清掃活動が、市民団体との協働により実施されています（令和4〔2022〕年度：11回）。
 - 今後、プラスチックのリサイクル方法の進展や製品・流通の革新を受けて、プラスチックに依存しない消費生活へと転換していくことが求められます。
 - 社会的な意識や産業構造の変革が求められる中、河川清掃活動を広げ、この活動への参加をきっかけに、プラスチック問題や資源循環に対する市民の意識の変化や行動変容が重要です。

2) 今後の取組み

- ◆資源の大量消費を前提にした社会のままでは、エネルギー・天然資源の消費が増大し続け、温室効果ガス排出や生物多様性の損失といった地球環境に負担をかけてしまいます。このため、消費と生産における資源効率を向上させ、天然資源の消費量を地球の再生能力の範囲内に抑制していく必要があります、
- ◆持続可能な資源利用を行う循環型社会の構築のために、ごみの減量と資源化を進め、ごみの発生量をできる限り少なくし、ごみ処理における環境負荷の低減を推進します。
- ◆近年、注目されている食品ロスや使い捨てプラスチックについても、消費生活での利便性を損なうことなく、資源が循環する仕組みづくりに取り組みます。

●循環型社会における取組みの優先順位

1. 発生抑制・排出抑制：製品等がごみとなることを抑制する
【Refuse：リフューズ、Reduce：リデュース、Reuse：リユース】
2. 資源化：排出されたごみ等をできるだけ資源として適切に利用する
【Recycle：リサイクル、Renewable：リニューアブル】
3. 適正処分：どうしても資源として利用できないものは適正に処分する
4. 協働の取り組み：市民・事業者・市が協働した取り組みを行う

出典：多摩市一般廃棄物処理基本計画（一部加筆）

3) 取組項目

I 1 ごみの発生抑制・減量・リサイクルの推進		
多摩市一般廃棄物処理基本計画に基づき、総ごみ量の削減に向けて、より一層の4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の取組みを実践していきます。		
市民	○缶・びん・ペットボトル・紙パック・紙類などの資源物は、適正に分別し、再資源化に努めます。 ○まちでは絶対にポイ捨てしません。また、家庭で行政収集に出すごみは、動物やカラス等に荒らされないよう容器や網での対策を徹底します。	
事業者	○会議資料のペーパーレス化や事務書類の簡素化を進めます。 ○物品を購入する際には、国のグリーン購入リスト、エコラベル、グリーンマークなどの表示製品から購入するよう努めます。 ○製品、容器などがごみにならないような製造、加工、販売などに努めるとともに、ごみになった場合、適正な処理が可能なものとします。	
市	○ごみの発生抑制と減量施策の展開 ごみの発生抑制と減量、資源の有効利用について、ごみ減量啓発情報紙「ACTA」や市公式ホームページ、ごみ分別アプリを通じて情報提供・啓発します。	資源循環推進課
	○資源の有効利用に向けた資源回収 資源集団回収について啓発するとともに、活動を支援します。	資源循環推進課
	○粗大ごみの再利用 エコにこセンターでの粗大ごみ再利用品の販売を行うとともに、地域情報サイトの活用などによる市民同士、又は市から市民への再利用の取組みの支援について検討します。	資源循環推進課
	○リサイクル活動の支援 資源集団回収などの地域でのリサイクル活動を支援します。	資源循環推進課

I 2 ごみの適正処理に向けた分別の徹底

処分する「燃やすごみ」の中には、雑紙類やプラスチックなどの資源物が含まれているため、分別の周知徹底を図ります。

市民	○缶・びん・ペットボトル・紙パック・紙類などの資源物は、必要に応じて洗浄して分別し、再資源化に努めます。	
事業者	○ごみや資源の分別を徹底します。 ○廃棄物のリサイクルや減量化に努め、廃棄物は適正に処理します。 ○不法投棄などを行わないよう、関係法令を順守するとともに、廃棄物の不法処理抑止への活動に協力します。	
市	○家庭系（収集）・事業系（持込）ごみの分別の徹底 ごみや資源物に関する分別ルールについて啓発・指導します。	資源循環推進課

I 3 食品ごみの削減

食品ロス削減や生ごみ減量の取組みを進めていきます。

市民	○調理するときは、適正な量の食材を利用するようにします。 ○買物の際には、エコショップやスーパーエコショップ認定店を積極的に利用します。 ○生ごみ処理容器の活用により生ごみを堆肥として利用します。 ○生ごみを処分する場合には、水切りを行い減量化に努めます。 ○市民団体等は、市と連携し、エコショップや生ごみ処理容器などの普及活動に協力します。	
事業者	○食品廃棄物を削減します。 ○事業活動によって生じる生ごみの減量やリサイクル化を図ります。 ○店舗は、エコショップやスーパーエコショップに認定されるよう努めます。	
市	○生ごみの減量と堆肥化及び資源化の促進 生ごみの減量やコンポストなどについて情報提供・啓発します。	資源循環推進課
	○食品ロス対策 食品ロス削減に向けた啓発を実施します。また、食品ロス削減に取り組む事業者を「多摩市食べきり協力店」として登録し、事業者と連携した食品ロス削減の取組みを推進します。	資源循環推進課

I 4 プラスチックの削減

循環経済（サーキュラーエコノミー）の構築に向けて、プラスチック製品に頼るライフスタイルからの転換を促します。

市民	※分野横断的取組「【3-2】プラスチック対策の推進」（50 ページ）参照
事業者	
市	

5 環境活動分野

■短期目標

意識と行動の変革につながるムーブメント

◆ ムーブメントの醸成

市民一人ひとりの行動で社会を変え、社会の変化がさらなる意識と行動の変革につながるムーブメントの醸成を目指します。

◆ 連携・協働して取り組む体制の構築

環境を支える人材を育成し、市民、事業者、市民団体等及び市が、連携・協働して取り組む体制の構築を目指します。

■管理指標

取組方針	No.	指 標	環境 指標	市民・ 事業者 活動 指標	行政 活動 指標	実績値 (年度)	目標値 (令和15〔2023〕 年度)
J：環境教育・環境学習の充実	1	環境啓発イベントや環境学習の機会に参加している又は参加したいと考える市民の割合 (アンケート、多摩市世論調査)	○			34.0% (令和4〔2022〕)	51%
	2	商品を選択する際には、環境配慮マークやCO ₂ 排出量の表示を参考に選ぶ市民の割合 (アンケート、多摩市世論調査)	○			15.0% (令和4〔2022〕)	60%
	3	環境啓発イベントに参加した子どもの人数		○		117人 (令和4〔2022〕)	180人
	4	「じぶんごとプラネット」に取り組んだ市民の数(延べ数) 【重点戦略】		○		34人 (令和5〔2023〕)	10,000人
	5	子どもを対象とした環境啓発イベントの実施回数(事業)			○	9回 (令和4〔2022〕)	15回
	6	SNSによる環境情報発信回数 【重点戦略】			○	22回 (令和4〔2022〕)	192回
K：市民協働による環境活動の促進	7	毎年度、気候市民会議を開催し、取組内容を1項目以上レベルアップしていく	○			—	1項目以上のレベルアップ
	8	子ども未来会議を継続していく 【定性指標】【重点戦略】			○	実施 (令和5〔2023〕)	毎年実施する
	9	気候市民会議の開催回数 【定性指標】【重点戦略】			○	開催(5回) (令和5〔2023〕)	毎年度実施する

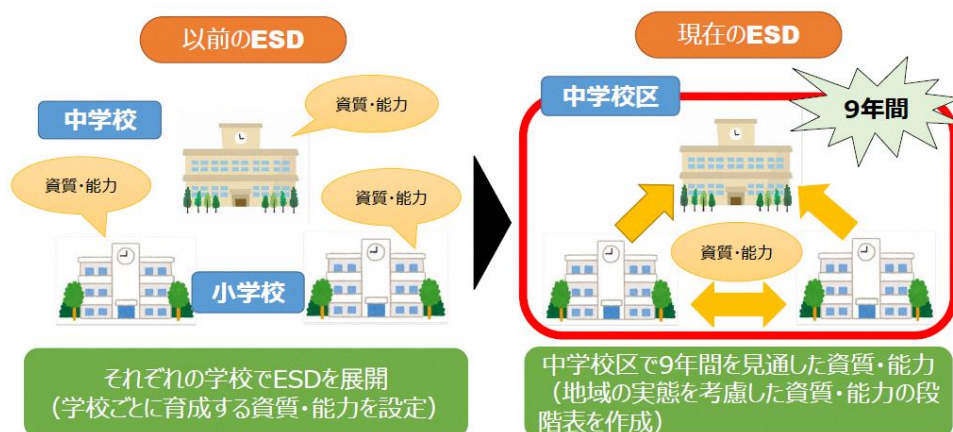
取組方針J：環境教育・環境学習の充実

1) 現状と課題

① 環境教育・ESD

- ・市では、平成 21（2009）年から「2050 年の大人づくり」をキャッチフレーズに、総合的な学習の時間を中心に ESD（持続可能な開発のための教育）を進めてきました。平成 25（2013）年度には、全ての公立小中学校が、ESD の推進拠点となるユネスコスクールに加盟し、特色のある活動を展開してきました。
- ・平成 27（2015）年度から、「多摩市子どもみらい会議」を開催し、各学校の ESD の特色のある取組みを発表、共有し、市政や地域、市内全校にメッセージを発信しています。
- ・「多摩市 ESD コンソーシアム」として、企業、大学や行政機関が参加し、ESD を通じた子どもたちの学びを支える地域連絡会を、年 1 回実施しています。
- ・令和 2（2020）年度より小学校、令和 3（2021）年度より中学校の新学習指導要領が全面実施されました。学習指導要領の前文及び総則において、「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられ、各教科などにおいても関連する内容が盛り込まれました。
- ・『「2050 年の大人づくり」に向けたセカンドステージ』として、今まで各学校が取り組んできた実践や資質・能力を基に、各中学校区において、小中学校が連携し、子どもの実態を踏まえ、ESD を通じて育成する資質・能力（身に付けたい力）を設定・共有し、多摩市全体での ESD の取組みへと展開しています。

●小・中学校の連携による ESD の推進



出典：「令和 5 年度 ESD 実践研修」資料（多摩市教育委員会）

② 幼少期の環境学習

- ・市内の幼稚園や保育園では、野菜の体験栽培、食品ロスをなくす取組み、昆虫とのふれあいなど、身の回りの自然と触れ合う体験の機会が提供されています。
- ・児童館では、グリーンカーテンづくり、家庭ごみとリサイクル、プラスチックごみや食品ロスについて学ぶ機会が提供されています。



- ・農業委員会と連携し、市内の畑でサツマイモなどを育て、収穫し、食物の成長や市内の農業環境を学ぶ機会として、令和3（2021）年度は延べ14回実施しました。

③ 環境学習

- ・グリーンライブセンターやコミュニティセンターや消費生活センター、公民館などで、環境学習会やリサイクル展が市民団体などの主催によって開催されています。
- ・市主催による施設などの見学会、環境学習会、自然観察会や環境ウォッチング、農業体験の体験学習など、多彩な取組みが行われています。
- ・アウトリーチ事業として、市内小学校の児童を対象に、小学校での講座やフィールドワークなどの出張授業が実施されています。

④ 地域の自然・文化を楽しむ多様な機会の提供

- ・市では、子どもを対象に、楽しみながら環境について学べる様々な環境啓発イベントを実施しています（令和4〔2022〕年度：9回・117人が参加）。
- ・市民団体と連携し、川の生き物調査や自然観察会、多摩川カヌー体験教室、生物多様性セミナーなど、自然体験や生き物とふれあえる機会を提供しています。
- ・環境をテーマに子どもたちが自ら調査・研究し、気付いたことを地図に表すことで、環境への理解と認識を深める「多摩市身のまわりの環境地図作品展」を実施しています。
- ・また、市では、地域の自然に根差した文化と親しむ活動を支援しています。

炭焼きやぞうりづくり、古民家体験会など、多摩の伝統的生活を体験する機会を提供しています。

青少年地区委員会のもと、各地域でどんど焼きや青少年活動サポーターによる多摩そば（うどん）づくりなどを実施しています。

中高生のリーダー育成に視点を置いた宿泊キャンプを、八ヶ岳少年自然の家で実施しています。



コラム 体験型のエネルギー・環境教育の事例

地球温暖化や気候危機について理解し、できることから取り組む意識を持つには、エネルギーや環境について考えるきっかけとなる「体験の場」が重要です。

多摩市内の小学校では、調布市の市民グループ「えねこや」による出前講座が行われました。自然の力で創ったエネルギーだけで心地よく過ごせる小さな建築のことを「えねこや」と呼び、太陽光だけで生活ができる「移動式えねこや」とともに学校などへ出向き、地球に優しい暮らしを体感しながら、暮らしの中のエネルギーについて考えます。

2) 今後の取組み

- ◆ 「持続可能な社会の創り手」の育成を目指すため、これまで行ってきた公立小中学校での ESD の取組み成果を基に、地域と連携した環境教育や ESD の活動をさらに充実させ、市民の行動変容や社会変革につなげていきます。
- ◆ 多摩市には、田畑や果樹園、雑木林、河川、生き物、再生可能エネルギー、文化・歴史などの様々な資源があります。これらの資源を生かし体験活動を充実していきます。
- ◆ 子どもを対象とする環境啓発のためのイベントなどを定期的を実施し、楽しみながら参加・体験できる機会を増やしていきます。

3) 取組項目

J 1 地域と連携し楽しみながら行う環境教育の推進		
持続可能な社会の創り手を育成していくため、これまでの ESD の取組みを充実するとともに、子どもから大人まで幅広い世代に向けて体験活動や環境学習の機会を提供していきます。		
市民	○環境や伝統行事等について学んだり、体験できる機会に参加します。 ○市民団体は、市や学校と連携し、子どもたちを対象とした環境や伝統行事などについて楽しみながら学んだり、体験できる企画運営に積極的に取り組みます。	
事業者	○市や学校と連携し、子どもたちを対象とした環境や伝統行事等について楽しみながら学んだり、体験できる企画運営に協力します。 ○地域や学校などにおける環境教育・学習に係わる工場・企業見学などの受け入れに協力します。 ○市民参加型の環境を楽しむ講座や講習会、イベントなどに協力します。	
市	○ESD の推進 市内小中学校を通じて ESD を推進します。また、ESD への理解と認知度を高める取組みや、市民が率先して関わるができる仕組みづくりを行います。	教育指導課
	○幼少期における環境学習の推進 幼少期から環境への関心を高めるための取組みを推進します。	子育て支援課 児童青少年課 環境政策課
	○環境学習の推進＜新規＞ 市民・市民団体等と連携し、環境学習に関する様々なイベントなどの機会を設けます。	環境政策課
	○子どもを対象とした環境活動の推進 子どもたちが気軽に楽しく参加できる水辺の観察会や身の回りの環境地図作品展の実施のほか、自然の中でのキャンプや地域の伝統行事などの活動を支援します。	環境政策課
J 2 環境情報の提供		
人々の世代や価値観、ライフスタイルが多様化する中で、ニーズに合った正確な情報を様々な媒体・提供方法で提供していきます。		
市民	○環境に関する情報に関心を寄せ、理解を深めます。 ○自然環境や生き物に関する公表データ、調査報告書などを通じて、環境への理解や関心を深めます。	
事業者	○事業者自ら実施した環境に関する活動報告や調査結果などについて、市民に広く周知します。 ○市や市民団体等が開催する環境活動などの広報や情報提供に協力します。	
市	○環境に関する適切な情報公開 広報や公式ホームページ、SNS などを通じて、環境に関する情報提供・啓発を行います。 また、関係機関や市民団体等と連携しながら、環境と結びつきのある生活及び健康・安全に関する情報を提供します。	環境部全課

取組方針K：市民協働による環境活動の促進

1) 現状と課題

① 環境情報の提供

- ・市の広報や公式ホームページなどを通じて、多摩市の環境に関する必要な情報、安全・安心な暮らしを保持するための適切な情報、市民による環境活動の普及促進のための情報を提供しています。また、市公式X（旧 Twitter）も活用し、事業の周知などを行っています。
- ・多摩しみどりと環境基本計画に基づく施策の実施状況や今後の課題などについて、多摩しみどりと環境審議会の点検・評価による意見（市民認証）を付して、年次報告書「多摩市の環境」をとりまとめ、公表しています。
 - 多くの多様な世代に環境への関心・理解を深めてもらうために、環境情報に触れる機会が増えるよう、より工夫した発信方法や周知の徹底が必要です。

② 指導者・リーダー

- ・みどり・環境活動に関する指導者・リーダーの育成を図るため、多摩市民環境会議と市の共催により、環境学習セミナーが実施されています。また、多摩市グリーンボランティア森木会と市の協働により、公園や緑地の雑木林などの管理に関わる指導者養成のための「多摩市グリーンボランティア講座（中級編）」が実施されています。
 - 活動者の減少や高齢化に伴い、指導者・リーダーが不足・固定化しているため、より多くの世代にみどり・環境活動へ参加するよう啓発を行い、担い手づくりに向けた支援を行う必要があります。

③ 活動拠点

- ・みどりや環境に関する活動の拠点となる「多摩市グリーンライブセンター」は、平成 23（2011）年より、多摩市・恵泉女学園大学・多摩市グリーンボランティア連絡会により、企画運営されています。
- ・多摩ニュータウン環境組合リサイクルセンター（愛称「エコにこセンター」）は、資源循環型社会を目指して、市民、事業者、市民団体等及び行政が一体となって、3R について考え、不用品、再生品の「捨てない工夫」、「活かす工夫」、「使う工夫」など資源の流れを尊重した環境配慮型ライフスタイルを身につけていくための活動拠点です。NPO 法人により運営されています。
 - 現在よりも市内のみどり・環境活動を活発にするために、ボランティア活動を行っている市民やこれからみどり活動を行いたい市民が交流・情報共有ができるよう、より情報発信を強化し、各活動に対する支援を進めていく必要があります。

④ 各種団体等との連携

- ・市内では、多くの市民に働きかけ、市とも協働してごみ問題や環境問題に熱心に取り組む市民団体が活躍しています。110 以上の活動団体等と協働して、環境保全・環境美化・ごみ減量活動などを実施しており、令和 2（2020）年度は延べ約 5,300 人の市民が活動に参

加しました。

- ・市民団体等（多摩グリーンボランティア森木会、恵泉女子大学、多摩市植物友の会など）と連携し、みどりや環境に関する講座や講習会、体験型イベント、ハタザオ保護に関する取組みなどを行っています。
- ・「多摩市消費生活フォーラム&エコ・フェスタ」が実行委員会形式で企画・運営され、環境に関する市民団体同士の連携が強化される場となっています。
- ・多摩グリーンボランティア森木会の運営会議を通して、緑地の管理活動に関する情報交換が行われ、各団体や市は日々の管理活動に生かしています。
 - 市内のみどり・環境活動を活発にしていくために、既存の取組みに加え、市民等と協働する新たな取組みの構築など、より市民参画の推進や各種団体等との連携を強化していく必要があります。

2) 今後の取組み

- ◆ ボランティア活動団体の構成メンバーの高齢化が進んでいることを踏まえ、こうした市民団体等の運営や活動の継続・継承に対して支援を行います。
- ◆ 地域の環境活動に幅広い世代の参加を促すため、情報発信を行い、市民協働の取組みを牽引する指導者・リーダーの育成と活動を支援していきます。

3) 取組項目

K 1 市民・民間事業者など多様な主体が協働して取り組んでいくための体制づくり<新規>	
持続可能なまちづくりに向けて、「協創」の考え方のもと、幅広い世代の市民、市民団体や事業者・教育機関など様々な主体が参画する体制を構築していきます。	
市民	※分野横断的取組「【5-1】市民・民間事業者など多様な主体が協働して取り組んでいくための体制づくり」(61 ページ) 参照
事業者	
市	

6 分野別の取組みを通じた SDGs への貢献

分野別の取組みを進めていくことで、持続可能な開発目標 SDGs の実現に向けて貢献していきます。

●分野別の取組みの実践を通じて貢献していく SDGs のゴール（目標）

SDGs のゴール（目標）	分野別の取組み			
	自然環境 分野	生活環境 分野	地球環境 分野	環境活動 分野
	取組方針 A～C	取組方針 D～F	取組方針 G～I	取組方針 J～K
 3 すべての人に健康と福祉を	○	○		○
 4 質の高い教育をみんなに				○
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	○		○	○
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	○		○	○
 11 住み続けられるまちづくりを	○	○	○	○
 12 つくる責任 つかう責任	○	○	○	○
 13 気候変動に具体的な対策を		○	○	○
 14 海の豊かさを守ろう	○		○	○
 15 陸の豊かさを守ろう	○	○		○
 17 パートナリーシップで目標を達成しよう	○	○	○	○

資料

(1) みどりのルネッサンスの振り返り

「みどりのルネッサンスへの取り組み報告書」（平成 27〔2015〕年 3 月）では、「愛でるみどりから関わるみどりへ」をコンセプトとし、みどりの保全・活用、生物多様性の確保、市民協働の推進、ボランティアの育成、市民がみどりに関わる活動領域の拡張など、様々な取組みを示しています。

●「みどりのルネッサンスへの取り組み報告書」におけるリーディングプロジェクト

プロジェクト	取組内容
① 生物多様性の確保に向けた体制づくり	➤ 多摩市の生物環境の現状の把握と分析 ➤ 取り組むべき事項の整理や具体化、庁内の連携体制の確立 ➤ 生物多様性への意識向上と普及啓発
② 民有樹林の保全及び育成管理方針づくり	➤ 現行の「沿道斜面緑化補助制度」や「保存植物など補助制度」の継続と推進 ➤ 民有樹林及び寺社が保有するみどりの、土地を所有管理する方の高齢化にともなう、保全の育成管理のサポート体制の構築 ➤ 管理保全に向けた地権者と市との相方向でのコミュニケーションの確立 ➤ 市公式ホームページなどにより民有樹林の保全のあり方・事例などの情報提供
③ 周辺自治体等と連携したみどりの保全・活用の方策の検討体制づくり	➤ 隣接する自治体の情報提供を行うことで、行政界の緑に多く存在する民有樹林などの保全管理との連携 ➤ 「多摩・三浦丘陵緑と水景に関する広域連携会議」へ今後も継続的に参加し、参加自治体との情報共有 ➤ 市公式ホームページなどにより「多摩・三浦丘陵緑と水景に関する広域連携会議」の取組事例や「多摩・三浦丘陵市民ウォーキングラリー」などのイベントを紹介する
④ 暮らしの安全安心とみどりの保全との調和のあり方の構築	➤ 公園緑地の周辺環境における防犯や交通安全に配慮したみどりの点検と管理方策の構築 ➤ 教育委員会と連携した「対策必要箇所」の抽出、対策の実施を行い、安全安心とみどりの調和の確保を図る ➤ 安全安心及び街なみ景観について、みどりのあり方を検討し、基準化を図る（暮らしの安全安心のためのみどりの育成管理基準（案）の策定）
⑤ 市民の皆さんの関わりによる身近な公園緑地の改善や育成管理の体制づくり	➤ 「みどりのカルテ」及び「みどりの管理シート」を、公園緑地の課題や多様なニーズの合意形成の場で活用していく ➤ 「みどりのカルテ」に基づき作成される「みどりの管理シート」を管理主体との情報共有ツールとして活用しながら、市民協働による継続的な育成管理を推進する ➤ 「みどりのカルテ」及び「みどりの管理シート」の情報を、公園緑地施設更新時や地域課題への対応などの場面で活用する
⑥ 公園緑地施設の計画的な更新の基本方針作り	➤ 「多摩市都市基盤施設維持・更新基本計画」（平成 22〔2010〕年 2 月）をふまえつつ、現在のニーズ、将来的な利用計画を調査しながら「多摩市公園緑地施設長寿命化計画」（案）の策定を行なう ➤ 街区公園などの身近な公園については、「みどりのカルテ」作成などにより得られた情報とあわせ、地域の合意形成を図りながら公園緑地施設の更新を行う
⑦ みどりのボランティアの育成と継続的な拠点確保	➤ 現在のボランティア活動の現状把握を行い、団体間の情報交換の活発化や、活動情報の発信を行う ➤ 新たなボランティアの人材を育成するための取組みを推進する ➤ 活動の拠点（グリーンライブセンター）を中心とした、ボランティア活動が行われやすい環境づくりを図る ➤ 活動拠点となるグリーンライブセンターの活用及び拡充の検討を行う

本計画の各施策の策定にあたっては、みどりのルネッサンスでの各取組みにおいて振り返りを行い、課題を整理しました。

●みどりのルネッサンスの取組みの振り返り

リーディングプロジェクト	取組状況、課題	反映した取組項目
①生物多様性の確保に向けた体制づくり	・生物多様性の普及啓発について、水辺の楽校などの市民団体と連携したイベントの開催や、「多摩市いきもの観測」など市民から生き物の情報を投稿してもらう取組みを実施している。ただし、近年、コロナ禍で多くのイベントを実施できていない状況が続いた。 ・外来種について、アライグマやハクビシン、オオキンケイギクの駆除対策を実施している。 ➢ 感染症や天候に影響を受けない、新たな普及啓発の手法を検討する必要がある。 ➢ 市民団体の高齢化により、新たな担い手の確保が必要である。 ➢ 現在、駆除対策を実施している以外の外来種や特定の公園で対策を行っているミシシippアカミミガメについて、対応方針とその普及啓発が必要である。 ➢ 安全安心な公園管理と生物多様性の確保の両立を図る必要がある。	・ A1：まとまり・つながりのあるみどりの確保（74 ページ） ・ A2：生物多様性に関する情報の発信（74 ページ） ・ A3：生物多様性の保全（75 ページ）
②民有樹林の保全及び育成管理方針づくり	・ 民有樹林等みどりの保全制度は継続して行っているが、管理のサポート体制については十分な検討ができていない。 ➢ 民有地のみどりの保全のあり方、公有地化の検討が必要である。 ➢ 民有樹林の保全のためのサポート方法について検討が必要である。	・ B4：民有地のみどりの保全（83 ページ）
③周辺自治体等と連携したみどりの保全・活用の方策の検討体制づくり	・ 「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」には継続して参加し、情報共有・情報交換等を行っている。 ・ 「多摩・三浦丘陵」以外の近隣自治体とも、みどりの保全・活用に関する情報共有を行っている。 ➢ 情報共有・意見交換だけでなく、他自治体と連携した具体的な事業を実施していく必要がある。	・ C5：周辺自治体との広域連携でのみどりの保全・活用の推進（91 ページ）

リーディングプロジェクト	取組状況、課題	反映した取組項目
④暮らしの安全安心とみどりの保全との調和のあり方の構築	・通学路安全点検を継続して実施し、地域と連携しながら安全の確保に努めている。 ・地域や自治会から提出される要望書に対し、意見交換・合意形成を行いながら樹木などの管理を実施している。 ・地域の要望に対して、市としての公園緑地の樹木管理や更新の考え方が明確化されていないため、対応に苦慮した部分がある。 ➢ 公園緑地における樹木管理や更新の考え方について、持続可能な形でみどり管理の明瞭化の検討が必要である。	・分野横断的取組【2-1】グリーンインフラを活用するまちづくり（43ページ） ・B1：安全安心とみどりの保全との調和（82ページ） ・B2：公共の緑地・みどりの適正な維持管理・更新（82ページ） ・B3：持続可能なみどりの管理運営手法の検討、構築（83ページ）
⑤市民の皆さんの関わりによる身近な公園緑地の改善や育成管理の体制づくり	・当初は維持管理に関する地域ワークショップなどを実施していたが、参加者が限定されたり、継続的に参加、あるいは関わるしくみが構築できなかったりして、現状でワークショップは継続していない。 ・公園施設や樹木等については利用者や近隣住民の中でも様々な意見があり、意見交換をしながら進めていくことが望ましい。 ・公園ボランティアによる維持管理は継続して行われている。しかしながら、公園ボランティアにも様々な関わり方があり、公園によって差がある。 ➢ 高齢化等による担い手の減少やボランティア団体自体の継続が課題であり、ボランティア活動への新たな関わり方の構築など、より活動に参加しやすい環境が必要である。	・C2：多様な担い手の拡充・拠点体制づくりの強化（89ページ） ・C3：公園の利活用の推進（90ページ）
⑥公園緑地施設の計画的な更新の基本方針づくり	・平成30（2018）年に公園施設長寿命化計画を策定。計画に基づき、地域ごとにワークショップや小学校へのヒアリングなどを実施しながら改修を行ってきたが、コロナ渦による財政状況により令和3（2021）年度以降は計画に合わせた改修を行うことができていない。 ➢ 令和3（2021）年度以降、計画どおりの街区公園改修が実施できていないため、公園施設長寿命化計画改定に合わせて見直しが必要。	・C1：公園のストック効果の向上（89ページ）

リーディングプロジェクト	取組状況、課題	反映した取組項目
⑦みどりのボランティアの育成と継続的な拠点確保	・市と協働して行っているグリーンボランティア講座により、みどりに関わるボランティアの育成を行っている。 ・公園内の花壇を管理するボランティアを対象に、花苗の育成や花壇管理についての講習会を実施し、ボランティアの知識・技術の向上につながっている。 ➤ 緑地の保全活動を行っているグリーンボランティアにとっては、グリーンライブセンターがボランティア活動の拠点として大きな役割を果たしているが、愛護会・アダプトなど公園ボランティアにとっても拠点となれる場所、情報交換のできる場所をつくっていく必要がある。	・C2：多様な担い手の拡充・拠点体制づくりの強化 (89 ページ)

(2) 素案の作成経過

1) みどりと環境審議会

年度	開催日	内 容
令和4 (2022)	8月18日	令和4年度第1回みどりと環境審議会 ・ (仮称) 次期多摩すみどりと環境基本計画の策定について
	10月5日	令和4年度多摩すみどりと環境審議会 第1回循環・自然環境分科会 ・ 多摩すみどりと環境基本計画の改定に向けて、多摩市の環境の現状把握、課題抽出等
	10月5日	令和4年度多摩すみどりと環境審議会 第1回地球環境分科会 ・ 多摩すみどりと環境基本計画の改定に向けて、多摩市の環境の現状把握、課題抽出等
	10月14日	令和4年度多摩すみどりと環境審議会 第2回循環・自然環境分科会 ・ 多摩すみどりと環境基本計画の改定に向けて、主要課題の抽出
	10月17日	令和4年度多摩すみどりと環境審議会 第2回地球環境分科会 ・ 多摩すみどりと環境基本計画の改定に向けて、主要課題の抽出
	10月26日	令和4年度第2回多摩すみどりと環境審議会 ・ 多摩すみどりと環境基本計画の改定に向けて主要課題のまとめ
	11月9日	令和4年度第3回多摩すみどりと環境審議会 ・ 次期計画における「基本理念・めざす環境像」、「長期目標・短期目標」、「基本的事項、全体構成」の決定について
	2月8日	令和4年度第4回みどりと環境審議会 ・ TAMA サステイナブル・アワード2022 の開催報告
	3月9日	令和4年度第5回みどりと環境審議会 ・ 次期多摩すみどりと環境基本計画の骨子案について ・ 多摩市未来創造ワークショップの開催について
令和5 (2023)	9月13日	令和5年度第1回みどりと環境審議会 ・ 次期計画の素案の審議
	11月6日	令和5年度第2回みどりと環境審議会 ・ 第3次多摩すみどりと環境基本計画の素案について

2) 市民意見聴取

年度	開催日、期間	内 容
令和4 (2022)	11月15日～12月2日	環境に関するアンケート
	11月20日	みどりの保全・管理に関する関係者意見交換会
	12月11日	TAMA サステイナブル・アワード 2022 (パネルディスカッション)
令和5 (2023)	4月1日	未来創造ワークショップ
	4月29日	みどりのあり方ワークショップ
	5月13日	多摩市気候市民会議（第1回） ・ キックオフ
	5月27日	多摩市気候市民会議（第2回） ・ 脱炭素に向けて（生活編）
	6月17日	多摩市気候市民会議（第3回） ・ 脱炭素に向けて（社会編）
	7月8日	多摩市気候市民会議（第4回） ・ 脱炭素に向けた取組み
	7月29日	多摩市気候市民会議（第5回） ・ まとめ・振り返り
	7月～9月	市民団体ヒアリング（8団体）